

## SHIP プロジェクト第 6 回共同シンポジウム講演要旨集（草稿）

明治大学法学部教授  
夏井高人

※ SHIP プロジェクトは 2004 年 3 月に当初の 5 年間の研究期間が満了した。この研究を更に 5 年間継続して延長すべく申請をしたが認められなかった。このため研究施設を撤去し研究用サーバも閉鎖することとなり、研究成果の多くが未公開のままとなっている。

※ この草稿は、2003 年 5 月 31 日～6 月 1 日の 2 日間にわたり開催された第 6 回共同シンポジウムの内容をまとめた「講演要旨集」の草稿である。未完成版であり、収録されていない講演内容等が多数ある。

※ SHIP プロジェクトが終了となったため正規の公表をすることができないまま年月が経過したけれども、Web 上で公開することとした。

※ 今後、原稿等を整理して追加した改訂版を公開することがあり得る。

## 目 次

開催プログラム	3 頁
挨拶 山田庫平	4 頁
挨拶 下坂陽男	5 頁
研究報告 「SHIP プロジェクト:研究成果と展望」夏井高人	7 頁
講演 「判決情報とプライバシー」クリス・パブリック	23 頁
講演 「法律情報の商業化」ハーバート・バーケート	55 頁
パネルディスカッション	84 頁
2003 年 9 月フィンランド出張報告書	121 頁
SHIP プロジェクト共同シンポジウム概要	122 頁

## SHIP プロジェクト第6回共同シンポジウム

日時・2003年5月31日(土) 午前11時～午後6時

2003年6月1日(日) 午前10時～午後4時

場所・明治大学駿河台校舎リバティタワー1階リバティホール

参加・無料(レセプション参加は有料)

通訳・全講演及び討議につき同時通訳(レシーバ貸与)

オーガナイザー・夏井高人(明治大学)

### 1日目・テーマ「判決情報の公共性」

研究報告

「SHIPプロジェクト：研究成果と展望」夏井高人(明治大学)

講演

「判決情報とプライバシー」クリス・パブリック(NSW プライバシーコミッショナー)

「法律情報の商業化」ハーバート・バーケート(情報法研究所)

パネルディスカッション

司会・指宿 信(立命館大学)

レセプションパーティ

### 2日目・テーマ「法情報データベースーその最前線と将来展望」

講演

「PALプロジェクト」ジェホフ・ローン(ニュージーランド国会法制局)

その他(予定)

パネルディスカッション

司会・小松 弘(弁護士)

## 2003年 SHIP 国際シンポジウム挨拶

社会科学研究所長  
山田庫平（明治大学経営学部教授）

明治大学の山田庫平でございます。私が所長をしております明治大学社会科学研究所は、現在、学術フロンティア推進事業として四つの大型プロジェクトの研究を進めておりますが、本日これから報告されます SHIP プロジェクトの研究は、その大型研究プロジェクトの一つであります。

SHIP プロジェクトは、本学の研究者をはじめ学外の研究者も参加している共同研究プロジェクトであります。このプロジェクトでは、XML の技術を応用した社会科学系のデータベースのプラットフォーム技術の開発を進めると共に、法情報データベースのプラットフォームの構築を進めてまいりました。この研究は、1999 年度から開始され、本年度はこの研究期間の最終年度である 5 年目を迎えることになりました。

この間に大阪大学で 1 回、明治大学で 4 回、合計 5 回の共同シンポジウムを開催し、毎回好評を博してまいりました。本年も SHIP プロジェクトのこれまでの研究成果を広く社会に還元するために、6 回目のシンポジウムを国際シンポジウムとして開催することとしました。

本年のシンポジウムには、オーストラリア連邦ニューサウスウェールズ州プライバシーコミッショナーのクリス・パプリック先生とセントガレン大学教授のハーバート・バーケート先生をお招きいたしました。

国際シンポジウムの講師として遠方よりご来校いただきましたパプリック先生とバーケート先生、さらにこのシンポジウムのオーガナイザーとしてご苦勞をしていただきました夏井先生ならびに本日ご出席いただきました皆様に心より感謝申し上げます。

SHIP プロジェクトの研究は、本年度がこの研究期間の最終年度となりましたが、高度情報化社会にあつて、このプロジェクトのこれまでの研究は、社会に貢献するところきわめて大であり、その研究は高く評価されるものと思います。ここにこの研究に参加されました先生方に、心より敬意を表しますと共に、これからもこの研究を継続し、さらに深化させていただきますことをお願いいたします。私の挨拶とさせていただきます。

情報科学センター所長  
下坂陽男（明治大学理工学部教授）

明治大学情報科学センター所長の下坂陽男でございます。本日ここに、社会・人間・情報プラットフォーム・プロジェクト（SHIPプロジェクト）が開催いたします第6回共同シンポジウムにおきまして情報科学センターを代表してご挨拶する機会をいただき大変光栄に思っております。

このプロジェクトの代表者である夏井高人法学部教授には明治大学の総合情報ネットワーク、MINDと呼んでおりますが、その関連規定の制定、ネットワーク利用基準違反に対する審査委員会において非常にお世話になっております。また、このプロジェクトのメンバーとして、情報科学センター専任教員である阪井和男法学部教授、石川幹人文学部教授、和田悟政治経済学部助教授の三先生も参加しています。明治大学では、現在、SHIPプロジェクトのほかに、理工系で2つ、人文系で1つ、合計4つの学術フロンティア推進事業が活動中であります。私どもの専任教員が参加していること、情報系のプロジェクトであることなどから、他の3つの学術フロンティア推進事業よりも非常に親近感がございます。

1999年度に始まりましたこのプロジェクトも、今年度が5年目の最終年度にあたります。今回のテーマは「判決情報の公共性」と伺っております。私のようなエンジニアには縦書きの判決文はとても難しく感じます。一般の人が読んでもわかりやすい文章であれば、もうそれだけで十分公共性があると思ったりもいたします。

さて、毎年開催されるこのシンポジウムも年々充実の度合いを増し、その内容もより具体的になってきていると感じております。このプロジェクトの成果は、2004年度からのロースクールにおいて非常に重要であるとも伺っております。明治大学のロースクールは、SHIPプロジェクトの成果を利用して勉強できるので、司法試験の合格率が高いと評判になってほしいと念じているところでございます。また、本研究の成果をベースとした応用技術として実用的な支援システムを開発し、法的な問題、社会的な問題解決に役立てるための研究を次なるステップとして企画されているとも伺っております。

リバティタワーは、全教室の各机に情報コンセントが装備されるなど情報インフラが整備されていますが、ハードウェアの整備とは別に、それらの機器やネットワークを有効利用するためのソフトウェア的なインフラ整備が必要になってきていると痛感しています。このような観点から、SHIPプロジェクトは、私どもが提供しているネットワークシステムに取りましても非常にありがたいということになります。情報科学センターの主な業務は情報基礎教育の実施にあります。これまで蓄積した情報関連技術やネットワークの運用管理ノウ

ハウを学術フロンティア推進事業やさまさまのプロジェクトでご利用いただき、皆様の夢の実現に若干でもお手伝いできればと願っております。

皆様方の研究会の成果が、今後の日本の、あるいは世界の法情報学関係の発展に繋がることを祈って、私のご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

# SHIP プロジェクト：研究成果と展望

夏井高人<sup>1</sup>

## 1 はじめに

SHIP プロジェクトは、明治大学における学術フロンティア推進事業の中の主要なプロジェクトを構成する社会科学研究所の大規模研究の一つである。SHIP プロジェクトの研究では、文部科学省からの研究費助成を受けている。SHIP プロジェクトは、社会、人間、情報プラットフォーム・プロジェクト (Social, Human and Information Platform project) の略称である。

SHIP プロジェクトの研究のための申請手続きは、1998年8月から12月にかけて行われた。他に競合する大型研究プロジェクトの研究申請もあったため、明治大学内での審査を経た後、文部科学省においてその申請が採択され、私をプロジェクトリーダーとして1999年4月から研究を開始することとなった<sup>2</sup>。

---

<sup>1</sup> 明治大学法学部教授、プロジェクトリーダー

<sup>2</sup> 私は、1997年3月、14年間の裁判官としての仕事をやめて学問研究に専念することを決意し、東京地方裁判所を退職した。1986年以降、私は、裁判官の職務に精励するかたわら、人工知能の分野に属する法的推論 (Legal Reasoning) の研究やコンピュータ法 (Computer Law) の分野に属するデジタル著作権の問題やコンピュータ犯罪の問題など多様な法律問題の研究を含め、コンピュータに関連する法律問題についての研究を重ね、その研究結果を論文として学術雑誌等に発表してきた。だが、裁判官としての職務年数を重ねるにつれ、重要な仕事が増加し、責任も重くなった。日本の司法システムという社会環境の中では、自由に研究をし、その結果を発表し続けることには多くの障害がある。そのため、この2つの仕事を両立することが難しくなった。私は、苦悩の末に、より自由にものごとを考えることができ、自分の意見を述べることのできる人生を選択することにした。裁判官をやめて研究者としての人生を選択することにしたのは、そのためである。そして、1997年4月、明治大学法学部教授となった。それ以来、法情報学 (Legal Informatics) とサイバー法 (Cyberlaw) の科目を担当している。転職後わずか2年でSHIPプロジェクトのような大規模プロジェクトでの研究と研究組織の運営を担当することができたことは、非常に名誉なことだと感じており、文部科学省及び明治大学内の関連部署各位には深く御礼を申し上げたい。また、幸運にも、これまでの間に非常に多くの優れた研究者と知り合うことができた。共同研究者として彼らと一緒にSHIPプロジェクトの研究を進めることができたこと、そして、私の担当科目の若き学生らもSHIPプロジェクトの研究やシンポジウムの開催等に多いに協力してくれたことについては、心からの感謝の言葉を述べたい。

SHIP プロジェクトの研究期間は 5 年間である。その研究は、4 年前の 2000 年 4 月に開始された。今年（2003 年）は、研究開始から 5 年目になるので、SHIP プロジェクトにおける研究の最終年度にあたる。

この研究報告では、SHIP プロジェクトの研究における目的について説明し、過去 4 年間における研究成果の概要を報告し、その研究の中で明らかになった様々な問題点を指摘し、そして、今後の研究の展望について述べる。

なお、SHIP プロジェクトの概要及び予算等については、SHIP プロジェクトの Web ページ上でも情報公開されている<sup>3</sup>。また、この研究報告は、本日午後に開催される第 6 回シンポジウムにおける基調講演とパネルディスカッション[1]のための前提となる問題点についての、総論としての整理を兼ねている<sup>4</sup>。

## 2 SHIP プロジェクトの目的とその実現のための手段

SHIP プロジェクトは、最新の電子ドキュメント処理技術である XML 及びその関連技術を基盤とするデータベースのプラットフォームを構築すること、そして、そのシステム開発のための基礎研究と関連する諸問題の研究をすることを目的としている。

このプラットフォーム・システムでは、XML を用いて構築された異なる複数のデータベースを結合し、あたかも単一のデータベースであるかのように利用するための環境が実現される。たとえば、それぞれ XML の技術を用いて構築された判例データベースと法律データベースという独立したデータベースが、あたかも単一のデータベースの一部であるかの

---

<sup>3</sup> [http://ship.mind.meiji.ac.jp/doc/doc\\_01.html](http://ship.mind.meiji.ac.jp/doc/doc_01.html) (only in Japanese)

<sup>4</sup> イラク戦争、爆弾テロ、SARS などの影響により海外渡航について非常に厳しい条件が山積しているにもかかわらず、SHIP プロジェクトのシンポジウムに参加するために来日くださった Chris Puplick 氏 (Privacy Commissioner of New South Wales, Australia) 及び Herbert Burkert 氏 (professor, Dr, St. Gallen University, Switzerland) に対しては、心からの感謝を申し上げます。当初、今回のシンポジウムは、2 日間の日程で企画が進められた。しかし、来日を予定していたニュージーランドの PAL Project の担当者がまことにやむを得ない事情により来日できなくなってしまった。そのため、我々は、予定していた 2 日目の日程全部を取りやめ 1 日だけの日程でシンポジウムを開催することに決定した。PAL Project が開発した立法情報システムは、XML をベースとするシステムとしては現時点で世界最強の最先端システムである。このシステムの開発には、Unisys などの関連企業も積極的参加している。このシステムの紹介及びその開発担当者との討議等の実現は、別の機会を期したい。なお、PAL Project (the Public Access to Legislation Project) については、下記を参照されたい。

<http://www.pco.parliament.govt.nz/pal/>



ようにして利用することが可能となる。このことにより、データベースの構築コストの低下という効果を期待することができる。また、データベースの開発効率と再利用可能性を向上させることにもなるであろう。

SHIP プロジェクトにおける研究目的を実現するために、専用の研究施設が設置された。この研究施設には、研究成果を蓄積し、データベースの中核を担うものとしてのサーバ装置と研究成果を公開するための Web サーバ、データ入力施設、資料収蔵施設その他の関連施設と設備が含まれている。また、SHIP プロジェクトでは、紙媒体のものとデジタル媒体のものを含め、研究を遂行するために必要な内外の資料や書籍類を積極的に収集している。

開発するプラットフォーム・システムの実装を検証するためのテストベッドとして、法律情報データベースが構築されつつある。以下に述べる様々な法律問題との抵触を避けるため、このテストベッド用データベースでは、主として著作権やプライバシーの問題等が発生しにくいものをターゲット・データとして選定し、現在までに、相当量の判決データ、法律データ、関連する法律雑誌等のデータが蓄積されている。

これらの蓄積されたデータの一部は試験的に XML データに変換されている。しかし、以下で説明するように、1999 年から 2002 年までは、私は、正規の授業を担当しながらプロジェクトの研究を遂行せざるを得ず、研究に専念する時間を十分に確保することができなかった。他方で、XML それ自体の基本仕様にも様々な変更があった。アメリカ合衆国下院での XML を利用したシステム開発<sup>5</sup>の中で公表されているタグ仕様のように、将来的に世界標準となりえる可能性のあるシステム開発例についても慎重な比較検討を重ねる必要性が増している。同様に、XML に関する世界規模での研究団体である OASIS<sup>6</sup>の動向についても十分に注意を払わなければならない。加えて、1999 年に研究を開始した時点において予定していた XML の基本仕様の中のいくつかは、いまだにどのブラウザにおいても実装されていない。それどころか、たとえば XHTML のような特別な独自仕様を持つ類似技術が開発され、しかも、世界的な規模で浸透し始めている。加えて、XML や XSL を用いたデータを表示するための汎用のブラウザが世界のコンピュータ・システムの利用者にとって自由に利用可能であり、かつ、十分に普及しているとはいえない状況にある。

このため、現時点で、XML データとしてどのような構成でタグを設定すべきかについても最終的な詰めはできていない。以上のような理由により、既に蓄積されたデータの大部分は、プレーン・テキスト及び画像データのままである。

そのような状況の中で、2003 年には私が SHIP プロジェクトの研究に専念できる体制がようやく整ったので、テストベッド用データベースに収納するデータの XML タグの構成などについて確定し、テキストを自動的に解析してタグを設定するシステムを開発した上で、最終年度の 5 年目の終了月である 2004 年 3 月までにテストベッド用データベースの実装と

---

<sup>5</sup> <http://xml.house.gov/>

<sup>6</sup> <http://www.oasis-open.org/home/index.php>

プラットフォーム・システムの実装を完了したいと考えている。

### 3 過去4年間の研究成果

#### 3.1 1999年

SHIPプロジェクトの研究は1999年に開始された。

しかし、研究施設の建築工事に約半年以上を要したことや、その後の竣工検査等に時間を要した。その結果、1999年中には、研究施設内でのシステム構築等を実施することが全くできなかった。また、プロジェクトのメンバーは、主に大学の教員であり、それぞれ非常に多忙であったため、プロジェクトの研究だけに専念できる状態ではなかった。

このため、1999年中には、外注によりデータの蓄積をすることとし、テストベッドとしてXMLを用いた法律データベースを構築することを決定した。その上で、明治時代の判決、法律雑誌、関連法律等のデータ化作業を外注した。それと同時に、明治大学及び大阪大学においてシンポジウムを開催し、XMLデータベースを構築する上で問題となる技術上及び法律上の問題点について討議をした。このシンポジウムの概要等は、講演要旨集として出版・公開されている[1]<sup>7</sup> [7] [8]。

この年に2回開催されたシンポジウムでは、XMLを応用した法律情報システムの構築の可能性について日本国内の多くの関連技術者から強い関心を集めることができた。マークアップ言語 (Markup Language) の一種であるXML (Extensible Markup Language) の技術は、非常に大きな可能性を持つものである。当時既にオーストラリアなどの諸国では、XMLの前身であるSGML (Standard Generalized Markup Language) を用いた法律情報システムの実装が進められていたが、XMLの応用については十分な研究がなされていなかった。日本でも、文科系分野でのXMLの開発・応用がまだ端緒に終わったばかりであった。その中で、SHIPプロジェクトの技術開発部門の主要メンバーである小松弘及び和田悟からなされた研究成果の数々は、非常に大きな重要性を有するものである。

他方で、法律情報とりわけ判決情報には多くの個人データが含まれている。たとえば、当事者の氏名、被害者の氏名及び証人の氏名などがそれに該当する。したがって、法律データは、それ自体として、プライバシー問題などの多様な法律問題を発生させる可能性を秘めている。もちろん、データベース化されたデータの知的財産権としての保護をどうするかという問題は、現時点でもなお議論され続けている非常に難しい法律問題の一つである。のみならず、法律情報をデータベース化し、公衆に提供することは、コンテンツに関する著作権の問題、システムに関する特許権の問題、システムトラブル等に伴う製造物責任の問題、コンテンツの利用に伴う消費者保護の問題を含め、より広範な種類の法律問題を発生させる可

---

<sup>7</sup> English translated abstracts are available. See Appendix I and II in *SHIP project Review 2003-a*

能性を有している。そして、それと同時に、プロバイダとしてのデータベース運営者の責任の問題も検討対象となる。1999年に開催されたシンポジウムでは、これらの問題についても日本国における第一線の研究者らによる研究報告と討議がなされた。

このように、SHIPプロジェクトの研究最初の年において、XMLの応用としてのデータベース開発に関連する技術面の研究だけではなく、データベースの開発・運用にともなう重要な法律問題について深い研究と討議をすることができたこと、そして、このことによって、その後も同様の研究のためのシンポジウムや研究会を重ねていくためのよきスタートとすることができたことは、SHIPプロジェクトの研究成果の中でも特に大きく強調したい点である。なぜならば、すべての電子技術は、その技術的な仕様や性能が優れているというだけでは足りず、その電子技術それ自体が適法なものであり、かつ、その電子技術の利用も適法にすることができることが保証されていなければならないからである。我々は、最先端の技術を用いてデータベースの開発研究を進める法律家であって、正義の実現と法律の遵守には全く無頓着な単なる「技術者」ではない。我々は、「適法性 (legitimacy)」をもそのシステムの中に実装すべき義務を負っているのである。

### 3.2 2000年

2000年には、外注によるデータ蓄積をさらに進めた。

2000年には、初めて外国からの参加者を交えた国際シンポジウムを開催した。このシンポジウムでは、商用の法情報データベース・サービスを提供してきた主要な商業出版社の担当者を招き、学術目的で開発された法律データベースと商用のデータベースとのコンフリクトの問題についての研究と討議がなされた。このシンポジウムの概要等は、講演要旨集として出版・公開されている[1]<sup>8</sup> [6]

このシンポジウムでの検討課題は、かなり大きな問題を含んでいる。

民主主義国家においては、法律情報は、国民固有の財産である。なぜならば、法律は、自分達が自分自身で決めた自分自身のための行動規範そのものだからである。そのような性質を有する法律という存在に対して、国民は、いつでも無償で自由にアクセスできるのでなければならない。また、行動規範としての法律は、適正に執行されなければならない。国の機関による執行行為それ自体を国民が常に監視することは難しい。しかし、執行結果が情報として公開されていれば、行動規範としての法律が適正に執行されているかどうかを、あとから検証することは可能である。したがって、国民は、執行結果としての行政処分の情報や判決の情報に対して、いつでも無償で自由にアクセスできるのでなければならない。

ところで、オリジナルの文面のままの法律や判決が理解しにくいものであることは事実である。商業出版社の存在意義は、ここにある。商業出版社は、オリジナルの法律条文や判

---

<sup>8</sup> English translated abstracts are available. See Appendix III in *SHIP project Review 2003-a*

決文を編集し、読みやすくしたり解説を付したりすることによって、国民に対し、より分かりやすく法情報を提供するという仕事をしている。このような付加価値に対して、国民が対価を支払うのは合理性を有することであると言える。しかし、仮に、商業出版社のみが独占的に法情報の提供者となっており、国民が有償で法情報にアクセスするしか方法がないような場合には、そのような国は、真の意味での民主国家ではない。また、国が法情報を提供する場合、法情報それ自体は、国の負担（税）によって生成されるべきものであるため、国が提供する法情報の利用は無償であることが保証されなければならない。そうでなければ、税と利用料金との二重課金（double charge）となる。判決情報も同じであり、国の機関としての裁判官（裁判所）が税を基金として生成した法情報であるため、国民は、いつでも無償で自由に判決情報にアクセスできるのでなければならない。ここでも、もし商業出版社を通じて有償で入手する以外に判決情報を入手する手段がないとすれば、そのような国は、民主国家ではない。

残念ながら、上記の枠組みから考えてみると、日本国は、決定的に民主国家ではなかったし、現在でもなお、かなりの部分において民主国家ではない。

しかし、インターネットは、このような閉塞状況を打開するための重要かつ強力な手段の一つとなった。このことは、ユーザである国民にとっては大きな福音である。しかし、商業出版社にとっては、その存在基盤そのものを揺るがすかもしれない非常に大きな脅威でもある。とりわけ、データベースの要素となっている個々の法情報データは、著作権法によっては保護されていないし、保護されるべきものでもない<sup>9</sup>。また、Web を基盤とするものとそうでないものを含め、学術目的で構築される法情報データベースから無償で価値の高い法情報が提供されると、商業出版社が利益を得るためのチャンネルの重要部分が失われることにもなる。政府や裁判所が無償で法情報を提供すれば、そこでも全く同じ問題が発生する。ここでは、国民の「アクセスの自由（Free Access）」と商業出版社の「経済活動の自由（Freedom of Commercial Activities）」とが正面から衝突していることになる。

このシンポジウムでは、学術目的で構築される大学の法情報データベースの提供と商業目的で構築される商業出版社の法情報データベースとの提供との間に発生し得る様々な矛盾について検討がなされた。

この問題は、過去の問題ではなく、日本を含め世界中の非常に多くの国が現在でもかかえている重要な問題である。そのような大事な問題について、プロジェクト開始2年目で直接に内外の主要な商業出版社の担当者を交えて率直な意見交換ができたことは大きな成果であったと考える。

他方で、2000年と2001年には、SHIPプロジェクトのメンバーがXML関連の技術者の会合にも積極的に参加し、SHIPプロジェクトにおける開発状況について報告すると同時に、最新の技術情報についてXML開発者らとの間で意見交換をした。

---

<sup>9</sup> データベースそれ自体としては、著作権法（12条の2）によって法的に保護されている。

### 3.3 2001年

2001年には、外注によるデータ蓄積をさらに進めた。

2001年には、法情報データベースを構築する場合の基本ポリシーに関する国際シンポジウムを開催した。このシンポジウムの概要等は、講演要旨集として出版・公開されている[3][5]。

このシンポジウムにおけるメインテーマは、集中管理型のデータベースがよいか、それとも、分散型のデータベースがよいかという問題を含んでいる。

この問題は、非常に難しい要素を含んでいる。当該法情報データベースが Web を基盤とするシステムであるかどうかとは無関係に、ユーザの利便性を確保し、かつ、ユーザが同一の操作環境で利用できるようにしようとするならば、データ構造、ヒューマン・インタフェイス、シソーラス等も同一のものとするべきことになる。しかし、そのことは、世界各国が伝統的に保持してきた法制度や法構造の相違を無視することになる。そこで、法情報データベースを開発する当初から基本仕様を一致させるという方策と、それぞれ自由に法情報データベースを構築した上で後から何らかのブリッジを構築するという方策とが考えられることになる。

このシンポジウムでは、上記の問題に加え、大学を含む非営利組織が法情報を提供することの意義について更に深い検討と討論をするために、Peter Martin 氏 (Professor, Dr, Cornell Law School, NY, USA) 及び Graham Greenlief 氏 (Professor, Dr, University of Technology, Sydney, Australia) の参加を求めた。

また、「図書館の自由」という観点から、山本順一教授 (当時図書館情報大学・現筑波大学) の参加も求めた。従来、図書館とデータベース・サービスとは異なる領域に属するものと考えられてきた。しかし、非常に多くの図書館において、データベース技術を用いた電子的な書誌情報検索サービスが提供されている。他方で、Web 上では、データベース・サービスとして、様々な文献のコンテンツが有償・無償で提供されている。ここにおいて、何らかのドキュメントを提供するデータベース・サービスである限り、その機能としては、すべてのデータベース・サービスが図書館と同じ社会的機能を果たしていることになる。そして、現代では、図書館それ自体が電子化された図書の提供を始めている。その両者の間には、適用される法律が異なるという点を除いては、何らの差も存在しない。一方で、物体としての図書館について適用される図書館法には、「アクセスの自由」を確保するための様々な条項が規定されているにもかかわらず、現実の図書館業務の運用実態においては、そうした条項が活かされているとはいえない状況が存在する。

Martin 教授、Greenlief 教授、山本教授からは、これらの点に関する話題を含む非常に重要な講演があった。とりわけ、Martin 教授からは、LII (Cornel Law School; Legal Information

Institute)<sup>10</sup>の設計思想について、Greenleaf 教授からは AustLII (Australasian Legal Information Institute)<sup>11</sup>の設計思想について、いずれも非常に示唆に富む講演があった。これらの講演の後、指宿信教授(当時鹿児島大学・現立命館大学)の司会により白熱した討論が実施された。

ここでの検討結果は、法情報データベースの構築それ自体について重要な示唆を多く含んでおり、非常に大きな成果であったと考える。とりわけ、「図書館の自由」がネットワーク上でデータベース・システムによって実現されるようになった結果、著作者の利益及び商業出版社を含む著作権隣接権者の利益との衝突という問題を発生させ始めている。理論的には、著作者及び隣接権者の権利は、最初から図書館の自由によって制限されていると解するのが正当であると思われる。しかし、この問題は、法律解釈の問題というよりも利益に対する欲望の問題または政治問題であると言ったほうがよい側面を多く持っており、そう簡単に解決できる問題ではない。このシンポジウムでの検討結果は、今後さらに深められなければならない。

### 3.4 2002 年

2002 年には、外注によるデータ蓄積をさらに進めた。

2002 年には、「法情報データベースの社会的役割」をテーマに、内外の専門家を招き、法情報データベースの持つ社会的機能と役割について研究・討論するための国際シンポジウムを開催した。このシンポジウムの概要等は、講演要旨集として出版・公開されている[2][6]。

このシンポジウムでは、まず、Timothy Arnold-Moor 氏 (RMIT<sup>12</sup>, Australia) を招き、同氏からの講演と小松弘からの講演がなされた。この講演の後、日本 IBM の村田真氏の司会により、2名の講演者と日本 XML ユーザ会代表の川俣晶氏を交えて、XML の応用による法情報データベースの技術的可能性についてなどの討論がなされた。

次いで、Constance Johnson 氏 (The Library of Congress, USA), Jane Clemes 氏 (Tasmania State, Australia) らによる講演と討論がなされた。日本国政府及び国会図書館からも講演者及びパネルディスカッションの討論者として多数の参加があり、非常に充実したものとなった。

Johnson 氏の講演では、米国議会図書館内に設置されている GLIN (Global Legal Information Network)<sup>13</sup>の解説があった。これは、世界各国の主要法令の英訳を収録した法律情報データベースであり、現代のグローバルな社会環境の下では不可欠の情報としての他国の法情報

---

<sup>10</sup> <http://www.law.cornell.edu/>

<sup>11</sup> <http://www.austlii.edu.au/>

<sup>12</sup> <http://www.rmit.edu.au/>

<sup>13</sup> <http://www.loc.gov/law/glin/>

を同一の場所で提供できる世界で唯一のシステムである。日本国では、日本国の法令の正式な英訳を提供する統一的な組織が存在せず、民間の商業出版社が商業サービスとして英訳を提供しているだけである。政府職員が海外に説明する際に用いる英訳は、私的な英訳（private translation）または暫定的な英訳（tentative translation）とされており、公式の英訳（official translation）ではない。しかし、今後、日本国がさらにグローバル環境の下で生存し続けるためには、GLINと同様の英語による法情報を提供できる法情報データベースが早急に構築され、そのサービスが提供されなければならないだろう。

Clemes 氏からは、タスマニア州で採用された SGML を基盤とする立法システム（EnAct; Tasmanian Legislation System）<sup>14</sup>の紹介とそのシステムが導入された意味についての講演があった。これは、国家機能の中の一つである「立法」というもののもつ民主主義的・社会的な意味を再認識させる重要な講演であった。日本国では、伝統的に、法典の編纂（Consolidation）は、商業出版社の任務であると考えられており、総務省が「法令データ提供システム」<sup>15</sup>の運用を開始するまでは、日本国の国会その他の国家機関が編纂された法令情報を提供することはなかった。

このような状況の中で、最近になってようやく開始された日本国政府による法情報データの提供サービスの現状等を踏まえ、活発な意見交換がなされた。非常に有意義な討論であり、今後、国会、政府機関及び裁判所が提供する法情報サービスと学術目的でのデータベースを含め民間のデータベースとの社会的な役割分担を考えていく上でも、非常に重要な会合であったと考える。

### 3.5 2003 年

2003 年は、これまで蓄積されてきた法情報データを XML データに変換する作業を一挙に実施し、テストベッド用のデータベースに格納・実装する予定である。

今回のシンポジウムでは、今回のシンポジウムのテーマに関する世界的なレベルでの権威である Chris Papulik 氏及び Herbert Burkert 氏を講演者として招き、判決情報の公共性をテーマに、研究・討論を行う。

判決情報の公共性の問題は、さまざまな側面を含んでいる。

まず、判決情報それ自体が公共財産であり、それに対する自由なアクセスが保障されていないということについて、日本では、まったくそのような認識が確立されていない。逆に、裁判所と当事者だけの秘密の儀式の一種であると考えられているフシがある。判決情報の大部分は、国民に対してはもちろんのこと、当該事件を担当した裁判官以外の裁判官に対しても、秘密のままにされている。事実上、誰もアクセスすることのできない判決

---

<sup>14</sup> <http://www.thelaw.tas.gov.au/>

<sup>15</sup> <http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi> (only in Japanese)

が日本国で現に存在する判決の中の 99 パーセント以上を占めているということは、あまり知られていない事実ではあるが、真実である。これでは、封建時代の裁判と少しも変わらない<sup>16</sup>。もちろん、そのように判決情報へのアクセスの自由が確保されていないことは、日本国憲法に定める「裁判の公開」の原則にも根底から反する。極端な言い方をすれば、日本の司法システムは、憲法に反するものだという言い方も可能であろう。要するに、日本国においては、判決情報は、「公共の財産」であり、そして、「公共の財産」である以上、国民すべてがアクセスできるものでなければならないとは考えられてこなかった。

しかし、少年事件や家庭裁判所の事件には、法律上も秘密とすべきことが定められ、秘密とすることのメリットのほうが大きいものもある。このメリットの本質について、日本国では、プライバシーの一種であると考えられる学者が比較的多いように思われる。しかし、通常の民事事件や刑事事件では、このような秘密にすべき事項を多く含む事件と比較して、どこが同じでどこが違うのかについて、十分な検討がなされるべきである。

他方において、たとえば、米国のミーガン法 (Megan's Law) をはじめ、世界各国で性犯罪者の情報を公開するうごきが顕著になってきている。また、少年事件を含め、刑事事件の被告人が服役を終えて刑務所から出所する際には、被害者へ通知するというシステムが世界各国で採用され始めており、日本国の法務省も具体的な検討作業に入っている。これは、加害者から被害者や証人に対する報復・復讐の可能性を低減させることを目的とするシステムである。

ここまで述べた問題とは別に、判決情報の商業化の問題も存在する。これは、裁判所自身が判決情報を無償で提供するだけの資金と技術的能力を有していないために発生することもあるであろう。しかし、そもそも判決情報それ自体が公共財産であり、いつでも無償で自由にアクセスできるものでなければならないということを理解しないために発生することもある問題である。このような問題については、内外の文献等を調査してみても、これまで十分に検討されてきたとは言えない。

このように、判決の公共性の問題は、それ自体としてまだまだ検討すべきものを含む問題領域の中にある。それと同時に、現代社会においては、他の異なる社会的要請により新たな社会システムが導入されることにより、全く新たな法律問題も発生してきているのである。

このような問題に対処するためには、様々なアプローチがあり得る。法律によって行動基準を定めることが最も大事であるが、国民の同意のもとで、裁判所が明示のガイドラインを策定することも重要である。それと同時に、判決情報データベースの構築という観点からは、技術的な対応も考えなければならない<sup>17</sup>。

---

<sup>16</sup> この点に触れた私の講演録の英訳が *SHIP project Review 2003-a* に収録されているので参照されたい。

<sup>17</sup> この点に触れた小松弘の講演の英訳が *SHIP project Review 2003-a* に収録されているので参照されたい。



いずれにしても、これらの問題を更に深く検討し、よりよい解決策を提示していくために、今回のシンポジウムが重要なきっかけの一つとなることを期待したい。そして、その検討結果を踏まえ、SHIP プロジェクトのデータベースを含む学術目的のデータベースが果たすべき社会的責任についての研究を今後更に進める必要がある。

## 4 問題点とその解決方法

### 4.1 技術上の問題及び法律上の問題の解決

技術上の問題及び法律上の問題は、それが解のある問題である限り、時間をかけて研究をすれば必ず解決策を見出すことができる。

したがって、どのような問題についても、十分な研究時間と研究資金を確保することが常に最善の解決策である。

SHIP プロジェクトの研究では、解決できていない技術上の問題がたくさんあるが、時間をかけて研究と取り組むことによっても解決できそうにない問題は存在しない。

法律上の問題については、やや異なる側面も存在する。なぜなら、とりわけ知的財産法の分野において、毎年のように法改正があり、法の解釈・運用そして裁判所の判断もどんどん変化してきているからである<sup>18</sup>。しかし、どのような方向性にあるのかを見定めることは不

---

<sup>18</sup> SHIP プロジェクトの研究対象の中で最も重要かつ解決困難な法的問題の一つに、「マークアップ言語でタグ付けられたドキュメントは、テキストなのかプログラムなのか」という問題がある。この問題は、タグ付けられたドキュメントが著作権法のみによって保護されるのか特許法によっても保護されるのかという問題と密接な関連を有する。また、著作権法の解釈・適用の問題においても、公衆送信権（著作権法7条の2）の適用のない「プログラムの著作物」に該当するのかどうかという解釈論上の難問が存在する。たとえば、HTML における P タグは、sh のプログラムにおける echo と全く同じ機能を有するのであるから、P タグのみを使用して作成されテキストの表示のみの機能を有する HTML は、実際には、sh を用いた CGI プログラムと同様にプログラムの一種である。HTML のプログラムを実行するためのインタプリタはブラウザに組み込まれているが、sh の場合にはシェルがインタプリタになっているところが異なるだけである。しかし、一般に、HTML で書かれた文書は、テキストとして理解されており、プログラムとしては理解されていない。ここに、機能と法的評価との完全な矛盾と混乱とが存在する。XML の場合には、この問題がさらに増幅され、スタイルシートやスキーマを用いたものでは更に大幅に増幅される。このような問題を解決するためには、著作権法の解釈をきちんとするだけでは足りず、特許法におけるソフトウェア特許の保護範囲を確定し、2つの法令の解釈の整合性を保つための作業もしなければならない。ところが、現在、著作権法や特許法などの関連法令それ自体

可能なことではない。同時に、現状において適法なシステムを構築することも可能なことである。

#### 4.2 大型研究を実施する際の研究施設の確保

SHIP プロジェクトのような大型研究プロジェクトを実施するためには、専用の研究施設が必要である。しかし、どのような研究プロジェクトであっても、研究が開始後に研究予算を執行してその施設工事に入らざるを得ない。そのことから、研究期間中の最初の1年間は、専用の研究施設を持つことができず、したがって、実質的には何も研究できないような状態に耐えなければならないことになる。SHIP プロジェクトの場合もそうであった。5年間の研究期間のうち、専用の研究施設を使用可能なのは、最初の1年を除いた4年間だけである。

この問題を解消するためには、研究施設の建設・設置等に要する期間は、研究期間として算入しないという措置が必要である。そして、国から助成金を得て研究を実施するためには、そのような措置をすることができるようにするため、国レベルで、研究年度のご概念それ自体に大幅な修正をする必要がある。

#### 4.3 研究資金、研究要員及び研究時間の確保

一般に、大学の研究者が大型研究に従事する場合、授業の担当等を含む通常のご教育業務を免除されることはない。しかし、もしまじめに教育に取り組もうとするのであれば、実際には、日々のご通常業務の間に、研究のために割くことのできる時間は非常に乏しい。また、研究費の支出のための費目構成及び会計検査院による検査基準がかなり時代遅れのものとなっているため、柔軟に予算を執行して必要な研究要員を確保することが非常に難しい。他方において、もし企業などから追加的な資金上の支援を受けた場合、国からの研究助成金は、その追加支援を受けた資金の金額分だけ減額されるという運用上の取扱になっているので、結局、このような方法によって資金を増額することができない。

このことは、研究資金の充実、研究要員の確保、そして、研究時間の確保に対して重大な影響を与えることになる。

この問題を解消するためには、大型研究の場合、研究それ自体について研究費等を準備するだけでなく、研究に従事する教員の授業負担などを免除または大幅に軽減する措置を

---

が変動しつつある状況にある。そのために、この問題については、現時点で確定的な解を出すことができない。だが、このような難しい問題を解決しなければ、研究成果の知的財産権としての保護を確実にすることも難しくなるので、この種の問題についてのより深い検討を避けて通ることは許されないだろう。

実施すること、そのために、非常勤の講師を雇用するための予算措置を講ずること、企業等から追加的な研究資金支援を受けた場合でも国からの助成金の金額を減額しないこととすることなどが必要になる。

国レベルの検討課題として、研究助成のあり方それ自体について抜本的な見直しをする必要があるといえる。

#### 4.4 研究成果をまとめる期間の確保

上記のように、専用の研究施設の建設等のために最初の1年間が奪われる。のみならず、5年間の研究期間の終了後には、研究成果をまとめた報告書を提出しなければならない。この報告書を取りまとめて出版するためには、通常6ヶ月以上の期間を要する。すると、SHIPプロジェクトの場合、5年間の研究期間中の最後の1年は、1年全部を研究に使用することができない計算になり、正味の研究期間は、最初と最後を控除した3年半だけである。これが、たとえば2年間の研究であったと仮定した場合、実際には何も研究できないという奇妙な結果となる。

このことは、日本における学術研究振興政策の基本問題にかかわることである。もし日本国が学術研究を真に振興しようとするのであれば、正味の研究期間を確保できるように助成金の支出を含むすべての方策の根本的な見直しをする必要がある。

### 5 今後の展望

#### 5.1 研究領域に関する展望

学術情報センター（現国立情報学研究所<sup>19</sup>）が1999年に公表した「情報研究の中核的研究機関準備調査委員会報告」<sup>20</sup>の中では、「情報学（Informatics）」という研究領域を確立することの重要性が強調されて、この研究領域の中には応用研究領域として「法情報学（Legal Informatics）」があげられている。このことは、研究領域としての法情報学の重要性と将来性を示すものといえることができる。

他方で、司法制度改革審議会は、2001年6月12日、「司法制度改革審議会意見書」を公表した<sup>21</sup>。その中では、次のように述べられている。

---

<sup>19</sup> National Institute of Informatics (NII)

<http://www.nii.ac.jp/index-j.html>

<sup>20</sup> [http://www.nii.ac.jp/chukaku/report/report2\\_j.html](http://www.nii.ac.jp/chukaku/report/report2_j.html) (in Japanese)

<http://www.nii.ac.jp/chukaku/report/report2.html> (in English)

<sup>21</sup> <http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/report/ikensyo/index.html>

判例情報をプライバシー等へ配慮しつつインターネット・ホームページ等を活用して全面的に公開し提供すべきである。

裁判所においては、従来、先例的価値のある判例情報については、最高裁判所及び高等裁判所の判例集のほか、知的財産権などの特定の分野についての判例集の編集刊行を行ってきた。また、民間の判例雑誌、データベース等によっても、判例情報の提供がなされている。個々の事件の判決については、民事訴訟法上誰でも閲覧が可能であり、利害関係人については謄写も可能である。

さらに、判例情報への国民の迅速かつ容易なアクセスを可能にするため、最高裁判所では、平成9年にホームページを開設し、現在、(i)最近の主要な最高裁判所の判決全文、(ii)東京高等・地方裁判所及び大阪高等・地方裁判所を中心とした下級裁判所の知的財産権関係訴訟の判決全文を速報していることに加え、(iii)過去の下級裁判所の知的財産権関係訴訟に関する裁判例をデータベースにより公開している。

判例情報の提供により、裁判所による紛争解決の先例・基準を広く国民に示すことは、司法の国民に対する透明性を向上させ、説明責任を明確化するというにとどまらず、紛争の予防・早期解決にも資するものである。

裁判所は、判例情報、訴訟の進行に関する情報を含む司法全般に関する情報の公開を推進していく一環として、特に判例情報については、先例的価値の乏しいものを除き、プライバシー等へ配慮しつつインターネット・ホームページ等を活用して全面的に公開し提供していくべきである。

ここでは「先例的価値のある判例情報」の公開促進が勧告されている。しかし、『誰が、どのような基準で「先例的価値」の有無を判断するのか』が問題となる。現状では、裁判所が自分自身の基準に基づいて選別しているが、この方法によっては、客観性も公平性も確保できない。少なくとも選別の基準だけは、裁判所以外の組織・機関によって民主的に構築・運用されなければならないと考える。

このような問題を含め、法情報学の分野で研究すべき課題は非常に多く、今後とも発展性の高い研究領域であるといえることができる。

## 5.2 SHIP プロジェクトの研究成果及び今後に関する展望

SHIP プロジェクトは、2004年3月をもって5年間の研究期間の満了となる。その最終結果報告は、2004年5月までに提出・公表されることになるであろう。

しかし、SHIP プロジェクトの研究が終了するという事は、単に、現時点での研究予算上の裏づけを失うということの意味するだけに過ぎない。私は、目下、別のかたちで研究予

算を確保し、SHIPプロジェクトとしての研究をさらに進める準備をしている。

もしそのような研究の延長が可能となった場合には、ロースクールでの自動的な教材の提供システムを含め、より応用的な分野での研究も視野に入れて研究の拡充をしていきたいと考えている。

## 6 まとめ

以上が私からの研究報告の全部である。

これまでSHIPプロジェクトで検討してきた課題の多くは、いまだに解決されていないものを多く含んでいる。そうでありながら、このような問題を総合的に検討することのできる十分な人的・物的リソースを持った研究組織は、内外を見渡してみても、SHIPプロジェクト以外には存在しないように思われる。

2004年以降、SHIPプロジェクトの研究を継続することができるかどうかは不明であるが、どのような結果になったとしても、私は、何らかのかたちで、これまでの研究成果を継承しつつこの研究を重ねていきたいと思う。

本日のシンポジウムは、その意味でも、これまでと同様に非常に重要なシンポジウムであり、今回も大きな成果をあげることができるものと期待している。

御清聴ありがとうございました。

## Reference

(In English)

[1] Takato Natsui (ed.), *SHIP project Review 2003-a*, English version, May 2003  
<http://ship.mind.meiji.ac.jp/lib/2003-a.pdf>

[2] Takato Natsui (ed.), *SHIP project Review 2002*, English version, March 2003  
<http://ship.mind.meiji.ac.jp/lib/symp5-e.pdf>

[3] Takato Natsui (ed.), *SHIP project Review 2001*, English version, October 2002  
<http://ship.mind.meiji.ac.jp/lib/symp4th-e.pdf>

(In Japanese)

[4] 夏井高人編, *SHIP project Review 2002* (日本語版, 2003年3月)  
<http://ship.mind.meiji.ac.jp/lib/sympo5-ar.pdf>

[5] 夏井高人編, *SHIP project Review 2001* (日本語版, 2002年10月)  
<http://ship.mind.meiji.ac.jp/lib/symp4th-ar.pdf>

[6] 夏井高人編, *第3回共同シンポジウム講演等要旨集* (日本語版, 2001年10月)  
<http://ship.mind.meiji.ac.jp/lib/sympo3rd.pdf>

[7] 夏井高人編, *第2回共同シンポジウム講演等要旨集* (日本語版, 2000年10月)  
<http://ship.mind.meiji.ac.jp/lib/symp2d-sum.pdf>

[8] 夏井高人編, *第1回共同シンポジウム予稿・資料集* (日本語版, 1999年5月)  
<http://ship.mind.meiji.ac.jp/lib/symp1d-ag.pdf>

## 判決とプライバシーの問題

クリス・パブリック

貴賓、裁判所関係者、海外の研究同僚、法学部の皆様

まず初めに、夏井高人教授と法学部教員の方々に、お礼を申し上げたいと思います。この素晴らしいシンポジウムにお招きいただき、大変光栄に存じます。また、最高裁判所の渉外担当者アキモト・リュウジ氏にもご助力いただきましたことにお礼を申し上げます。

今日は法律とその運用にかかわる諸問題についてみなさんにお話しすることになり、内心かなりびくびくしていることをお分かりいただければ、と思います。と申しますのも、私の専攻はもともと古典ギリシャ語とローマ史でしたので、法的な力というよりは政治的な力によって、ふらふらと（というより、無理やり背中を押された感じですが、）ニューサウスウェールズ州の初代のプライバシー・コミッショナーを引き受けることになったのです。歴史学者が法律学者にお説教をする、というのは何となく皮肉でしょう。でも、誰かがやらなければいけないことですから。

このような古典についての私の素養から、私はよく、キケロの卓越した問い「*cui bono?*」（誰のためになるのか？）にたちかえって考えています。

今日、ここで取り上げたいのは、プライバシー保護、情報へのパブリック・アクセス、

そして裁判所制度の運営にも影響を与えている通信革命への新しい様々なアプローチの相互作用から生じていると思われる問題です。

この一般的なテーマについては、2001年8月に開かれたニューサウスウェールズ州最高裁判所の裁判官の会議で最初に発表しました。そして、あの日以後、われわれの世界において何かが劇的に変わってしまいました。——もちろん、2001年9月11日の事件のことで。あの事件は、西欧社会の自信過剰ともいえる基盤を揺るがしただけではなく、その他の多くの国々をも揺るがしています。私のようにプライバシー保護の問題に人生の大部分を費やしているオーストラリア人にとっては、少なくとも2002年10月に発生したバリ島のテロ事件までは、過去に経験したことの無い大きなショックでした。これは、恐ろしい報復を伴うグローバリゼーションなのです。

私はこれまでも、9月11日のテロ事件がプライバシーに関する問題や懸念に与えた影響について、様々な場で触れてきました。そして、このひどいテロ行為が、警察や保安当局の権限を不当かつ不必要に強化する口実に広く使われ、自由を制限するばかりか、市民と国家の間の微妙なバランスを国家に有利な方向に動かしていることに対して、懸念を表明してきました。

オーストラリアでも、現在でこそ、少なくとも一部では落ち着きを取り戻して、連邦政府の法務長官が行き過ぎないように抑制されているものの、こういった過剰反応へ走る傾向を抑えることができませんでした。もちろん、米国などに対しては同じことは言えませんが。米国では、いわゆる「愛国者法」に基づく市民的自由への侵入が及ぼす影響が明らかになり、十分理解されるようになるまで何年もかかるでしょう。

しかし、9月11日の同時多発テロから私たちが心に留めておくべきことは、情報とは力であり、権力を行使する者にとっては情報へのアクセスが鍵となるということです。

## プライバシーの問題



英国と北米、オーストラリアの世論調査では、公衆が自分たちのプライバシーと情報の保護について、常に高いレベルの懸念を示しています。オーストラリア連邦プライバシー・コミッショナー事務局が委託した最近の調査報告書は、こうした懸念が過去最高レベルに高まっていることを示しています。

回答者の約 89%が、自分たちの個人情報に誰がアクセスする可能性を有しているのかについて関係組織が通知することが重要だと考えており、そのうちの3分の2 (66%)は、非常に重要だと考えていた。そのような通知があるかどうかは重要な問題ではないと答えたのは、20人に1人(5%)にすぎなかった。

誰が自分の個人情報にアクセスする可能性があるかについて知りたいというだけでなく、自分の個人情報がどのように使われるのか知りたいという人も多く、10人中9人以上(92%)がこういったタイプの情報が重要だと回答している。ここでも、回答者の3分の2以上(68%)は、このような情報は非常に重要だと見ている。

…情報が本来の目的以外の目的で使われている実務慣行について、心配だと答えた人は68%であり、うち41%は非常に心配だと回答している。ほとんど、あるいは全く心配ないと答えた人は23%だった。

2001年11月に米国のプライバシー、技術及び刑事司法情報に関する全米会議(National Conference on Privacy, Technology and Criminal Justice Information)では、刑事司法部門において取り扱われるプライバシーの公表のあり方に対する公衆の認識について、数多くの著名な裁判官や学者が議論しました。特に注目を集めたのは、様々な情報の区別でした。

例えば大人に関する情報と青少年に関する情報の区別や、有罪判決を受けた人に関して提供される情報と逮捕されただけでまだ有罪判決を受けていない人に関して提供される情報の区別、などです。こういった調査の詳細に立ち入るつもりはありませんが、ここで強調したいのは市民の圧倒的大多数が、刑事司法制度において十分なプライバシー保護措置がとられるよう望んでいたということ、さらに、単に裁判記録だからという理由だけで、あらゆる記録が自動的に閲覧可能で誰にでも公開されるものと認められては困ると考えていたことです。実際、ある裁判官は、司法制度に対する国民の信頼の維持という問題に関する限り、「プライバシー分野で国民の信頼に背けば、信用の喪失ははかりしれないものになるだろう」とコメントしていました。

9月11日のテロ事件をきっかけに行われた様々な調査によると、以前より多くの市民が、テロリズム対策を目的とした警察や保安当局の権限の拡大を支持する一方で、そういう権限が市民の自由全般に与える潜在的影響について懸念を抱いており、中でも警察や裁判官、官僚が関連法をどのように運用するかに不信感を抱いていることが明らかになっています。ある関係者はこの市民感情を「不安に満ちた信頼感」と評しています。

ここで詳しく論じることはできませんが、プライバシー自体は、文化的・歴史的に定義される価値です。それにもかかわらず、現在のオーストラリア社会においてさえ、プライバシーという価値については様々な議論がなされており、様々な見方があります。

- 一部の人々にとってプライバシーとは、きわめて重要な人権であり、他のあらゆる権利に優先するものです。このような見方は、非常に欧米中心的な見方であり、きわめて文化固有的なパラダイムと認めざるをえませんが、個人が自分自身をどう定義するか、という本質に関わる問題なのです。

- プライバシーの尊重は、文明社会において他人と付き合うための基本的な原則であり、また個人と国家の関係を規定するための基本的な原則であると見なされることがあります。
- プライバシーは、企業とその顧客または消費者の間の信頼を築く（それにより、ビジネス活動を順調に進めて高い利益を達成する）ために、基本的な要素です。
- 一方で、個人のプライバシーを強調することは、監視に基づいた支配を強めつつある社会の諸課題に取り組むための最善の方法とはいえない、という人々もいます。
- 立法担当者や政策立案担当者は、プライバシーについて、他の個人・公共の利益とバランスをとらなければならない多くの権利の一つにすぎないと考えているかもしれません。
- また、隠すことがないとすれば、心配すべきことなど何もないはずだからプライバシーなどは問題ではない、という（本質的に思慮に欠ける）決まり文句も常に見られます。
- 「あきらめろ…どっちみち、プライバシーなどないのだから」（サンマイクロシステムズCEO、スコット・マクニーリー、1999年）

このような多様な見方があるということは、この広範に存在する公衆の懸念にそれぞれの状況でどうすればもっともよく対処できるのかという問題が非常に不明確であり、曖昧だということを反映しています。にもかかわらず、市民には自らのプライバシーへ

の尊重について何らかの権利、古典的な言い方をすれば、ほうっておいてもらう権利がある、という前提が、自由で民主的な社会においては常に存在しています。それどころか、こういった前提は近年、公衆の認識そして公式な法的認識という両方の点において、次第に広がりを見せています。

この法的認識という点についてはあまり立ち入ることはせず、これから述べる点に注意を向けるにとどめたいと思います。

- 西側世界の民主主義政府は全体的に、一定のプライバシー権を定義してその保護について規定する法律を制定する傾向を強めつつあります。オーストラリアでは、連邦政府、ニューサウスウェールズ州とビクトリア州で、正式の包括的法律が制定されています。また、他の法域でも、医療記録のプライバシーなど限定的な問題は保護の対象になっています。
- 英国とオーストラリアの法学では、権利としてのプライバシーに対して無関心ともいえる態度を長い間とっていましたが、現在では、「市民的及び政治的権利についての国際規約」や「ヨーロッパ人権条約」等の国際協定に謳われている諸権利（プライバシー権も含む）を制度に取り入れつつあります。特に「ヨーロッパ人権条約」は、英国で数年前に「人権法」が成立して以来、英国の国内法に事実上組み込まれています。[興味深いことに、私の母国オーストラリアはこういった動きから取り残されており、欧米の民主主義国家の中ではほぼ唯一、憲法上で上位にまたは正式に位置づけた何らかの基本的な権利規定を法制度において有していません。]このような変化が及ぼす影響は、以下のようなところで明らかに見られます。

- タスマニア州の反ホモセクシュアル法を無効としたオーストラリア最高裁判所の判決、そしてA.B.C. 対Lenah Game Meats P/L 事件における裁判官たちの意見
- マイケル・ダグラスとキャサリン・ゼタ・ジョーンズの結婚式の写真掲載に関して英控訴院が出した意見。および、同じく控訴院の意見で、論議を呼んだ、スーパーモデルのナオミ・キャンベル事件の判決に関するもの（キャンベルとの仲を噂されたサッカー選手は、それほどうまくいかなかったようですが）（訳註： Naomi Campbell v. MGN Limited. [2002] EWCA Civ 1373(14 October 2002). 参照）
- ニュージーランド最高裁判所長官（Sian Elias裁判官）が2000年6月にオーストラリア司法運営研究所(Australian Institute of Judicial Administration)で行なった力強い演説
- CCTV監視からDNA検査や遺伝子プロファイリングまで、技術が及ぼす広範な影響を、個人のプライバシー権とのバランスを踏まえた認識を欠いたまま、拡大させるべきではないとする各方面からの懸念

ここまで、正式の立法によるプライバシー保護に対する、英国とオーストラリアの司法の相対的に無関心とも言える態度についてご説明してきました。

これは、西ヨーロッパの大部分の国々がとっているプライバシー保護措置とは、明らかに対照的なものです。西ヨーロッパでは、正式の法律や強力な制裁、法的に執行可能なガイドライン、強い権限をもつデータ／プライバシー・情報保護コミッショナーというのが一般的に支持されている方式です。

また経験的に、プライバシー権保護の方法として自主規制方式（ヨーロッパ・モデルと比較して、英国・オーストラリアやアメリカがとっている方法）も試されているもの

の、全体的に不十分だということが明らかになっていると断言できます。

もっとも効果的な法的保護であっても、有効に運用できない可能性があり、また新たな技術の導入がもたらす課題に常に直面している状況です。

みなさんにお詫びしなければなりません。残念ながら私は、日本や韓国、タイ、シンガポール、マレーシアなどでプライバシー問題についてどのようなアプローチが出てきているのか、ほとんど知りません。この地域で知っているのは香港のモデルだけですが、もちろん香港では英国・オーストラリア式のやり方が主流になっています。

法的規制の大半が対象としているもの、つまり個人情報というものは様々に変化する概念であり、個々の情報処理の状況に適合する厳格な規則を適用するのは非常に難しいことです。

こうした理由から、オーストラリアで成立した法律は一般的に、様々な活動や機関に対して幅広い例外規定をもうけています。具体的には、捜査等の活動や裁判所、審判機関の司法作用などに関する適用除外規定です。

残念なことに、こういった例外規定の範囲の広さと、裁判所・審判機関の「司法作用」などといった正確さや明確さに欠ける用語のために、プライバシー法が意図する利益を無効にしかねないリスクが生じています。

**どの程度裁判所はプライバシー法の適用除外とされるべきなのでしょうか？**

ニューサウスウェールズ州の 1998 年プライバシー及び個人情報保護法(*Privacy and Personal Information Protection Act 1998*) [以下、PIIP 法] は、私がプライバシー・コミッショナーとして運用した法律ですが、その第 6 条において、同法のいかなる規定も裁判所・審判機関の司法作用の行使に影響を及ぼしてはならないと定めています。

[最近、ニューサウスウェールズ州行政不服審判所(Administrative Decisions Tribunal of

New South Wales) の長官が、同州の 1989 年情報の自由法(*Freedom of Information Act 1989*) に関連して、同じような判断を下しています。同法は、「司法作用」にあたるものについて非常に拡大的な見方をとっています。]

PIIP 法の担当者として私が調査しなければならなかったのは、裁判所に関する適用除外の範囲がどれぐらいかということでした。裁判所とは、司法官が運営する司法の場であると同時に、従来型の公務員によって運営される、膨大な個人情報を有する記録保管所でもあるからです。

情報の自由法の附則 1 における同様の適用除外規定は、裁判所のその他の作用に影響を与えるものではないと一般的にみなされています。実際、2001 年制定法律（雑則）法 (*Statute Law (Miscellaneous Provisions) Act 2001*) によってなされた最近の情報の自由法改正は、最高裁判所が同法の適用対象となることを特に明確にしたのでした。

明らかに同法は、審理過程において裁判官が行なう決定、例えばメディアに対して証拠資料を公開するように命じる決定などには適用されません。これは、メディアにさかんに取り上げられ、論議を呼んだ訴訟において争点となっていた証拠をメディアが報道することを許可した *Hammond* 対 *Scheinberg* 事件において、ニューサウスウェールズ州最高裁判所の *Hamilton* 裁判官が下した判決にも示されていました。

しかし、裁判所もプライバシー法の適用を受ける官僚組織であるという認識だけでは、問題が解決されるわけではありません。訴訟記録官は、法律を遵守したいという望みと、裁判官たちが彼らの司法作用と特権に対して示す拡大主義的な見解の板挟みにあっているのです。

規則委員会等の機関を通じて、裁判官たちは訴訟記録所における記録の取り扱いについて詳細な利用指針を策定しようとしています。

問題となっているのは、以下の点です。

- 「開かれた司法」(Open Justice)の原則(第31回オーストラリア法曹会議(31<sup>st</sup> Australian Legal Convention)の基調講演で、ニューサウスウェールズ州のSpigelman最高裁判所長官が使ったような意味において)は、裁判所・審判機関で行われることがすべて誰にでも提供・公開されるべきだということを、どの程度まで前提としているのでしょうか？
- あらゆることが誰にでも提供されるわけではない場合、裁判記録にアクセスする権利があることを正当化するために、どのような特性・性質を有する利益を論証しなければならないのでしょうか？
- 例えば、従業員が関わる事件について知りたがっている雇用主にも拡大適用されるべきでしょうか？ 隣人の家族について詳細な事情を知りたがっている近所の人たちや、有名人の秘密を探り出そうと証拠をあさっているジャーナリストに対してはどうでしょうか？ また、特定の犯罪者の一覧リストを公表したがる狂信的な活動家にも拡大されるべきでしょうか？
- このような記録へのアクセスという問題には、時間的な側面があるのでしょうか？ それとも、裁判所に関する事項は、一定の時間がたてば公開されることのない他の情報(刑の消滅など)とは異なり、恒久的に公共の情報として取り扱われるべきでしょうか？
- 各記録を、その物理的な形態やアクセシビリティの程度に基づいて区別するべきでしょうか？



裁判所の司法活動を適用除外とすることは、開かれた司法における重要な公共の利益に資するものですが、固有のプライバシー問題も生じることになります。

## 開かれた司法 vs 個人のプライバシー

私がかつと歴史家として教育を受けたことは既にお話ししましたが、そういった経歴のため、大英帝国等の国々における裁判所と司法制度の歴史については非常によく知っています。大英帝国では、司法は「国王の正義」と形容され、今日でも人々は「国民の名において」ではなく「女王の名において」起訴されるのです。歴史的に、裁判所は王権の延長線上にあるものに過ぎず、例えば米国憲法において作られたような、政府の独立した一機関ではありませんでした。[しかし、合衆国最高裁判所首席裁判官の選任方法と指名承認公聴会の際の米上院の政治的駆け引きは、基本的に裁判所の独立性を損ない、ほとんど無意味にさえしていることを指摘したいと思います。これは、2000年の米大統領選挙の結果に関する合衆国最高裁の判決が如実に示しています。]

英国の裁判所は弾圧の道具に使われることが多く、国王の利益になるように被告人を告訴し、あらゆる訴訟を秘密のうちにいった星室裁判所の時代においては特にそうでした。

国王チャールズ1世とジェームズ2世を追放した憲法革命がきっかけとなり、秘密裁判所の廃止および裁判手続を国民が監視できるよう求める動きも起こりました。この「開かれた司法」の原則は、実際、王政による弾圧に対する対抗手段と見なされたのです。哲学者、ジェレミー・ベンサムは「公開性は、まさに司法の魂だ」と記しています。

米国で最近制定された「愛国者法」の規定に基づいて、新たな秘密裁判所システムが確立されたのは、なんとも皮肉なことではありませんか。

司法とは開かれたものであって、説明義務を負うべきだという原則は、裁判所が今まで、裁判所で行われていることに関する公的情報が制限されているとみられる可能性があることから、プライバシーに関する議論を認めたがらなかったということを意味しています。これは、英国・オーストラリアのコモンローにおけるプライバシー権という概念に対する広範な不信感の表れでしょう。

開かれた司法は、法が明確な形で宣明されるようにし、秘密裁判の防止や反社会的かつ違法な行為に対する社会的非難を広く知らしめるなど、具体的な機能を果たしています。しかし、開かれた司法が、例えば子どもや犯罪被害者を保護するため、あるいは司法プロセスそのものを保護するために譲歩するような状況が生じるかもしれないという認識も存在します。

英国の伝統において裁判所は、裁判手続の報道に関してメディアに幅広いサポートも提供してきました。オーストラリア連邦裁判所の判決 (*R. 対 Davis* 事件)や英高等法院の判決(*Attorney General 対 Leveller Magazine*)、貴族院の判決(*Scott 対 Scott* 事件)、アイルランド最高裁判所の判決(*Murphy 対 The Irish Times* 事件)などでは、裁判所の運営や手続について公衆がメディアを通じて情報にアクセスし、知ることの重要性について好意的な意見が示されています。

ニューサウスウェールズ州最高裁判所長官は、さらに踏み込んで、次のように明言しています。「開かれた司法の原則は、オーストラリア法の基本原理であり、憲法上非常に重要なものとして理解されるべきである」と。

しかし、ここで、めったに取り上げられないとはいえ、もう一つの基本的な問いを提起してみてもよいと思います。つまり、こういった記録または情報は、裁判所の中で作成されたという理由だけで、どうしてそれほど特別なのか、ということです。裁判所の記録を、何らかの公共の利益がある他の記録とまったく異なったものとするのは何でしょう。か? 「開かれた司法」は、非常に根本的な価値であるために、個人のプライバシー

権に必然的に優先するのでしょうか？

法廷で提出された情報は、強制力を行使した結果として提出されたものであることが多く、その他の場合であれば決して公有のものにはならないような情報である可能性があります。個人が、恐らく自らの意に反して、法廷で自分の健康状態（末期ガンを患っているなど）やセクシュアリティ（ホモセクシュアルとかトランスジェンダーなど）、他の人との遺伝子関係、精神科医の主観的な報告書などを強制的に提出させられるとしたら、どうなるのでしょうか？ その情報が法廷で無理やり提出させられたということは、裁判所以外の場所で情報が公開されたのであれば決して許可されないような方法で世間一般に広めてもいいということになるのでしょうか？

もしいいのなら、なぜでしょうか？ 何に基づいて、誰の判断で認められるのでしょうか？ どの程度、民主的同意および承認、支持があれば認められるのでしょうか？

この点に関しては、非常に具体的な様々な問題を検討することができます。例えば、次のような問題があります。

- 少年裁判所または少年犯罪者の記録—米国では、少年犯罪者の記録を公衆による監視や調査のためにかかなりの程度まで公開する傾向が急速に強まっています。このアプローチは、自分の行動に対する若者の「責任」意識を高めようとする政治的圧力が強く働いているオーストラリアや英国などの国々でも支持を得ています。
- 犯罪歴—過去の有罪判決を含めてこういった記録は全て、脈絡のない場合が多いのにもかかわらず法廷において言及あるいは提出されたという理由だけで、本当に公有のものになるのでしょうか？ 犯罪行為を行わないよう慎むことを示せば人生をやり直せるようにするために、公的記録からそのような資料を最終的には抹消する

という原則に基づく犯罪記録法制度を貫く理念と、どう折り合いをつけるのでしょうか？

- 健康状態に関するデータ 一様な理由から法廷で提出される可能性があり、公的部局が所有する個人に関する情報の中でももっとも機密性の高い情報と一般的に考えられています。この問題は、遺伝子革命がもたらす別の側面のすべて、感染症や伝染病に罹っていると知った場合の人々の行動等の問題にわれわれが直面し始めるにつれて、一層注目されるでしょう。

### 様々なアクセスの問題

開かれた司法を確保することの大切さに異議を唱えるわけではありませんが、新たな通信メディアや技術が、開かれた司法を最も効果的に達成する方法を変え、その過程においてプライバシーに関する新たな問いを提起する可能性があることを指摘したいと思います。

紙の裁判記録へのアクセスが伝統的に非常に進んでいる米国においても、しばしばプライバシー保護の役割を果たして、オープンアクセスを社会的に許容される範囲にとどめていた時間的・場所的な制約が、オンラインアクセスによって消滅してしまうのではないかと懸念が表明されています。(例えば、カリフォルニア州最高裁判所が早くも1997年にこうした懸念を示しています。)

こういった例は、サンデーテレグラフ紙（オーストラリアのシドニーで発行されているタブロイド紙）が1996年5月12日に第一面で報道した、「家庭裁判所の保有する何千人ものオーストラリア人に関する個人的秘密」がいかにして「インターネット上にまきちらされていたか」という記事にも見ることができます。この記事は、家庭裁判所が

その記録を「オンライン」で提供すると決定し、その結果、人々のもつとも個人的で扱いにくい状況に関する大量の個人データが暴露される可能性があることに言及していました。

もちろん、家庭裁判所判例集中の資料は、印刷物として常に入手することは可能ですが、ボタンを押すだけでアクセスできるとなると、全く別問題になります。

この問題に関してですが、ちょうどインターネットで情報収集していたときに、米国で最近出版されたばかりの本を見つけました。著名な法学者、Joseph Jaconelli の著書で、タイトルは「*Open Justice*」（開かれた司法）です。

オックスフォード大学出版局から出ているこの本の宣伝には、こう書いてあります。

「公衆による十分な監視の中で司法が運営されるということは、長い間、文明化された司法制度の基本的な規範となっている。これは特に、被告人が公開裁判を受ける権利を有していると従来的に見なされている刑事事件において重要と考えられている。現代メディア、特にテレビの興隆は、世間の注目を集めている事件について全世界が視聴者となる可能性を生み出している。しかし近年、法的手続を公開して行うことは、当事者のプライバシーや社会復帰への考慮、国家安全、営業秘密、そして脅迫からの証人や陪審員の保護等の重要な価値基準に不利益を与えると見なされるようになってきている…この話題の新たな研究は…こういった問題を調査し、開かれた司法が達成しようとする価値ならびに開かれた司法とその他の重要な利益との間に存在する緊張関係について、英国の法律に照らして、批判的な検討を加えている。」

私たちみんなが、この本を読んだ方がいいかもしれません。

## オンライン判決

欧州共同体 (EC) の個人データ保護に関する作業部会(Working Party on Data Protection) は、「オンライン・データの保護に関する欧州統一アプローチ」(*An Integrated European Approach to On-Line Data Protection*) と題する最近の報告書の中で、インターネット上で全文検索が可能となったことがプライバシーに与える影響について、懸念を表明しています。

- 判例データベースは、公的な司法記録手段である一方で、裁判記録を電子形態にしてインターネット上で公表し、裁判所が取り扱った事件を様々な基準で検索できるようにすることは、個人に関するデータファイルの作成につながりかねない。これは特に、判例法について知るためではなく、特定の個人に関する判決の一覧を入手するためにデータベース検索が行われるような場合に当てはまる。

この EU の報告書ではさらに、検索ロボット排除プロトコルの使用や関連データベースの検索方法の調整などを含めて、このようなデータベース検索を制限する様々な方法が提案されています。

- このオンラインのデータベース検索は、例えば、クエリーのフィールドやクエリー基準を限定することによって、制限することができるかもしれない。ある名前の最初の数字等を使うような広範なクエリーを利用した大量のデータ収集はできないようにすべきである。また、例えば個人の名前に基づいた判決のリクエストや、電話番号に基づいた個人名のリクエストも、技術的に不可能にすることができるかもしれない。

2002年9月にカーディフで開催された国際プライバシー・コミッショナーの最近の会議で、ちょうどこの問題について、フランスの担当者と話し合う機会がありました。彼らによると、現在フランスの裁判所はオンライン上の裁判記録に対するアクセスをより厳しく制限する方向で動いており、公衆の知る権利と自らのプライバシーに関して最大限の保護を受ける個人の権利を秤にかけた場合、個人の権利をより重んじる方針を固めているということでした。

身近な例を挙げると、ある会社からニューサウスウェールズ州プライバシー・コミッショナーに、その会社について検索していた顧客が、州務長官の LawLink ウェブサイト上で、その会社が関与した訴訟事件に関する多数の記述に突き当たっていたことが明らかになったという苦情が 2000 年に寄せられたことがあります。厳密に言えば、これは個人のプライバシー問題ではないのですが、検索プロセスがもたらす影響については、調査する価値があるように思われました。

われわれが標準的な検索エンジンを使用した際には、苦情が出た検索結果を再現することはできなかったのですが、LawLink と AUSTLII の判例データベースはどちらも、検索エンジンによる個々の判例のインデクシングを妨げるために、検索ロボット排除規格を採用していることが分かりました。

個人の履歴の作成を可能にする検索エンジンの機能に関するさらに大きな問題は、刑の消滅に関する情報の不用意な開示です。刑の消滅に関するニューサウスウェールズの州法と連邦法のもとでは、刑の言い渡しが無効となった場合は、有罪判決について申告する必要はありません。また、執行猶予期間後の有罪の認定や未成年に関する刑の言い渡しにも、同様の規定が適用されます。判例を包括的にインデクシングすると、こういった便宜が損なわれる恐れがあります。

*当事者の身元または証拠の秘匿*

司法の利益のもとで、被告と証人の身元を秘匿するためのコモンロー基準は、活字メディアや放送メディアに対応して発展したものです。したがって、情報が無期限に提供され、さらに、これからご説明するテキストベースの検索によってアクセス可能なインターネットのような媒体にはそれほど適していません。一方では、たとえ犯罪者であっても、氏名の秘匿によりプライバシーを保護せよとの説得力ある主張もあるかもしれません。例えばシドニーで起きた最近の事件では、精神病院で看護師に暴行を加えた犯人が匿名とされました。また、英国でも、Mary Bell や Robert Thompson、Jon Venables など、子供のときに殺人を犯したものの、現在は新たな身元を得て社会復帰している有名な殺人犯のプライバシーを裁判所が保護するとの判断を下すなど、興味深い動きが見られます。

その一方で、ある女性がタバコ会社相手に起こした訴訟に関してビクトリア州最高裁判所が匿名とする決定を出した際、大手経済紙のオーストラリア・ファイナンシャル・レビューの社説は、その件に関する分析の中で同裁判所の決定を酷評しています。

#### *オンラインの開廷事件一覧表と事件記録*

オンライン提供に適したサービスを全てオンラインで提供するよう働きかける政府方針に従い、裁判所も日刊の開廷事件一覧表を公表するようになりました。さらに発行済み召喚状や出された命令、今後の公判期日など裁判記録上の資料を弁護士や当事者に提供する試みが行なわれています。

開廷事件一覧表には通常、ある個人を司法機構内で保管されているその他の情報に結びつけることを可能にする記録番号や捜査上の識別子が含まれています。開廷事件一覧表がウェブ上で公開されるのはほんの数日とはいえ、各種団体がこの情報をそれぞれの



データベースに取り込む行為を妨げるものは何もありません。そのようなデータベースは、裁判結果ではなく出廷状況を記録するものであり、記録されている個人に著しく不利な影響を与えかねないということに注意しなければなりません。

ニューサウスウェールズ州では、州の児童保護（就業規制）法(*Child Protection (Prohibited Employment) Act*)に基づき、かなり昔に性的犯罪で有罪判決を受けた人は、子供と関わる職業につく場合、同法からの適用除外を裁判所に申請する必要があります。こういった申請は、申請者が子供あるいは青少年だったときに現在とは異なる社会的状況のもとで発生した犯罪に関係している場合があります。これらの申請内容を公表するメリットについては疑問の余地があり、慣例的に非公開命令が出されています。[2001年分の申請はすべて非公開措置を受けました。]

昨年のことですが、産業委員会がウェブ上の開廷事件一覧表に免除申請者の名前を掲載したことがあります。翌日行われたその事案の審理では、申請者の身元と申請をサポートした学校を非公開とする仮命令が出されました。事件一覧表からこういった詳細を削除するのが遅れたため、利害関係人に申請者の身元を割り出す機会を与えることになり、少なくとも一日は非公開命令が実質的に無効になってしまいました。ニュースを知るために従来型のメディアではなく、インターネットに頼る人が増えるにつれて、こういった事件がよく起こることになるでしょう。

実際にごく最近、シドニーでこんなびっくりするような事件が起こりました。地区裁判所の出頭命令記録一覧表に、オーストラリアの大富豪で主要な新聞・雑誌アウトレット所有者であるケリー・パッカー氏に対する訴追を明らかにするものが公表されていたのです。事の真相は、警察がただ単に（銃の所持免許に関して）告訴を「検討していた」だけのことであり、「データ入力エラー」のためにそれが公表されてしまったということだったのです！ こういったことは明らかに誰にでも、新聞のオーナーの身にも起こりうるということです。

## 当事者および証人によるアクセス

訴訟の当事者や彼らの法定代理人による事件記録へのアクセス権を拡大し、その他の利害関係を有する当事者にも詳細な事件記録へのオンラインアクセスを与えると、プライバシー上の懸念とエクイティ上の問題が生じることになります。

このような権利は、事件記録の中で身元が明らかになっており、自分自身についてどのような情報が保有されているのか知る権利があるという理由で、証人にも拡大されるべきでしょうか？ 画定されるべき利益の程度、コントロールされるべきアクセスの程度はどのようなもののでしょうか？

いったん事件が終了すれば、当事者は事件記録に記載されている不正確なまたは無関係な資料を訂正したり注釈をつけたりする権利を持つべきでしょうか？ もし持つべきでないのならば、なぜだめなのでしょう？ この問題は、審判所で勝訴判決を得たものの、審判所担当者の証拠のまとめ方が不正確だと考えたある当事者から、私たちへ異議が申し立てられました。情報の自由法とプライバシーに関する法はどちらも、公的記録に残されている不正確な個人情報を訂正する権利を認めています。同じルールがなぜ、裁判所の記録には適用されてはいけないのでしょうか？ 医者が、患者の異議申し立てを受けて、その患者の診察記録を修正させられることがあるならば、裁判官の意見をより不可侵なものとなぜ考えなければならないのでしょうか？

## 調査目的のアクセス

この問題には、調査によって裁判所の運営方法に関するより詳細かつ継続的な評価が

なされるということを考えると、メディアによるアクセスというだけではなく、開かれた司法の問題も関わってきます。調査が申し立てられたならば、個人のファイルにアクセスできるのは裁判所が認可した調査者に限られるという認識と、不当な情報開示を防ぐ何らかの個人保護との釣り合いをとる必要があります。現在、裁判所によるアクセス状況の指定に協力できる機関による調査について、倫理的同意の仕組みができているということは、念頭に置いておかなければなりません。しかしながら、このような倫理的保護は、何らかの機関に所属していない調査者には適用されませんし、調査対象が事前に明確に決まらない一定のタイプの調査、例えば歴史的調査や伝記的な調査にはうまく適合しないのです。ニューサウスウェールズ州プライバシー・コミッショナーは、こういった問題の一部に対処する、公的機関用の調査規約の仕上げに取り組んでいるところです。

### セキュリティ問題

オンラインアクセスを可能にすると、裁判所のファイルを勝手に変更されたり、司法プロセス全体が破壊されたりするリスクが生じます。保管されている裁判所の記録へのハッカー攻撃によって生じる損害は、簡単に防げるものだという意見がありますが、NASA またはペンタゴンの記録へのハッキング、あるいは機密扱いの医療記録に対するハッキングや改変が、いともたやすく（と思えるのですが）できることを考えれば、私は納得できません。こういったリスクは、どの程度までオンラインアクセスを実施するか決定する際に、必ず検討材料に含める必要があります。

### 様々な解決方法

今まで私が取り上げた問題のいくつかに対処する際に、検討する価値がありそうな選択肢はいろいろあります。

- 情報プライバシー法

情報プライバシー法の目的にもとづく制限に裁判所も従うよう義務づけられるかもしれませんが、そういった制限には、実際の審理プロセスを維持するために限定的に規定された適用除外を認めることになります。

- アクセスレベルによる裁判所の記録の分類

情報プライバシー法により、裁判記録へのオンラインアクセスがはるかに向上するでしょうが、管理上複雑な方法です。個人の申請と裁判官・記録担当者の決定に、どの程度判断を委ねるべきなのでしょう？ または、申請者の地位に応じたアクセスレベルを設定するならば、特定の種類の書類や事件に自動的にアクセスレベルを割り当てるのが、どの程度できるものなのでしょう？ 裁判記録の完全性の維持に対する懸念から、現在、電子医療記録へのアクセスについて検討されている、あるいは警察の記録について理論的には実行されていることになっているものと同程度の、アクセスレベルのコントロールをサポートできるシステムの導入が妥当だ、ということになるかもしれません。

- プライバシー保護技術

私たちのプライバシーを脅かす技術が逆に、プライバシー保護を簡単にするため

に利用される可能性を無視することはできません。ロボット排除プロトコルは任意のインターネット規格で、これを使えば、検索エンジンが定期的に変更または更新されているページを個別にインデクシングしないようにリクエストするコードをウェブページに加えることができます。このプロトコルは、訴訟事件等の記録のためのプライバシー保護措置として、一部のサイトで既に採用されています。しかし、意図的に個人情報をターゲットにした検索に対しては、何の保護にもなりません。

デジタル署名も、裁判記録への適切なアクセスレベルを割り当てるもう一つの方法になりますが、デジタル署名を安全で簡単に利用できるものにするには、まだ様々な問題が残っています。ウェブサイトの利用方法をコントロールするより複雑でない単純な方法としては、(例えば法律実務家、関係当事者や認可を受けたジャーナリストなどの)登録制度が考えられるでしょう。

- 事件の匿名化

他に解決の方法がないような問題に対する究極の解決方法は、事件の引用方法を変更して、個人名による検索を難しくしてしまうやり方です。これを実現するには、事件当事者の匿名扱いを認める理由に制限をつけたり、裁判所侮辱にあたる行為を規制したりする現在のやり方を裁判所が見直すことが必要になるでしょう。このようなやり方は新聞やラジオ、テレビ等のメディアからの圧力に対応して出てきたものです。

この方法は、メディア等の関係者が、身元を明らかにすることに公共の利益があるような事件の報道を妨げられることがないなどの利益のために、明らかになった対象人物と事件を、認可を得た上で再び結びつける手法と抱き合わせて実施することができるかもしれません。

## それぞれの賢明なアプローチ

様々な法域において現在、構築されている各アプローチについて、ここで検討する意義は高いと思います。

- オーストラリア

ごく最近、オーストラリア政府は移民法を改正し、移民大臣によるビザの発行拒否や難民認定申請の却下を争点とした訴訟を起こした人々の名前を公表してはならないと規定しました。政府はこの決定について、申請者のプライバシーを守るためと主張しましたが、実際はメディアが個々のケースを調査して移民大臣の決定に対して公衆の疑念を喚起させようとするのを不可能にするために行われたのです。法律によるこのような非公開措置について、最高裁判所の個々の裁判官たちによる痛烈な批判を浴びてきました。興味深いことに、この法律は、裁判所が当事者の名前を「電子的方式またはその他の方式」によって公表することを禁じています。

ニューサウスウェールズ州の行政不服審判所は、その決定の大部分をインターネットで公表する一方で、申請者に言及する場合はイニシャルだけにしていく（特にプライバシー問題や反差別問題など機密性の高い事案の場合）決定を行いました。これを主導したのは主に、1993年頃から同改革を推進してきたオーストラリアの初代連邦プライバシー・コミッショナーで審判所長官のオコナー裁判官です。

- 英国

英下院の内務特別委員会(Home Affairs Select Committee)が今年の9月に提出した報告書は、レイプや児童虐待を含め性的犯罪で告発された人について、有罪が確定するまで匿名扱いするべきだと指摘していました。一般的に、このような事件の被害者の名前はきまって匿名扱いされます。この原則を被告に対しても有罪が確定するまで拡大適用するというのは興味深い動きであります。このようなケースでは、疑いが晴れたかどうかに関わりなく、この種の犯罪で告訴されたという事実が長期間、場合によっては破滅的な結果を人にもたらすという事実を反映しています。この点について英下院がどう対処するのか、興味深いところだと思います。それから、子ども時代に殺人を犯した人たちが社会復帰する際に、彼らの身元を保護するという英国の裁判所のアプローチについては、先に述べたとおりです。

- アメリカ合衆国

合衆国憲法修正第1条において規定されている言論の自由の原則に依拠する米国の特殊なアプローチは、類似の状況において明らかになります。1975年に合衆国最高裁判所は、「レイプ被害者の氏名あるいは身元の公表または放送を軽犯罪」とする州法を無効にしました(Cox Broadcasting Corp. 対 Cohn 事件)。裁判所は、これらの情報が公的記録である裁判所の記録から入手可能であり、したがって「関連情報が既に公的記録に掲載されている以上、プライバシーの利益は消滅する」と判示したのです。これはもちろん、被害者には何の慰めにもなりません。

これとは対照的に、2002年7月にカリフォルニア州司法協議会(Judicial Council of California)は、プライバシーの利益を保護しつつ、事実審裁判所の電子記録へのパブリ

ック・アクセスを拡大する新たな全州の規則を承認しました。この新たなカリフォルニア規則では、刑事裁判の記録や機密性の高い個人情報を含みかねないその他の事件については、インターネットによるリモート・アクセスを制限する一方で、大部分の民事裁判記録への幅広い電子アクセスを認めています。新システムでは、基本的な事件情報(記録簿、目録等)には広範なアクセスを可能にしていますが、一部の分野については、独自の事件特定方法を用いた個別的な検索に制限しています。また、特定の種類の事件(家族法、青少年、後見、精神衛生、刑事および民事ハラスメント)については、アクセスを厳しく制限し、情報へのアクセス手段を規制するための諸手続を設けています。

- 欧州連合

欧州委員会は 1999 年 5 月に、「公的部門の情報と個人データの保護」(Public Sector Information and the Protection of Personal Data)に関する意見書を採択しました。意見書の大部分は、裁判記録へのアクセスに関する諸問題に焦点が当てられていました。この意見書の採択前に発行された緑書では、加盟国がとっている様々なアプローチが検討されています。例えばベルギーでは、プライバシー保護委員会(Privacy Commission)が、判決を完全に匿名化することができないのであれば、どの一般ユーザーにもアクセスできるようにする場合は、名前によるインデクシングを行ってはならないという決定を 1997 年に出しました。名前によるインデクシングを禁止することで、当事者の名前による検索を不可能にし、その他のデータとリンクされないようにするのです。

イタリアの個人データ保護に関する委員会(Commission for the Protection of Personal Data)もまた、既存の紙の記録の完全性に悪影響を与えることなく、紙の記録が更新され、かつオンライン上に移される際に、個人が判例データベースの中で自分の名前が電



子的形態で表示されないように求めることができるようなシステムを開発しています。

また、フランスのデータ保護部局は 2001 年 11 月に、公衆に広くアクセス可能になった時点で裁判所の記録を匿名化するように求める意見書を出しました。その後 2002 年 9 月に、フランス政府は勧告を受け入れ、すみやかな実施に向けて動くと発表しました。

ドイツでは、各裁判所がそれぞれの方法を採用しています。連邦憲法裁判所と連邦労働裁判所は、当事者の名前だけではなく、弁護士の名前も匿名化しています。もっとも、裁判長の名前は公表されていますが。また、連邦裁判所は、裁判所のインターネットベースの情報システムへのアクセスと利用について、個人ユーザーと商業ユーザーに別々の規則を課しています。

欧州連合以外（少なくとも現在のところ）では、スイスの裁判所がドイツと同じようなシステムをとっており、法域ごとに様々な規則を適用しています。裁判官の名前は公表されますが、当事者の名前は公開されることも非公開になることもあります。当事者や関係機関が社会やメディアに知られている場合は匿名扱いになりませんが、個人が関わっている事件の多く、特に刑事裁判においては、匿名扱いの方がはるかに一般的になっています。

- 日本

日本でも、事件を特定する方法として、名前ではなく訴訟番号を使用するという同じような傾向があり、事件の詳細をさらに匿名化する方向に進んでいると理解しています。特に一部の法人問題に重点をおいて、服役者と証人の名前に関するガイドラインの策定が進んでおり、個人の詳細を公表することに特別の公共の利益がない限り、個人に関する詳細を裁判所は秘匿するべきだというのが一般的に広がりつつある見方だと思いま

す。

ここまで様々な法域について見てきましたが、それぞれの司法システムの背景や伝統に関わりなく、多くの場合において司法制度の「開放性」が必ずしもより広範な公共の利益の中に含まれないと認識しつつ、インターネットと電子検索エンジンが及ぼすプライバシーへの影響によって、どの法域でも裁判所の記録についてプライバシー保護を高める方向に進んでいることが明らかだと思えます。

また、ID の詐欺や窃盗に関するより深刻な諸問題にわれわれが直面することで、こうした動きがさらに重要視されるようになるでしょう。裁判所の記録は、違法な目的のために使える詳細な個人データを得るにはうってつけの情報源になる可能性があります。また、ここにいらっしゃるみなさんも、ID の窃盗や詐欺の重大性をよく認識されていることと思えます。

さらに考慮に入れなければならない問題として、他人に接触して迷惑を及ぼす行為や、離婚手続き後の人に近づくストーカーや詐欺師の問題、過去にさかのぼってデータマイニングを行い、個人にとって不利なプロフィールを作成するなど脅迫に結びつきかねない行為、そして裁判手続に関わっている証人やその他の人々が社会的に名誉を傷つけられる危険性などがあります。

## 現実を映し出す」テレビのわな

ここでもう一つ、司法手続をより直接的に撮影することにより、公衆の「知る権利」を向上させるべきだという主張がありますが、どの程度そうすべきかについてコメントしたいと思います。裁判の生中継は米国ではますます一般的になりつつあります。あまりのぶちまけように嫌悪感さえ催させるテレビ番組「*Judge Judy*」やのぞき見主義が行き過ぎた OJ シンプソン騒動などは、私たちにもお馴染みのものです。

ごく最近、ニューサウスウェールズ州プライバシー・コミッショナーはテレビ番組に関する提案について様々な当事者に対する勧告に直接、たずさわりました。そのうちの一つは、地区裁判所（治安判事裁判所）と検視官裁判所(Coroner's Court) における裁判手続きの直接撮影に関するものでした。これらの詳細に立ち入ることはしませんが、裁判所の記録について完全にオープンなシステムを擁護するならば、あらゆる裁判の一般に向けた放送も擁護しなければならなくなるということを指摘したいと思います。究極のところ、裁判所があらゆる市民に公開されていて、誰でもちょっと立ち寄って傍聴できるならば、テレビ放送用機材を持っている人に対しても開かれていて当然ということになるのではないのでしょうか？ もちろん、大変興味深いことに、この立場をとる人は非常に少なく、特に司法関係者にはほとんどいません。あらゆる国会審議手続のすべてについて無制限の放送を支持する国会議員がほとんどいないのと同じ程度だと言えるかもしれません。

もちろん、ここで重要なのは、状況の問題です。知っていることが理解していることと同じではないように、状況の把握を欠いたオープンアクセスは公平なことではなく、むしろ非常に不公平なものになりうることなのです。こうした理由でニューサウスウェールズ州プライバシー・コミッショナーは、法廷におけるこのような撮影の申請に対して厳しい姿勢をとったのです。結果として、一つのプロジェクト（治安判事裁判所）は中止になりましたが、もう一つ（検視官裁判所）の方は現在、進行中です。

## まとめ

これまでの主な論点は、法廷における「開かれた司法」と「プライバシーの権利」の間の問題として把握していますが、ここで結論としてまとめておきたいと思います。

開かれた司法のアプローチは次のような認識に立っています。

- 裁判所の記録は、紙であろうと電子形態であろうと、一律に扱われるべきである（技術的な中立性）
- 電子記録によって、利用可能な情報が減らされるべきではない
- 紙の記録の保存は役に立たず、結局のところ無駄である。
- 一般の人が司法制度の中に入った時点で、プライバシーは既に損なわれている。
- 訴訟当事者／訴訟参加者の身元が伏せられていると、公開法廷が効果的に機能できなくなる。
- 利用可能なデータへの個別の制限は、立法によって行うか、個々の場合に依拠して行うべきである。
- 裁判記録へのアクセスを制限しても、データマイニングとデータベース作成という大きな問題の一部に対処することにしかない。

プライバシーにもっと配慮するアプローチは、次のような認識に立っています。

- 裁判記録は、通常、人々の一般的な分類ではなく、個人を特定するものである。
- 法廷に提出される情報の大部分は、さまざまな強制的な方法で入手されたものであり、自主的にまたは制定法に従って提供されたものではない。
- アクセスのしやすさ、さらに呼び出しやマッチングの容易さという点において、紙の記録と電子記録の間には根本的な違いがある。
- プライバシー保護を重視しすぎて失敗する方がましである。また、より厳格な立場から出発して、後でゆるめられるようにした方がよい。というのも、その逆のアプローチは実行しにくいからである。
- 電子記録のコピーと配布は、紙の記録よりもはるかにたやすい。

- ID窃盗やなりすまし犯罪の問題は、個人に対する脅威としてしか認識されていないが、企業や政府の活動にも大きな脅威を及ぼすものである。

## 裁判所の訴訟記録所

裁判所や審判機関の司法活動をプライバシー法が制限すべきではないということに反論はない一方で、少なくとも私の考えでは、裁判所の運営とその訴訟記録所の活動や公的記録簿の管理に対しては、正式のプライバシー法に従い、また同法によって規制されるべきだと思います。裁判所の活動は非常に多岐にわたりますが、結局のところ、基本的に国家の官僚機構の一部にすぎません。したがって、政府とその機関がプライバシーに注意して行動し、さらにプライバシー権を含む個人の人権に十分配慮して活動することを保証するためにもうけられた制限から、いたずらに裁判所を除外するべきではありません。

## キケロからユウェリナスへ： **Quis custodiet....?** (誰が管理するのか?)

最初に、キケロの偉大な問い「*Cui bono?*」(誰のためになるのか?)から話を始めましたが、もう一人の古代ローマの作家、ユウェリナスで話をしめくりたいと思います。彼の「*Quis custodiet ipsos custodes?*」(誰が管理者を管理するのか? 今日では、誰が監視者を監視するのか?と言った方が適切かもしれませんが)という問いかけは有名ですが、大変優れた問いだと思います。要するに、政治システムとその政治システムから権限を授かっているプライバシー規制当局が、裁判所の司法作用をコントロールするような規則を策定する可能性があるとはいえ、最終的にそういった法律や規制が正当なものか、あるいは憲法に違反していないかを判断するのは裁判官であり、それらの法律や規

則をどう解釈し、適用すべきか宣告するのも裁判官なのです。この点において、裁判官は自分自身の監視者でもあるのです。

ですから裁判官たちが、民主社会の発展を促進し、私たちの人権を損なわない方法で、自主規制者としての責任も含めてその責任を確実に果たすように監視しておくのは、私たち市民の義務です。

これは私たちみんなにとって、大変な課題です。

その点については、この重要なシンポジウムを主催された SHIP プロジェクトと法学部のメンバーの方々はよくご存知でしょう。

私たちが、その義務と課題を無事に果たし、後世において成果が高く評価されることを願いますし、またそう信じています。

ご静聴、ありがとうございました。

## 法情報の商業化 2カ国に見る例

ハーバート・バーケート<sup>22</sup>

### 1 はじめに

本稿では、法情報の商業化に関する政策とそのような政策の法的枠組みについて説明し、分析する。なお、本稿では、法情報の配布にあたって、どのようなフォーマットが適切かという技術的な問題は扱わない。

#### 法情報

本稿の文脈における「法情報」とは、裁判所の判決（単純化するために、最上級の連邦裁判所の判決に焦点を当てる）と施行されている（連邦政府の）法律を指すものとする。したがって、国会資料は含まれない。<sup>23</sup>

#### 商業化

「商業化」とは、かかる資料の配布や提供に関する政府の政策をいう。しかし、本稿で見ていくように、その結果が必ずしも、情報の販売という厳密な意味での「商業化」になるわけではない。無料で提供されている場合もある。また、政策によっては有料と無料の両方が混在していることもあれば、かかる情報が実際に販売されている場合もある。

#### 事例：ドイツとスイス

本稿では主に、ドイツの事例を取り上げることとする。しかしながら、比較対照の手段として、また筆者がスイスでも働いていることから、スイスの事例も紹介したい。

これから見るように、両国の事例は興味深い対照をなしている。したがって、本稿のタイトルを「2カ国に見る例」とした。

---

<sup>22</sup> スイス、セントガレン大学、情報法研究所所長。連絡先は、[hb@herbert-burkert.net](mailto:hb@herbert-burkert.net)。本稿のリンクは全て、2003年5月11日現在確認したものである。

<sup>23</sup> ドイツの国会資料に関する詳細な情報（英語）の入手先は [www.bundestag.de/htdocs\\_e/index.html](http://www.bundestag.de/htdocs_e/index.html)、スイスの国会資料（英語あり）の入手先は、[www.parlament.ch/poly/Framesets/E/Frame-E.htm](http://www.parlament.ch/poly/Framesets/E/Frame-E.htm)。

第2部と第3部では、入手可能な法情報の種類について現状を説明し、法情報がドイツとスイスでどのように提供されているか、その状況についても解説する。第4部では、基本的政策を評価し、法情報に関してどのような政策が有効なのかについて、何らかの結論を出したい。第5部では、議論のために、かかる政策の策定にあたって指針として役立つようないくつかの原則を紹介する。第6部は、まとめである。

## 2 ドイツの状況

### 2.1 連邦法

#### 連邦政府による法律の公開

1949年以來、ドイツ連邦共和国では、立法過程を経て成立した連邦法律は連邦官報(Federal Publication for Laws [Bundesgesetzblatt<sup>24</sup>])に掲載されている。連邦官報は、連邦公報発行所(Publishing House of the Federal Gazette [Bundesanzeiger-Verlag]<sup>25</sup>)が発行している。この発行所は、法律出版の民間企業だが、株式の35.1%を政府が所有しており、同発行所の取締役会における政府の経営権は、ドイツ司法省によって管理されている。司法省はまた、連邦公報と連邦官報の両方の責任編集者となっている。

連邦官報は、第1集と第2集の2集[Bände]に分けて定期的に発行されており、第1集は連邦法律、第2集は国際条約を掲載している。両方とも、有料の印刷物

---

<sup>24</sup> 英語の訳語が誤解を招くかもしれないと思われる単語については、元のドイツ語をカッコで併記した。

<sup>25</sup> [www.bundesanzeiger.de](http://www.bundesanzeiger.de)。連邦公報(Federal Gazette [Bundesanzeiger])は、連邦政府の発行物であり、連邦官報(Federal Publication for Laws [Bundesgesetzblatt])とは異なる。連邦公報は、例えば会社法などによって公開義務がある様々な資料を掲載している。本稿で取り上げるのは、連邦官報に掲載された法律資料である。



<sup>26</sup>として入手できる。また、電子的形態（CD-ROM<sup>27</sup>）やインターネット<sup>28</sup>上でも保存されている。

第1集と第2集のデータベースは、無料アクセスも可能である。第2集に無料アクセスするには登録が必要<sup>29</sup>だが、第1集の場合は登録不要である。無料でデータベースにアクセスした場合は、全文検索はできず、連邦官報の各号しか選べない（第1集の場合は1998年以降、第2集の場合は2002年以降の各号）。したがって、官報に掲載された特定の法律条文を検索したい場合は、あらかじめその官報と発行年、号数を知っておく必要がある。また、ダウンロードはPDF形式に限られており、PDF形式での読み出しと保存はできるが、PDFファイルの印刷機能は無効にされているため印刷はできない。つまり、ユーザーは画面上でしか資料を閲覧できない。また、個人的な閲覧以外の目的に資料を利用することは禁止されている。

#### 統合された法律全文

連邦官報の法律は全て、国会成立時の形で掲載されているため、施行されている法律の現行版を全文検索することは全体的に難しい。

---

<sup>26</sup> 各集の価格は印刷物の場合、年間90ユーロである。（価格は全て2003年5月現在。正確な情報を提供するために最大限の努力がなされているが、残念ながらところどころに間違いが見られる。）

<sup>27</sup> CD-ROMの価格（第1集の1年分）は、50ユーロである。CD-ROMのバックナンバーは、1998年以降の分であれば入手可能である。CD-ROMのライセンスは、端末1台での使用に限り認められている。複数台のユーザーの場合は、特別料金が設けられている。

<sup>28</sup> 連邦官報の本文にアクセスするには、購読権が必要である。1年間の予約購読権は、端末1台に限り、購読した年度分の資料についてのみ有効である。第1集については、1998年以降が購読でき、第2集は2002年分が購読可能である。1年購読権の料金は、各集につき135ユーロである。資料の著作権は連邦公報発行所にあるため、この方法で受け取った資料を商業的に再利用する場合には、特別なライセンスが必要である。

<sup>29</sup> 登録は無料だが、フルネーム、住所、電話番号を登録しなければならない。ユーザー名には、Eメールアドレスを入力し、パスワードを選ぶ。こうすることにより、毎回データベースに行く度に、ユーザー確認が行われる。無料で第1集にアクセスする場合は、登録は不要である。（この違いについては、何の説明もない。）司法省が管理する資料にアクセスするにもかかわらず、登録ページにはプライバシーポリシーは記載されていない。

<sup>30</sup> 参照先：[www.bundesanzeiger.de/index.php?main=5&sub=2&link=../menu/0003/bgbl/b1index.php](http://www.bundesanzeiger.de/index.php?main=5&sub=2&link=../menu/0003/bgbl/b1index.php).

しかし国会は、既に成立した法律への改正については、変更部分についてのみ成立させる。つまり、統合版を成立させるわけではないのである（そういう場合があったとしても、非常にまれである。）統合版を探す場合は、無料形式であれ有料形式であれ、連邦官報ではあまり役に立たない。

連邦法律全ての統合バージョンを探すには、*juris* データベースを検索しなければならない。

*「juris」*

「*juris*」データベースは、複数のデータベース（現在は 39 個）から構成されており、民間企業の *juris* 社<sup>31</sup>が提供している。ここでも連邦政府を代表して司法省が株式を管理しており、株式保有率は 50.01%<sup>32</sup>と過半数を超えている。他には、Sdu（専門家向けに情報を提供しているオランダの民間企業<sup>33</sup>—株式保有率は 45.33%）ドイツのザールランド州 (3%)<sup>34</sup>、連邦弁護士連合会 (Federal Chamber of Lawyers) とその他の出版社数社が株主になっている<sup>35</sup>。

*juris* の商品の一つに、あらゆる現行の（連邦）ドイツ法の CD-ROM バージョンがあり、これには、元の法律を改正した法律へのレファレンスも含めて、統合された形で条文全文が収められている<sup>36</sup>。

---

<sup>31</sup> この会社の正式名は、「*juris GmbH*」である。GmbH は、有限責任会社を意味する。詳細な情報の入手先は：[www.juris.de](http://www.juris.de)。

<sup>32</sup> *juris* 社は、連邦公報発行所と同様、様々な法情報を提供している。ここでは、本稿の対象となる法情報を中心に検討する。

<sup>33</sup> [www.sdu.nl](http://www.sdu.nl)。

<sup>34</sup> *juris* 社の本社は、ザールランド州にある。

<sup>35</sup> 保有株は非常に少ない。恐らく、*juris* の動向に社内的に追従できるようにするためと思われる。というのも、株主でなければ少なくともそれほど簡単には入手できないような、特権的な情報が株主には提供されるからである。2002 年の同社の年間売上高は 2200 万ユーロにのぼる。

<sup>36</sup> CD-ROM は半年ごとに更新される。1 年間の購読料は CD 1 枚につき 249 ユーロ、つまり 1 年間だと 498 ユーロの計算である。CD を単独で買う場合は、349 ユーロになる。連邦公報発行所が発行する CD-ROM も同様の価格になっている。上にも述べたように、*juris* 社は、その他にも大量のデータベースや電子出版物を販売しており、オフライン利用の電子形式だけではなくオンライン利用でも様々な形式の商品がある。例えば、*juris* インターフェースを使って、判決（以下参照）を検索し、さらに提携している法律出版物の出版社の法律雑誌の記事を検索することが可能である。また、法律図書館に対して

しかし、インターネット上では、あらゆる現行のドイツ法の最新の統合版に無料でアクセスできるサービスはない。

政府は、公的部門の法情報を提供するこの有名な2社の大手株主として、全体的なアクセシビリティを向上したいと考えているだろうし、少なくともそう見られたいようだが、同時に自らが株主になっているこれらの会社の商品のために、市場の確保も望んでいるように思われる。

司法省によるサービスの例

このジレンマは、司法省が最近提供し始めたサービスにも見られる。1999年に当時の Daeubler-Gmelin 司法長官は、政府が法情報の無料提供を検討する場合には、それによって民間企業の競争を脅かすことのないように注意すべきだという見解を示した。さらに続けて、政府の無料提供によって民間企業のサービスが減少し、法情報の全体的なアクセシビリティが脅かされることになるかもしれない、と述べた<sup>37</sup>。

しかしすぐに、電子政府環境におけるサービスをより魅力的にするために、公的部門の情報をもっと利用可能にすべきだという圧力が高まった。そこで、司法省は現在、juris 社と提携して<sup>38</sup>、特定の一部の法律を<sup>39</sup>インターネット上で無料でアクセスできるようにしている。しかし、司法省の基本方針は変わっていない。というのも、インターネット上では、HTML 形式の条文にパラグラフ単位でアクセスすることしかできないため、条文を完全に理解することが非常に難しいのである<sup>40</sup>。司法省が過半数の株を所有する企業の事業を脅かさないように<sup>41</sup>、PDF 形式の条文全文へのアクセスはできない。

---

は特別なサービス料金を設けており、法学部学生による juris の利用を促進していることは注目に値する。

<sup>37</sup> "Grusswort von Frau Bundesministerin der Justiz, 8. EDV-Gerichtstag, 15. - 17. September 1999"  
入手先 : [edvgt.jura.uni-sb.de/Tagung99/Tagung99.html](http://edvgt.jura.uni-sb.de/Tagung99/Tagung99.html).

<sup>38</sup> 入手先 : [bundesrecht.juris.de/bundesrecht/index.html](http://bundesrecht.juris.de/bundesrecht/index.html).

<sup>39</sup> 司法省は、法律の選定について詳細な基準を明らかにしておらず、「重要な法律」としか述べていない。

<sup>40</sup> 提供されている法律の全文検索だけはできるようになっているが、検索結果は、HTML 形式のパラグラフ単位に限られている。また、司法省と juris 社があらかじめ選定した法律しか検索できないということに注意する必要がある。連邦法律を完全に検索できるわけではない。

<sup>41</sup> 司法省のこの方針に対する詳細な批判と、ドイツの法律条文を完全な形で、インターネット上で無料アクセスできるようにすべきだという提案については、次を参照のこと

## 2.2 連邦裁判所の判決

### 一般状況

先に述べたように、本稿では最上級の連邦裁判所の状況に限定して検討することにする。対象とするのは、憲法に関する訴訟事件については、連邦憲法訴判所(Federal Constitutional Court [Bundesverfassungsgericht])、民事・刑事訴訟事件については連邦通常裁判所(Federal Court of Justice [Bundesgerichtshof])、行政法に関する訴訟事件については連邦行政裁判所(Federal Court of Administration [Bundesverwaltungsgericht])、労働関係の訴訟事件については連邦労働裁判所(Federal Labour Court [Bundesarbeitsgericht])、そして税法関係の訴訟事件については連邦財政裁判所(Federal Tax Law Court [Bundesfinanzhof])の判決である<sup>42</sup>。

下級裁判所や州の裁判所も含め、裁判所は一般的に、憲法上の法的理由(権力分立、司法の独立性)から、かなり高レベルの独立性を享受しており、かつその独立性を守っている。この独立性が、少なくともある程度、各裁判所の公開方針を構成しており、どの判決を公開するか、どのように公開するか、どこで公開するか、そして公開により生じた収益をどうするか決定するのは各裁判所である<sup>43</sup>。

### 様々な慣習

慣例的に、民間の出版社との取り決めは裁判所が行なうことになっている。こうした取り決めによって、出版社が発行する法律雑誌や特定の裁判所が下した判決を収録する特別な年刊誌に、判決を掲載するための段取りが整えられる。こういった取り決めの中には非常に古くから続いているものもあり、一部の出版社が、特定の裁判所による判決の年刊集の出版を独占していることもある。また、電子的形態における発行も、こうした取り決めの対象になっている場合もある。さらに現在では、全ての連邦裁判所が、判決を *juris* データベースに入力するという取り決めを *juris* 社と結んでいる。

---

と : JÖRG BERKEMANN: Freies Recht für freie Bürger. In : JurPC Web-Dok. 188/1999, Abs. 1 - 79, 入手先 : <http://www.jurpc.de/aufsatz/19990188.htm>.

<sup>42</sup> 連邦特許裁判所(Federal Patent Court [Bundespateentgericht])は、厳密にはこの枠組みに当てはまらないため、取り扱わない。連邦裁判所ではあるが、法律問題における特許裁判所の判決は、通常裁判所(Federal Court of Justice [Bundesgerichtshof])に上訴できる。

<sup>43</sup> こういった慣例の詳細については、以下を参照のこと : REINHARD WALKER: Die richterliche Veröffentlichungspraxis in der Kritik. In: JurPC Web-Dok. 34/1998, Abs. 1-163 at <http://www.jurpc.de/aufsatz/19980034.htm>.

通常、これらの取り決めには、バーター協定が含まれている。裁判所が見返りに何を得ているのか、必ずしも容易に分かるわけではない。現在までのところ、この問題について透明性を保っているのは、連邦憲法裁判所だけのようなのである。出版社が裁判所の判決をデジタル化して、裁判所が無料でアクセスできるようにすることに同意している場合もあるようだ<sup>44</sup>。また、判決を提供してもらった代価として、出版社が裁判官個人や、判事部、部長判事に支払っているところもある。

これらの公開方針はもちろん、事件の当事者が第一関係者として判決を入手できないようにするものではない。

さらに判決が出版されると、入手したい判決と希望するフォーマットを記した書面を提出して手数料を支払えば誰でも、裁判所から個々の判決を入手できる<sup>45</sup>。もちろん、申請者はどの判決を請求するのか知っていなければならない。したがって、このタイプのリクエストは判決に関する調査には適していない。

この方法については絶対的な独占状態はないが、裁判所との取り決めは、出版社にとって次のような多くの利点がある：

- 出版社は少なくとも、印刷された「公式」な年刊の判例集 [Amtliche Entscheidungssammlung]を独占的に生産できる。こういった判例集は、法廷や学術論文における引用のもとになるものである。また、出版社にとって「連邦裁判所の出版社」になることは、非常に名誉なことである。
- 特に法律雑誌の出版社は、時間的に有利になり、年刊の判例集が出る前に判決を出版することができる。
- 出版社の中でも特に、利益の高い法律分野（例えば、税法など）を対象にした高度に専門的な法律雑誌を出版しているところは、顧客に大変有益なサービスを提供できる。判決は最終的には、「公式」な年刊の判例集に掲載されるとはいえ、いち早く情報を掲載できる特権に恵まれた雑誌の

---

<sup>44</sup> 連邦労働裁判所におけるこのような慣習については、JÖRG BERKEMANN [脚注 20]は、報告している（欄外番号 55）。

<sup>45</sup> 料金は判決 1 件につき 5 ユーロ、または数にかかわらず 2.0MB ごとにおよそ 42 ユーロとなっている。入手の目的が公共の利益にかなうものであれば、裁判所の事務管理部が料金を免除することもある。詳細は、司法行政費用令 (Ordinance on the Costs of the Administration of Justice [Verordnung über die Kosten im Bereich der Justizverwaltung])に定められている。最近の慣行については、個々の裁判所の慣行に関する以下の説明も参照されたい。

購読者は、雑誌に掲載された判決を税法関係の訴訟事件においてすぐに利用できるという強みがある。

この慣習には、一部から批判も出た。このような取り決めから締め出された雑誌は、このやり方は公平性の原則に反しており、不公平な優位性を与えるものだと主張した。行政裁判所は、この慣習を中止し、発行物を差別なく提供するように裁判所に命じた。行政裁判所は、裁判官の独立性を侵害しているのではなく、裁判所の運営の問題について判断を示しただけと考えられたため、その命令は有効となった。

#### 連邦政府によるインターネット上の公開

しかし裁判所は次第に、インターネットにも活動を広げてインターネット上で判決を提供する方針をとるようになっていく。これにより、裁判所は印刷された公式な判例集の出版にそれほど制限されなくなり、また自社の雑誌に特定の判決を掲載することしか望んでいない出版社への依存度も低下する。この点に関する連邦裁判所のやり方は非常にさまざまだが（以下にいくつかの例を挙げる）、この方法はすぐに、自分たちの有利な立場が侵害されると考える法律出版社の間で懸念を呼んだ。個々の判決を電子的形態で入手する<sup>46</sup>際の料金を定める法律により、裁判所はインターネット上で情報を無料提供できないはずだ、という主張さえあった<sup>47</sup>。

インターネット上で裁判所の判決を公開する方法が出版社の間でいまだに懸念を呼んでいる一方で、各裁判所のやり方も多種多様なままであることに注意しなければならない。

インターネット上での公開方針について、次にいくつか例を挙げる。

#### 連邦憲法裁判所

連邦憲法裁判所は、独自のウェブサイトを持っている<sup>48</sup>。サイトでは、1998年1月1日以降の判決が入手でき、全文検索が可能である。判決は、HTML形式で閲覧、ダウンロード、印刷できる。連邦憲法裁判所のサイトへの接続にセキュアサーバーが使われている場合は、PGP形式の電子署名を利用してデジタル署名したフォーマットで判決を受け取ることも可能である<sup>49</sup>。訴訟当事者の氏名は匿

<sup>46</sup> 脚注 45 を参照

<sup>47</sup> これは非常に曖昧なところで規制されている。2001年の年間予算を公布する法律の、§ 6 セクション 9 [Gesetzes zur Feststellung des Haushaltsplans für das Haushaltsjahr 2001 vom 21. Dezember 1999 (BGBl. I S. 1920)].

<sup>48</sup> [www.bundesverfassungsgericht.de](http://www.bundesverfassungsgericht.de).

<sup>49</sup> SSL 3.0、RC4/128 ビットキー; RSA/1024 ビット交換

名扱いになっているが、彼らの法定代理人と担当裁判官の氏名は匿名扱いされていない。サイト上の判決には、その判決が年刊の「公式な」判例集に掲載されている（あるいは、掲載される予定である）かどうかについて記載はなく、印刷バージョンのページ番号の表示もない。しかし、判決条文の各パラグラフには欄外番号が振られており、インターネットソース、判決番号と欄外番号を示すことによって判決を引用することは可能である。残念ながら、インターネットで公開され、さらに公式の判例集にも掲載された判決に裁判所が言及する場合、ページ参照先として記載されるのは印刷バージョンだけで、インターネット上で判決・欄外番号を振って公開した判決については記載されない。同裁判所のウェブページには、判決資料は私的な使用に限り許可され、商業利用には裁判所による特別許可が必要となる旨が明記されている。

#### 連邦行政裁判所

連邦行政裁判所は、独自のウェブサイトを持っている<sup>50</sup>。サイトでは、2002年1月以降の判決が入手でき、全文検索が可能である。判決は、PDF形式とHTML形式の両方で、閲覧、ダウンロード、印刷できる。HTML形式の判決には、判決中で引用された法律規則の条文へのリンクと、2002年1月1日付以降の同裁判所の判決で電子的に閲覧可能なものについては、その判決へのリンクも含まれている。参照先の規則の条文や判決も、リンクをクリックすればHTML形式で表示される。訴訟当事者と弁護士の氏名は匿名扱いされているが、担当裁判官の氏名は匿名扱いされていない。サイト上の判決には、その判決が年刊の「公式な」判例集に掲載されている（あるいは、掲載される予定である）かどうかについて記載はなく、印刷バージョンのページ番号の表示もない。また、インターネットを通じて判決を注文し、メールか郵便で受け取ることもできる。1999年1月以降の判決は、電子メールによる送付が可能であり、1件につき2.50ユーロである<sup>51</sup>。同裁判所のウェブページには、判決資料は私的な使用に限り許可され、商業利用には裁判所による特別許可が必要となる旨が明記されている。

#### 連邦通常裁判所

連邦通常裁判所は、独自のウェブサイトを持っている<sup>52</sup>。サイトでは、2000年1月1日以降の判決が入手でき、全文検索が可能である。判決は、PDF形式で閲

---

<sup>50</sup> [www.bverwg.de](http://www.bverwg.de).

<sup>51</sup> 裁判所の管理部に口座番号を知らせて、口座から直接料金を引き落とすように手配しなければならない。このサービスは、1999年1月から2002年1月の間に作成された判決を電子的に入手する場合にのみ利用できる。

<sup>52</sup> [www.bundesgerichtshof.de](http://www.bundesgerichtshof.de).

覧、ダウンロード、印刷できる。訴訟当事者と弁護士の氏名は匿名扱いされているが、担当裁判官の氏名は匿名扱いされていない。判決に傍論（他の判例に特に関連する可能性のある法的な理由付け<sup>53)</sup>）が含まれている場合は、マークが付されている。それ以外の場合は、その判決が年刊の「公式な」判例集に掲載されている（あるいは、掲載される予定である）かどうかについて記載はなく、印刷バージョンのページ番号の表示もない。また、インターネットを通じて判決を注文し、メールか郵便で受け取ることもできる。この方法で送付された判決は、1ページにつき 0.50 ユーロである。同裁判所のウェブページには、判決資料は私的な使用に限り許可され、商業利用には裁判所による特別許可が必要となる旨が明記されている。

#### 連邦労働裁判所

連邦労働裁判所は、独自のウェブサイトを持っている<sup>54)</sup>。サイトでは、2002年1月1日以降の判決が入手でき、全文検索が可能である。判決は、HTML形式で閲覧、ダウンロード、印刷できる。訴訟当事者と弁護士の氏名は匿名扱いされているが、担当裁判官の氏名は匿名扱いされていない。サイト上の判決には、その判決が年刊の「公式な」判例集に掲載されている（あるいは、掲載される予定である）かどうかについて記載はなく、印刷バージョンのページ番号の表示もない。インターネットを通じて判決を注文し、印刷バージョンを郵便で受け取ることもできる。この方法で送付された判決は、1ページにつき 0.50 ユーロである。同裁判所のウェブページには、判決資料は私的な使用に限り許可され、商業利用には裁判所による特別許可が必要となる旨が明記されている。

#### 連邦財政裁判所

連邦財政裁判所は、独自のウェブサイトを持っている<sup>55)</sup>。サイトでは、2002年11月30日以降の判決が入手できる。検索はできず、発行日一覧から探すしかない。判決の閲覧は、フレームに埋め込まれた HTML 形式で可能だが、そのためにダウンロードと印刷は難しい。裁判官の氏名を含め、氏名は一切公開されない。サイト上の判決には、その判決が年刊の「公式な」判例集に掲載されている（あるいは、掲載される予定である）かどうかについて記載はなく、印刷バージョンのページ番号の表示もない。2002年11月30日より以前の判決は、インターネットを通じて注文し、印刷バージョンを郵便で受け取ることもできる。この方法で

---

<sup>53)</sup> ドイツの法制度は、厳密な判例法制度ではない。しかし実際には、判例が非常に重要な役割を果たしている。

<sup>54)</sup> [www.bundesarbeitsgericht.de](http://www.bundesarbeitsgericht.de).

<sup>55)</sup> [www.bundesfinanzhof.de](http://www.bundesfinanzhof.de).



送付された判決は、1 ページにつき 0.50 ユーロである。同裁判所のウェブページには、判決資料は私的な使用に限り許可され、商業利用には裁判所による特別許可が必要となる旨が明記されている。

### 2.3 まとめ

連邦法律に関しては、現行法の統合版の条文全文を、印刷可能な形式で電子的に入手しようとする場合は、やはり商業的な「juris」データベースを利用するしかない。政策上、その他の選択肢は用意されていない。

インターネットを通じた判決の入手に関しては、電子署名や適切な引用を可能にする欄外番号を使用している点において、連邦憲法裁判所が非常に良い例を示している。惜しむべくは、その欄外番号を、以前の判決の参照に使っていないことである。また、PDF 形式で入手できるようにすれば、便利だろう。一方、連邦行政裁判所は、リンクを組み込んでいる点では進んでいる。だが残念ながら、リンクの参照先が 2002 年 1 月 1 日以降の判決に限られているため、あまり役に立たない。

また、民間の出版社にとってはおそらく最も利益の高い判決を出している連邦財政裁判所が、インターネットによる公開方針において最も遅れているのは驚くべきことではない。

概して裁判所の判決に関しては、過去にさかのぼって網羅した文書化が行われていないことが、大きな欠点となっている。

連邦裁判所全体にわたる一貫した方針の欠如は、司法の独立性の代償のひとつと言えるかもしれない。そうとはいえ、もっと一貫性をもたせた方が有益だろう。裁判所は意図していないかもしれないが、現在の情報提供方法は結局、電子的な調査にあたっては商業用の「juris」データベースか類似の商品を使うように情報請求者に強い圧力をかけているのである。

### 3 スイスの状況

スイスはドイツに比べ、人口は10分の1、国土は7分の1の規模である。しかし、公用語は4言語（ドイツ語、フランス語、イタリア語、ロマンシュ語<sup>56</sup>）もある<sup>57</sup>。ドイツと同様、スイスも連邦制をとっている。

本稿では、冒頭で定義した法情報、つまり連邦レベルの法律と判決を中心に取り上げる。

スイスは理論的には、連邦レベルで連邦通常裁判所 [Bundesgericht] と連邦保険裁判所 [Eidgenössisches Versicherungsgericht] の二つの裁判所がある。連邦保険裁判所は、保険事件に関する最高審判機関として裁定の面では独立しているものの、連邦通常裁判所の一部門として組織されている。本稿では、連邦通常裁判所を中心に取り上げることにする。

#### 3.1 連邦法

連邦法律は、ドイツ語、フランス語とイタリア語で入手できる<sup>58</sup>。

##### 法律集成

スイスの連邦法律は、法律集成 (Official Collection) [Amtliche Sammlung] に掲載されている。法律集成は、印刷形式と PDF 形式<sup>59</sup>の両方で定期的に発行され、立法プロセスを経た法律資料が掲載されている。PDF 文書は、インターネット上で無料でアクセスできる<sup>60</sup>。

法律集成の中の各立法資料には、その資料を編纂法律集成 (Systematic Law Collection) [Systematische Rechtssammlung] に関連付ける番号が振ってある。

---

<sup>56</sup> 話し言葉としてのロマンシュ語は、5つの方言(Sursilvan, Sutsilvan, Surmiran, Puter と Vallader)から構成されている。1982年にルマンチュ・グリジュンが、統合された書き言葉として公用語となった。

<sup>57</sup> スイスの人口の63.7%が、2000年の国勢調査ではドイツ語話者として申告した。フランス語話者は20.4%、イタリア語話者は6.5%、ロマンシュ語話者は0.5%だった。

<sup>58</sup> 連邦憲法は、ロマンシュ語でも入手できる。連邦法によると、ロマンシュ語の話者には、ロマンシュ語で話しかけられる権利がある。法情報の利用に関して、ロマンシュ語の情報もなければならぬ。その他については、各州の法規則にゆだねられている。したがって、全ての判決と法律をロマンシュ語で提供する必要はない。

<sup>59</sup> PDF版は、1998年9月1日付で利用可能になっている。

<sup>60</sup> ドイツ語版は [www.admin.ch/ch/d/as/index.html](http://www.admin.ch/ch/d/as/index.html)。

編纂法律集成は、ドイツ語、イタリア語、フランス語でも提供されているが、その名が示すように系統的に、法律の主題分野に応じて構成されている<sup>61</sup>。編纂法律集成に収録されている立法資料は常時、更新・統合されており、施行日にかかわらずあらゆる現行の連邦法律をカバーしている。この法律集成は、印刷形式（定期的に更新される）と電子的形態の両方で入手できる<sup>62</sup>。

電子的形態については、ドイツ語、イタリア語、フランス語のウェブ・インターフェースが用意されており、インターネットを通じて無料でアクセスできる<sup>63</sup>。名称または編纂番号に基づいて、法律の条文全文を検索でき、HTML形式（パラグラフごと）かPDF形式で、法律を閲覧、ダウンロード、印刷できる。HTMLバージョンには、参照されている他の連邦法律へのクリックブル・リンクが含まれている。

### 3.2 連邦裁判所の判決

連邦裁判所の判決は、年刊の連邦裁判所判例集に収められている。

当初の裁判手続き<sup>64</sup>によって、判決が（年刊は別だが）様々な言語（ドイツ語、イタリア語、フランス語）で書かれている場合があることは、注目に値する。

1954年から2000年までの間に出された連邦裁判所の判決<sup>65</sup>は、公式の判例集に掲載されていれば、HTML形式で電子的に無料で入手できる。HTML形式の各判決には、印刷バージョンのページ番号も表示されている。

また2000年からは、さらに多くの判決が利用できるようになっている。現在では、公式の判例集に掲載されていない、あるいは掲載される予定のない判決にも

---

<sup>61</sup> 例えば電気通信・郵便事業に関する法律は、頭に78のつく番号になっている。電気通信事業法は784.0番、郵便事業法は783.0番といった具合である。総合キーワード・インデックス（印刷形式。電子的形態でもだいたいアクセス可能）が用意されており、編纂体系の中で自由に検索できる。また、法律の名称と番号を使って、インデックスを検索することもできる。

<sup>62</sup> 編纂法律集成と法律集成（連邦公報についても同じだが、こちらは発効した最終的な法律を掲載していない）におけるこれらの出版活動は、特別な出版法[*Publikationsgesetz*]によって規制されている。この法律は現在、情報社会に十分対応させるために改正中である。

<sup>63</sup> 例えば、ドイツ語のウェブポータルは、[www.admin.ch/ch/d/sr/sr.html](http://www.admin.ch/ch/d/sr/sr.html) から利用できる。

<sup>64</sup> どの言語を使うかは、州法によって決定される。

<sup>65</sup> ウェブサイトは [www.bger.ch](http://www.bger.ch)。

アクセスできる。それでも、連邦裁判所の判決全てが、印刷形式でも電子的形態でも公開されているわけではない。ドイツと同じように、連邦裁判所は、どの法律を一般的に公開するか自由に決定することができる。

2000年以降のデータベースに収録されている判決で、その後判例集にも掲載されたものは、既に公開済みであることを示すマークをつけて、オリジナルの形でデータベースに再登場する。マーク内のリンクによって、ユーザーは印刷バージョンのページ番号を付した出版バージョンも（電子的形態で）見ることができる。現在、2002年11月以降の判決ならば、印刷された公式の判例集と、同一の電子的形態の両方で入手できる。判決の最新の電子バージョンは通常、訴訟当事者に公開された日に利用可能になる。

氏名に関しては、明確な方針はない。裁判官の氏名は匿名扱いされないが、他の当事者の氏名に関しては匿名扱いされたりされなかったり、まちまちである。訴訟当事者が個人ではなく組織である場合や社会的に認知度が高いと考えられる場合は、匿名扱いされないことが多い。一方で、個人が関係している事件や刑事事件では、たいてい匿名扱いになる。しかし、これはあくまでも経験則である。スイス連邦個人データ保護コミッショナーは匿名扱いを求めているが、連邦裁判所事件の訴訟当事者について公開を求める一般国民からの要求は相当強い。

裁判所の判決の検索には、多種多様な高度な検索メカニズムが利用できる。こういった手段は全て、裁判所のウェブ・インターフェースに統合されており、いずれも無料で利用できる。例えば、ドイツ語でキーワード検索を行なうと、その主題に関するフランス語の判決も表示されることがある。検索ヒットとして表示される判決には、検索基準に対するそのドキュメントの関連度を示す様々な色のマーカーが付されている。関連度に関するユーザーの意見は、電子的に収集されている。

### 3.3 まとめ

スイスは、連邦法律の情報の質と利用可能性という点において、非常に高い水準を誇っており、その資料の範囲や質は、ドイツ国内で無料で利用できる資料を明らかに上回っている。さらなる改善点としては、判決中の法規則の条文へのリンク（裁判所が引用した連邦裁判所の判決への自動リンクは既に行なわれている）などが考えられるだろう。しかし、そのような応用については、現在のスイスの情報政策により制限されている。この政策については、4.2で取り上げる。

## 4 法情報の商業化政策

### 4.1 ドイツの状況と欧州連合からの影響

ドイツの現状の説明から分かるように、公的部門の情報、とりわけ法情報の商業化に関する包括的な政策は、ほとんど認識できなかった。

*ドイツにおける公的部門の情報の発達*

1970年代には、そのような包括的な政策を定めようとする試みが見られた。その当時は、大規模なオンラインの「データバンク」が政策立案に革新をもたらし、そのようなデータバンクを提供することが政府のインフラ課題であり、国内の情報産業にとって有益だと考えられていたのである。実際、この時代に「juris」データバンクの構想が生まれた。1980年代になると、政府はかつて自らの管轄領域と見なしていた分野から手を引くようになり、民営化構想への関心が高まった。連邦政府は情報事業のための民間パートナーを見つける方法を探り始めたが、なかなか容易に運ばず、ごく最近になってようやく「juris」社の大株主を引き受けようという民間パートナーが見つかった。

さらに付け加えておかねばならないのは、こういった事柄については、首相府の調整権限にも関わらず、政府省庁が互いにばらばらに動く傾向があるということだ。こうした独立した動きには深い理由がある。その一つとして、ドイツの連邦政府はおおかた連立政権であり、その閣僚は様々な連立政党出身で、政治的にも独立性を守ろうとしていることが挙げられる。また、ドイツでは従来、このような情報政策はあまり優先的に扱われてこなかった、ということも付け加えなければならないだろう。さらに前述したように、裁判所の判決の分野においては、裁判所に対する司法省の影響力は、憲法上の理由から制限されている。

現在では、民営化政策の可能性と限界について、よりバランスのとれた見方がされている。しかしながら同時に、公的部門の情報に関する政策に関する対立的な見解は、まだ解消されるに至っておらず、むしろ対立が公然と目立つようになっている。というのも、財務省は伝統的に、別の歳入源を探しており、現在になってようやく情報資源が有望な財源として認識されてきた。それに対して経済省は伝統的に、経済の自由化志向が強く、情報産業市場に対する国家活動に対してはいくぶん懸念を抱いている。さらに、連邦政府に対しては、いいかげん情報自由法を導入して、より簡単かつ安価に政府情報にアクセスできるようにすべきだという外部からの圧力が高まりつつある<sup>66</sup>。政府内においても、電子政府や

<sup>66</sup> ドイツは欧州連合の中でも、国家レベルで包括的な情報自由法（情報へのアクセス法）を採択していない数少ない国の一つである。

電子民主主義に関する政策の魅力を高めるために、無料とまではいかなくとも、公的部門の情報、とりわけ法情報により簡単かつ安価にアクセスできるようにすべきだという意見がある。

こういった背景に対して、様々な政治的勢力のベクトルが結果としてどのような方向につながるのか、予想することは非常に難しい。

#### 著作権をめぐる現状

さらに財務省は、著作権法における現状が自らの立場を強化していると考えているようだ。

ドイツ国内の著作権法によると、公式な法律条文については、著作権の適用は免除される<sup>67</sup>。しかし、こういった法律の表示方法は、印刷物における表示方法でさえ、著作権の対象となると主張されている。こうした理由で、例えば連邦公報発行所は、印刷形式における連邦公報と連邦官報の法律資料の表示方法に対して著作権を主張しているのである<sup>68</sup>。

この政府の立場は近年、欧州連合(EU)の著作権法の改正(その後、加盟国各国の著作権法に取り入れられている)によって強化されている。というのも、データベース保護<sup>69</sup>に関するEU指令により、特別なタイプの著作権(sui-generisの権利)が創出されているのである。データベース産業の利益にかなう、この新たな法的措置により、それ自体は著作権保護が可能ではない資料の編纂物に対しても「準著作権」が付与される。したがって、たとえ国内法の下では法律(およびこの件に関しては判決)が著作権の保護対象にならないとしても、加盟国が法律の編纂物を明示的に著作権の適用除外にしない限り、データベースにおける編纂物は、この特定の著作権の対象となる。現在のところ加盟国は、各自のデータベースに対して新たに獲得した権利に適用除外を認めることには非常に消極的である。

---

<sup>67</sup> ドイツ連邦著作権法セクション 5

<sup>68</sup> ドイツの著作権法によると、企業も法人も政府も、著作権の原保有者にはなりえない。しかし、公務員および同様の事業体のために働いている従業員は黙示的に(時には明示的に)自己の商権をその事業体に移譲するものと見なされる。

<sup>69</sup> データベースの法的保護に関する欧州議会及び理事会指令(Directive 96/9/EC of the European Parliament and of the Council on the legal protection of databases, 11 March 1996, OJ No. L 77/20 of 27 March 1996)なお、この問題に関するヨーロッパの専門家の第一人者が、非常に優れた解説を記している。BERNT HUGENHOLTZ: Implementing the European Database Directive 参照先: <http://www.ivir.nl/publications/hughenoltz/PBH-HCJ-LIB.doc>.

この改正の影響が、やがて反対の動きを生み、加盟国に著作権の適用除外を立法化させることになるのかどうか、時間が経過しなければ分からないだろう。現在のところは、ヨーロッパにおけるこの種の法律は、商業化志向の戦略をとる加盟国政府を後押ししている。

#### 欧州連合レベルでの現状

著作権に関するこの現状は、欧州連合(EU)が商業化戦略に与える影響の一例である。しかしながら、EU レベルでの商業化問題も、ドイツの場合と同じように複雑であり、ここでも公的部門の情報の商業化について類似の論争が見られる。さらに、EU レベルでは別の難しさもある。EU レベルでの立法は、EU の法的枠組みに対して具体的な EU 権限が規定されていなければ、実施されない可能性がある。各国政府の情報関連政策の問題に対する EU 権限については反対意見も強い。EU には、政府情報へのアクセスに関する包括的法律（情報自由法）の制定および各国間の調和を加盟国に命じる権限はないというコンセンサスがあるように見受けられる<sup>70</sup>。その結果現在のところ、環境保護については具体的な EU 権限があるため、EU 機関<sup>71</sup>を対象に、環境情報<sup>72</sup>へのアクセスに関して、EU レベルでの情報自由法があるのみである。加盟国に法的情報の提供に関する法規の採用や各国間の協調を命じる EU 権限はないようである。

しかし EU は、公的部門の情報の商業化に対して法的条件を設定する権限があると主張している。つまり、各国政府がどの情報源を商業化に向けて公開するか決定したならば、その商業化条件は EU 法による統一が可能になる。この権限の論拠は、情報は必然的に情報産業市場に入ることになり、情報産業市場は EU のそ

---

<sup>70</sup> これは法的問題というだけではなく、政治的問題でもある。20 年以上もの間、EU 機関は EU 内でプライバシー保護策を統一する法的権限はないという立場をとってきたが、加盟国の間でプライバシー保護法が多様化したために看過できなくなり、プライバシー保護に関する包括的な指令を出したのである。

<sup>71</sup> 2001 年 5 月 30 日の Regulation 1049/2001 を通じて導入された、欧州共同体設立条約の第 255 条は、あらゆる連合市民および加盟国に居住しているまたは登録事務所を有しているあらゆる自然人または法人に対し、欧州議会、理事会、委員会の資料へのアクセス権を付与している。

<sup>72</sup> 1990 年 6 月 7 日付の環境関連情報へのアクセスの自由に関する理事会指令 90/313/EEC (OJ L 281, 23.11.1995, p. 31) および、この指令を改正するための、環境関連情報へのパブリックアクセスに関する欧州議会および理事会指令(OJ C 337 of 28.11.200, p.156) に対する 2000 年 6 月 29 日の委員会提案

の他の市場と同様、全加盟国において条件を統一した共通市場でなければならぬから、ということである。

#### 公的情報の商業化条件に関するEU指令案

こうして欧州委員会は、公的部門の情報の商業化に関する指令案策定に着手している<sup>73</sup>。指令案はまだEUの立法過程にあり、最終的にどうなるか今の段階では完全に予測できない。この指令は概して、情報サービス企業が政府の情報源から政府情報を買って取って商業的に再利用する場合に、EU内の情報サービス企業に同一の全体的な商業条件を提供することを目指すものとなるだろう。したがって最終的に成立する指令は、政府情報への無料アクセスを保証するものではないと考えられる。むしろ単に、政府が商業的に情報を提供する方針をとった場合に、EU内で商業的条件を同一にするだけになるだろう。この状況における未解決の問題の一つは、政府が請求できるのは情報の提供にかかる費用だけなのか、あるいはその情報の作成にかかった費用の一部だけでも請求できるのか、あるいは情報市場でそのような情報につけられるような価格を設定することができるのか、という問題である。もし政府が配布費用しか請求できないのであれば、インターネット上でそのような情報を配布する場合は、もちろん費用がほとんどゼロになるために、政府は料金を請求できなくなる。こうした理由もあり、草案の条文はまだ検討段階である。

まとめると、いったん発効した公的部門の情報の商業化条件に関するEU指令は、一般市民のアクセス状況を変えるわけではなく、商業アクセスの条件とかかる情報の再販売の条件を統一するものにすぎないということである。この指令が発令されれば、当然のことながら法律情報の商業化も対象となり、ドイツでかかる情報の商業化に関する枠組み条件も規定することになるだろう。

## 4.2 スイスの政策

#### 欧州連合の影響

ドイツとスイスの大きな違いの一つは、スイスが欧州連合(EU)、欧州経済領域、欧州自由貿易地域のいずれにも加入していないという点である。スイスは、EUの政策からはかなり独立していると思われるかもしれない。しかし、スイスは地理的には完全にEU加盟国に囲まれており、その主要な貿易パートナーはEU加

---

<sup>73</sup> 公的部門の文書の再利用および商業的利用に関する欧州議会および理事会指令に対する提案(OJ 24.9.2002 C 227 E p.17)。この権限は、欧州共同体設立条約の第95条に依拠している。



盟国であるため、現実的にも、また最近は法的にもかなり EU の動きに合わせた政策をとっている。

スイス政府が、国家レベルでの法律情報の電子的な提供と商業化という問題に取り組む方針を固めたのは、法情報も含めた公的部門の情報<sup>74</sup>の提供に関する EU 政策、そして特に公的部門の情報に関する 1996 年の欧州委員会会議での議論とその結論に影響を受けてのことだった。

#### 法情報に関するスイスの政策

スイス政府は、委託した研究調査<sup>75</sup>に基づいて、情報公開および商業化の方法に関する構想を正式に承認した[Rechtsinformatikkonzept]。司法省には特別局が設けられ<sup>76</sup>、その構想を法情報の発行・商業化に関する法令にまとめた<sup>77</sup>。

#### 法令

この法令は、一般原則として、あらゆる（連邦政府の）法情報は電子的に利用可能でなければならないとしている。しかし、電子バージョンの真正性は、その制定法律において明示的に記されているか、その法律が電子的形態でしか存在しない場合に限って認めるという原則は譲っていない<sup>78</sup>。

政府は、国民のニーズに応えるために法情報に関して基本的な公共サービスを提供する義務を正式に認めている。また、基本的な法情報の提供だけではなく、公益または国民の要求があるのに、民間部門がその公益や要求に対応していないと考えられる場合は、付加価値情報の分野（特に、リンク付けやシステムへの情報追加による付加価値）にも進出する可能性がある。付加価値情報の分野に進出する場合は必ず、政府は民間部門と協議しなければならない。

同法令はさらに、原則として政府はこの情報について料金を請求するべきだとしている。費用は、情報の電子的発行に伴って発生した費用を超えるべきではない。しかし、この原則が適用除外になる場合もある。主に、政府が既にその情報

---

<sup>74</sup> この会議の詳細については、脚注 82 を参照のこと。

<sup>75</sup> ドイツ語バージョンの入手先：[www.rechtsinformation.admin.ch/copiur/dok/ri-konzd.PDF](http://www.rechtsinformation.admin.ch/copiur/dok/ri-konzd.PDF)。

<sup>76</sup> [Koordinationsstelle für die elektronische Publikation von Rechtsdaten - copiur] ドイツ語のサイトは、[http://www.rechtsinformation.admin.ch/copiur/index\\_de.html](http://www.rechtsinformation.admin.ch/copiur/index_de.html)

<sup>77</sup> 1998 年 4 月法令情報電子発行令 (Ordinance on the electronic publication of legal information of April 1999) [170.512.2 Verordnung über die elektronische Publikation von Rechtsdaten]。

<sup>78</sup> 電子的な法情報の有効性については、電子発行令の改正において拡大されることになっている（脚注 62 を参照。）

を内部で利用している場合や、料金請求が実際的ではないような場合は、無料で提供することが認められる。

第三者が自分自身の商品のために法律情報を利用したい場合は、特別な条件が適用される<sup>79</sup>。

民間部門と公的部門の間で、法情報関連の活動について対立が発生した場合に備えて、スイス政府は、まもなく正式にそのような対立に対処して双方にとって受け入れられる解決策を探る正式な仲介機関として、スイス法情報学協会(Swiss Association for Legal Informatics)を指定する予定である<sup>80</sup>。同協会は、民間の法律家協会であり、メンバーは公的部門・民間部門の両方の出身者が含まれている。

この法令が施行されてからほぼ5年になるが、特定のデータベースに関して民間部門から時折批判が出ているとはいえ、おおむね受け入れられているようである。しかし一般的には、スイスは3種類の言語を抱えながら比較的小国であり、法情報市場としては非常に小さいため、政府が法律制度の情報インフラについて責任を引き受ける必要があると認識されている。

#### 民間部門への影響

そうとはいえ、政府から入手できる情報の機能を高め、さらに論文や書籍のテキストを追加したり、法学者や弁護士、裁判官の関心を呼ぶ追加的なサービスを提供することにより、民間企業の中にはスイス国内の法情報市場で競い合っているところもある<sup>81</sup>。そういった企業の活動は、政府による法情報の基本インフラの提供が、国内の情報産業を破壊するのではなく、高度な付加価値のある法情報サービスに民間企業を進出させる推進力となる可能性があることを証明している。

---

<sup>79</sup> 1999年電子法令情報料手数料令(Ordinance on the fees for electronic legal information of 1999) [172.041.12 Verordnung der Bundeskanzlei über die Gebühren für die Abgabe von Rechtsdaten] 例えば、商業的再利用の目的で、編纂法律集成の全巻を受け取るには、3000スイスフラン(更新ごとに300スイスフラン)と、付属品(フロッピーディスク、CD-ROM)および時間(人時半時間につき、80スイスフラン)の費用を支払わなければならない。

<sup>80</sup> 透明性の目的上、本稿の筆者はスイスの法学部の代表として同協会の理事をつとめていることを申し添えておく。

<sup>81</sup> 恐らく最大手はSwisslex AG ([www.swisslex.ch/d/index.htm](http://www.swisslex.ch/d/index.htm))だろう。

### 4.3 まとめ

法情報の提供と商業化に関する政策について、本セクションでも2つの異なるアプローチを検証した。ドイツのような大国では、状況はより複雑だろう。だがその一方で、透明性と一貫性があるだけでなく慎重な議論と分析を経た法情報政策が実現できるのは小国だけ、ということがないようにするべきである。そのような政策は明らかに、一般国民と情報産業の両方にとって、肯定的な結果をもたらしているのである。

## 5 法情報関連の一般政策に関する慎重かつ建設的な提案

### 5.1 はじめに

上述したように多種多様で、しかも時には不調和な状況に対し、公的部門の情報とりわけ法情報の商業化について何が最適な戦略かという問題がある。

本稿では、本稿やその他の文脈において、この状況に対する意見を積極的に提案したい<sup>82</sup>。文化や政治、政治的枠組みにおける違いについては十分承知している。したがってこの提案では、各国の政策を決定する上で試金石となりうる、ある方向に沿った主張を議論の呼び水として提示するにすぎない。議論を喚起するために、いくつかの原則に番号をつけて提示している。番号は、重要性の高い順につけているわけではなく、単に順番をつけて参照しやすくするためのものである。これらの原則の中には、一般的な政府・公的部門の情報についても有用なものがあると思うが、情報政策を決定する際には、情報の文脈が重要だと考えているため、ここでは法情報に限定して論を進める。

### 5.2 法情報の商業化政策立案にあたって検討すべき原則

#### 5.2.1 アクセスの原則

##### 原則 I

- (I) 原則 I: 法情報は、誰にとっても適切な技術的形式で、配布費用のみで簡単にアクセス可能でなければならない。

---

<sup>82</sup> 次を参照のこと： HERBERT BURKERT, Personal Summary of the Conference. European Commission Conference: Access To Public Information: A Key To Commercial Growth And Electronic Democracy. Stockholm, 27/28 June 1996.-入手先：  
[europa.eu.int/ISPO/legal/stockholm/en/burkert.html](http://europa.eu.int/ISPO/legal/stockholm/en/burkert.html) Stockholm conference

法制度の正当性は、法制度が周知であるという前提のもとに成り立っている。周知であるためには、この情報は、誰でも容易にアクセスできるものでなければならない。

確かに、これは象徴的な前提にすぎないかもしれない。自由にアクセスできるからといって、誰でも法律専門家の助けなしにその情報を完全に理解できるということにはならない。この文脈においては、自由なアクセスから受ける恩恵は、一般市民よりも、弁護士などの法律専門家や法学部の教授、あるいは法学者の方が大きいだろう。

したがって、このような情報は一般市民よりも専門家にとって有用なものであり、一般的なサービスではなく特定の利益のためのサービスだという主張も時々見られる。こういった議論ではだいたい、次のように主張される。政府は、誰もが恩恵を受けられる一般的なサービスを無料で提供するべきである。またそのようなサービスは、国民全員が負担する税金から成り立っている政府予算から提供してもよい。しかし、ほんの一部の人々しか利益を受けないようなサービスの提供を求められた場合、政府は別料金を請求できる。また、法律専門家は、他の一般人に比べて、法情報からはるかに利益を得られるのだから、法律専門家にとっての法情報の価値を考慮に入れた料金を請求するべきである、という具合である。

しかしながら、法情報を提供する主な理由は、誰が得をしているかという問題ではない。法情報の提供は、法律が遵守されるために必要な一般的な規範条件なのである。したがって法情報は、経済的理由のためではなく、規範的理由のために、提供が必要なのである。

そうすると次の問題は、法律専門家には少なくとも余分に料金を請求しなくてもよいのかどうかということになる。つまり、一般国民に対してはおおむね無料で法情報を提供する一方で、法律専門家にはその情報の価値によって料金を請求するべきなのだろうか。

しかしながら、法国家における公平性の原則は、同一サービスについてある人には料金を請求し、別の人には無料にするということを禁じている。社会的差異については、収入に応じて様々な税区分を設けることによって、既に説明されている。

有料になりうる違いがあるとすれば、それは配布コストだろう。したがって、印刷形式の分厚い法律集成を速達で送付してもらおうとする場合は、その余分な料金について請求することができる。しかし、情報を配布する（もっと正確に言

えば、データベースに入れてユーザーがダウンロードできるようにする) 場合は、配布コストはゼロになる。

#### 基本的情報／付加価値情報

公平性の原則上、政府は料金に差をつけることができないため、法情報の提供に様々なレベルを設けようとすることもある。その場合、基本的な形態の法情報は、誰にとっても無料になるだろう。しかし「グレードアップした情報」または「付加価値をつけた情報」は、市場価値に応じて有料になる。前述したドイツの例では、官報は誰でも読むことができるが、プリントアウトしたい場合や全文検索をする場合は、余分な料金がかかる。

ドイツの例はまた、基本的情報と付加価値情報の線引きが難しい場合があることも示している。また、そうした区別は、政府がいささか独断的に行なっている場合が非常に多い。利用者が目を酷使しなくても楽に読めるようにしたいならば、プリントアウトを認めることは付加価値というより必要なことである。法律の条文を一条ごとに、しかも HTML 形式で表示して、全条文の閲覧やプリントアウトを難しくすることは、本来であれば基本的価値であるべきものに人為的に付加価値をつけるための別の手段にすぎない。ユーザーに PDF 形式の商品を買うように仕向けるための、不必要な妨害である。

「基本的 (法) 情報」と「付加価値の (法) 情報」を、はっきり区別するために役立つ基準はないのだろうか？

この問題については、次の解決策を提案したい。行政における情報作成は、税金によってまかなわれているため、「基本的情報」とは政府が内部で利用する情報であり、かつその際に使われている形式における情報ということになる。例えば政府が、どの法律のどの条文が現在有効なのか、またある日付でどの法律条文が有効だったのか確認するために政府内で全文検索を利用している場合、この情報とそれに伴う検索手段は「基本的 (法) 情報」と見なされるべきである<sup>83</sup>。

したがって、政府 (および裁判所) がアクセスできる法律情報データベースとそれに伴う検索手段は全て、「基本的な (法) 情報」と見なし、誰でも自由にアクセスできるようにするべきである<sup>84</sup>

---

<sup>83</sup> 政府が外部からこのような情報 (あるいはソフトウェア) を購入する場合、またはそのようなサービスを民間企業に外部委託する場合は、政府が公的情報に関するその責任を果たすためにそういったツールを制限なしに提供できることを、契約条件によって確実にしておくべきである。

<sup>84</sup> これはもちろん、法情報システムにのみ適用されるものであり、行政システムなどのように市民の個人的情報を利用・包含するシステムには適用されない。行政システムに対

ここでは、何が基本的な法情報かということを決めた。この情報は、政府が内部で使っているものであれば、どんな形式・ツールでもアクセス可能にするべきである。また、この情報は、必要に応じて配布コストを請求する以外は、無料で提供されるべきである。

#### 引用システム

この段階で、判決に関して一点、小さなことだが付け加えておきたい。原則 I がうまく機能するためには、裁判所の発行・引用方法を変えることが必要になる。ここで、前述したドイツ連邦憲法裁判所の新たな方法—残念ながら、まだ完全に首尾一貫していないが—を思い出していただきたい。印刷した刊行物における条文の表示方法については出版社が著作権を主張するため、ページ番号付けについても出版社が独占権を有する可能性がある。この制約を乗り越えるため、インターネットでは完全に認可された独自の引用システムが必要である。こういった制約を長期的に克服する唯一の方法は、裁判所が自らそのような引用方法を使って、判決に番号を付け、さらに判決の中のパラグラフにも番号を付けるやり方である。このような引用方法を自ら利用することで、判決番号とパラグラフ番号だけで裁判所の判決を引用できるようになるのである。

#### 次の問題

次の問題は、もし原則 I があらゆる人に適用されるのであれば、その「あらゆる人」には、この情報を再販売してそこから利益を得ようとする民間企業も含まれるのだろうか？ということである。

### 5.2.2 平等な待遇の原則

#### 原則 II

- (II) 原則 II : 基本的 (法) 情報への自由なアクセスは、企業にとっても自由なアクセスということの意味する。この問題については、一般国民と企業の間には区別があってはならない。

---

しては、どの (個人) 情報をどの条件のもとでアクセス可能にするかについて、プライバシー法と情報自由法が適用される。—しかしながら、重なっている分野が一つある。一部の法システムにおいては、訴訟事件における関係当事者の氏名が、判決とは切り離せないものになっている。この問題は、各国の法的な伝統とプライバシーに対する考慮にしたがって、解決されなければならないだろう。(ドイツの連邦裁判所の各方法も参照のこと)

実のところ、この原則は、納税者にとって不公平であるように見えるかもしれない。納税者は、民間企業の営利活動を補助することになるからである。

もちろん、誰もが常に、社会基盤としての公共サービスから利益を得ていることを最初に念頭に置いておかなければならない。街路の安全性は、市民の福祉に貢献しているだけではなく、その街路にある企業の利益にも貢献している。

だがもっと具体的に、情報産業にとって原則IIが及ぼす影響について考えてみなければならない。A社がこの原則の恩恵を受けようとしていると仮定してみよう。A社は例えば、政府のデータベースから無料で交通関連法律をダウンロードし、CD1枚あたり50ユーロで一般市民に販売する。これは、不公平な利益を見なされるだろう。しかし、原則Iに基づいて、誰もがこの情報を無料で政府からダウンロードできるならば、誰がそんな値段でこの情報を買うだろうか？

結果として、原則IIによって政府の情報源に無料でアクセスできるとしても、この無料アクセスを単純に利用して、割り増し価格で情報を再販することはできないのである。市場が存在しそうにないからである。したがって原則IIは、民間企業が受け取った情報に付加価値をつけざるを得ないようにするか、少なくともそう仕向けることになる。また、どの企業も政府から基本情報を無料で入手できるために、付加価値競争の条件は平等になるだろう。

このように原則IIは、公的部門の情報への市民のアクセスを制限することなく、情報市場における競争を促進することになるだろう<sup>85</sup>。

---

<sup>85</sup> この解決策には、黙殺すべきではない問題が隠されている。つまり、自国民ではない外国人も含めて誰に対してもアクセスを提供するということである。外国人が市民に頼んで情報にアクセスしてもらい、その情報を渡してもらうことは簡単にできるため、このルールは理にかなっている。この情報は、機密情報ではないため、外国人に渡すこともできるだろう。また、情報の請求者が国民かそうでないか管理するためのコストは、あまりにも高くなるだろう。さらに、欧州連合法は、外国人であっても加盟国の国民である限りは、差別を禁じている。この差別禁止ルールはもちろん、企業にも適用される。このような差別禁止ルールはまた、WTO規則によって世界中で遵守される傾向にある。そのため比較的規模の小さな国々は、国内の法情報源をこのような形で開放すると、外国企業が簡単にこういった情報源にアクセスして、長期的にはその国の法情報を独占し、民間企業に頼らざるを得ない状況に陥るのではないかと懸念している。—だが、われわれは、このような自体にはならないと考える。例えばノルウェーでは、ノルウェーに関する法情報を提供しているノルウェー企業が、EUの法情報の提供企業の中で高い競

最後に、原則Iと原則IIの結果生じる摩擦を解決するために、第三の原則が必要になる。

原則Iによると、行政組織の中で行われることは全て「基本的情報」と見なされることになる。では例えば政府が、「人工知能」ソフトウェアを利用して、「テスト市民」の個人情報を入力すれば、システムが自動的にその個人が受給できる給付金を表示できるようにすることで、社会保障関連の法律のデータベースの強化を図ると仮定してみよう。得られる統計データを使えば、政府はそのようなシステムを利用して、既に制定されたあるいは新たに制定される可能性のある社会保障関連の法律が及ぼす影響について、大規模に検証できる。では、このシステムによって国民が以前は要求しなかった社会保障給付金を要求するようになるかもしれないという理由で、政府がそのシステムを一般的にアクセス可能にしたがらない、あるいは少なくとも無料ではアクセス可能にしたがらない場合はどうだろうか。原則Iによると、この機能強化された法律情報システムは、国民が社会保障関連の立法を詳細に検討できるようにするものであり、情報配布のための限界費用だけで、誰でもアクセスできるようにしなければならない。インターネットで提供する場合はもちろん、費用はゼロになる。

さて、A社が、社会保障関連の法律を長年扱っていると仮定してみよう。ある日、それも政府がこのアイデアを得るはるか以前に、A社は原則IIに基づいて今まで入手した社会保障関連の現行法を使ったシステムを構築することにしたとする。A社のシステムでは、自分の個人情報を入力すると、受給資格のある社会保障の種類が分かるようになっている。A社はこの商品をかかなり高価ではあるものの妥当な価格でしばらくの間販売していたところ、政府の製品が突然、無料で政府ウェブサイト上で利用できるようになる。

A社は、政府によるこのような競争から保護されるべきだろうか？あるいは、同じような民間製品が既に市場に出回っている場合は特に、政府がその(法)情報にさらに付加価値をつけることを禁止するべきだろうか？政府の既存の情報源への付加価値の問題について、誰が決定するべきだろうか？

次の原則は、こういった問題に対処しようとするものである。

---

争力を誇っている。(www.lovddata.no) また、スイスの例も、このような懸念が杞憂だということを証明している。



### 5.2.3 民間部門のリスクに関する原則

#### 原則 III

- (III) 原則 III：(法) 情報の利用や機能強化にたずさわる会社は、次の場合、政府の情報源による競争から保護されない。(a)競合製品が、その製品を提供する政府機関の法的管轄内にあり、かつ(b)政府が可能な限りその意図を明確にしている場合。

#### 原則 III に関する議論

過去 30 年にわたり、ドイツ語圏においては、公的部門が市場で活動する場合の条件に関する法原理が以前より厳しくなっている。また、欧州連合法を適用する欧州連合 (EU) は、政府による市場参入活動に対して批判色を強めている。ヨーロッパの電気通信市場の再編は、こうした動きの一つの結果だった。それでも加盟国には、商業活動からの内部補助が発生しない限り、何を公的部門の活動と見なすかという点について自国で判断する余地が残されている。政府組織が市場に参入する場合は、市場条件に従って活動しなければならず、公的部門が所有する資源について優遇措置を受けることはできなくなる。

しかし、これらのルールは企業の事業を永遠に保証するものではなく、また政府の慣行や規制が変化したために企業が提供するサービスが時代遅れになることを防ぐわけでもない。これは、民間部門が背負っている典型的なリスクであり、そのリスクに対して民間部門は割り増し利益を得ているのである。したがって先の例では、A社は政府の法情報関連の活動が及ぼす影響からは保護されないことになる。

これ以外の解決法では、政府機能の実行強化を阻害することになり、政府の革新的精神を硬化させてしまうだろう。

しかしながら、政府はいくつかの条件を徹底しなければならない：

- 政府は、他のあらゆる政府活動の場合と同じように、責任をもってこの強化を進めなければならない。この強化については、法的な命令あるいは立法機関による具体的な推進策によって対応すべきである。
- 政府は、他のどの活動においてもそうだが、可能な限り透明でなければならない。したがって、情報政策を透明にして、できるだけ早い段階で意見を募るべきである。重要な変更については、立法機関に付託して判断を仰がなければならない。

#### 5.2.4 公的部門の抑制の原則

それでもまだ、最後にもう一つ原則が必要である。原則 I は、政府が外部に提供することなく法情報源を利用することを禁じており、さらにそういった情報源を基本的に無料で利用可能にしている。が、原則 I もその他に今まで挙げたどの原則も、政府が分離独立会社を設立して市場に参入させ、他の企業と競合する可能性を排除していない。そこで、原則 IV が必要になる。

##### 原則 IV

(IV) 政府は、情報市場に参入してはならない。

##### 議論

独占禁止法は、前述したように、政府がその分離会社に特別な市場条件を与えることを禁じるだろう。また政府は、公平な待遇を保証するために、その会社から情報を購入する場合は、他の会社から購入する場合と同じようにしなければならないだろう。さらに、政府がその分離会社に提供する基本的情報は、競合他社にも同じように提供しなければならない。では、何が違うのだろうか？

こういった活動に反対する議論は、まず原則に関する議論である。政府の仕事は、事業をすることではない、というのである。政府が市場で競争する場合はいつも、不公平な競争になる危険性がある。社会的利益のある公共サービスと見なされる活動であれば、公共サービスとして整備されるべきなのである。また政府内で、活動の性質によって一部の活動については商業化（および間接的な種類にとどめるとしても、それに伴う報酬）を認め、別の活動については商業化を認めない場合には、真の競争というメリットを確立することなく、政府内部で不均衡と対立関係を生むことになる。

たとえ政府が分離会社とあらゆる関係を絶つとしても、分離会社は以前の関係から得られる好意を利用して儲けることができる。おまけに、元政府官僚が、このような企業を経営する例はよく見られる。全てが独占禁止法による介入の対象になるわけではないが、こういった優位性が存在することによって変わりはなく、また政府内で行われていたならば対象になったであろう規制を受けることなく、分離会社とその活動に有利に働くかもしれない。

公共の利益のための政府活動の拡大に対する保護はない（上記の原則 III を参照のこと）一方で、商業活動としての政府活動については、その拡大を防ぐ何らかの措置を講じるべきである。

### 5.3 まとめ

ここでは、法情報の配布とその結果としての商業化のために有効な政策を決定する際に役立つと思われる四つの原則を提案した。

最初の原則は、政府の法情報の無料提供と自由なアクセスを確立するものである。

第二の原則は、国民と、法情報に付加価値を加えて商業化しようとする企業の非差別原則である。

第三の原則は、民間企業に競争と政策変更に注意するように警告するものであり、その一方で公的部門がそのような政策について広くかつ時宜を得たやり方で議論しなければならないと定めている。

そして第四の原則は、政府自身による商業活動に対して注意を促すものである。なお、これらの原則は、政策立案の際の絶対的な指針となることを意図しているわけではなく、そのような政策について決定する際に議論すべき点を指摘するためのものだということに改めて留意すべきである。

## 6 終わりに

本稿では、政府による法情報の商業化政策について、二カ国における例を見てきた。こういった政策が直面する様々な課題について論じ、それらの問題に対する様々な対処方法を紹介した。また、社会のインフラ資源としての法情報において公共の利益のバランスをとる難しさにも言及し、かかる政策を透明にして一貫性をもたせる必要性も示した。こういった背景を踏まえた上で、この分野における政策立案の指針となるような一般的な原則をいくつか策定した。

こういった原則は、あくまでも原則でしかなく、場合に応じて上手く修正する必要があるだろう。また、特定の歴史的、政治的、文化的な経験に基づいて策定された原則であり、ある国に適合することが必ずしも別の国に適合するとは限らない。これらの原則は、あくまでも議論を促進するためのものでしかない。法律はあらゆるところで、グローバル化と技術革新の影響を受けているが、それでも一国の文化の目を通じて解釈され理解される部分が多い。まさに、この国ごとの文化の多様性とその重要性ゆえに、国内だけではなく国外でも法律をできるだけ利用可能にすることが非常に重要な意味を帯びてくるのである。

## パネルディスカッション

夏井 皆さんがお揃いになりました。ここからは司会を指宿先生にお願いいたします。

指宿 皆さん、こんにちは。とうとう SHIP プロジェクトのシンポジウムも六回目を重ねることとなりました。私もシンポジウムでのパネルディスカッションの司会を何度かさせていただき、今年も楽しみにしています。本日も活発な議論ができることを期待しております。

ではまず、このパネルに参加される方々を紹介させていただきたいと思います。もう既に、基調講演をしていただきましたが、オーストラリア連邦、ニュー・サウス・ウェールズ州、プライバシー・コミッショナーのクリス・パブリック先生です。それから、先ほど基調講演をしていただいたセント・ガレン大学教授のハーバート・バーケート先生です。それから、席順に従って紹介させていただきますが、次はメディア教育開発センターの三輪先生です。それから、筑波大学教授の山本先生です。おとなりは南山大学教授の町村先生です。それから筑波大学助教授の新保先生です。私は司会を勤めさせていただきます、立命館大学の指宿です。

基調講演のなかった 4 人の方々には後程、基調講演を受けた形でコメントをいただきたいと思います。そして、コメントに対する基調講演者からのレスポンスを受けるという形で、対話を進めていきたいと思います。ディスカッションの前半は以上のように進めたいと考えています。パネルの後半は、私の方から一つの仮説、仮定の事例を出し、それに対してパネルの方々からのお考えを聞き、また、フロアーの方々からのご意見もお聞きしたいと思います。

今日の基調講演を大変、感慨深い思いで聞いてまいりました。私はこれまでこのような法情報のアクセスについて講演などをするたびに、フランツ・カフカの『審判』の小説からよく引用をします。他でも聞いたとおっしゃる方もおられると思いますが、ご勘弁下さい。

おきてというものは、誰でも、いつ何時でも近づくことのできるものであるべきだ。

英語では、

**The law should be accessible to everyone, and at all times.**

カフカの小説『審判』の中では主人公が自分がよるべき法、おきてを探し回って、最終的には見つけられないまま物語が終わっていき、非常に不条理な世界を描いております。私たちが暮している社会は、このような不条理であってははいけません。カフカが言うように、法というのは **accessible** でなくてははいけないのではないかと、という議論をこれまでして参りました。本日、バーケート先生から、四つの原則を提示いただきました。それはまさに、カフカが言っている法情報へのアクセスがどうあるべきか、基本的な原則を四つにまとめた訳です。第一が、自由なアクセス。第二が平等な取扱い。第三は私企業が競争状態にあるということ。第四は公的セクター、政府は法情報のマーケットに参入すべきではないと

いう原則です。これらのバーケート先生が示された、法情報への自由なアクセスのモデルは、パブリック・コミッショナーの表現によればオープン・ジャスティスです。開かれた司法、これをオープン・ジャスティス・ポリシーという様に、呼んでおきたいと思います。こうしたポリシーは民主主義国家にとって、非常に大切なものだというお話でした。しかし、他方で、そこでは、プライバシーの問題が考えられなければならない、という指摘がありました。言うまでもなく、法情報の中で、法令、法律や規則については、プライバシーの問題はおこらない訳ですが、法情報の中で、判決情報ということになると、プライバシーの問題が出て来ます。そこでプライバシーの保護を重視する立場、これを本日はプライバシー・プロテクション・ポリシーと呼んでおきたいと思います。この重要性が説かれた訳です。今、我々の前にあるのは、オープン・ジャスティス・ポリシーとプライバシー・プロテクション・ポリシーという、二つの重要な政策であると思います。今日のパネルも、この対抗軸をめぐって進めて行くことになるかと思えます。最初に、バーケート先生とパブリック先生に、私の方から二つの質問をしたいと思えます。それぞれお答えいただければ幸いです。

第一の質問は、法情報というのは誰に帰属するものでしょうか。特に判決情報は誰のものでしょうか。判決を書いた裁判官のものでしょうか。或いは当事者のものでしょうか。それとも裁判所でしょうか。

二番目の質問は次のようなものです。判決情報の基本的な性格は、一体、どういうものか。例えば、一つの考えかたとしては、判決情報というのは、当事者の紛争を解決する、その結論なのだ。紛争の解決がその基本的な性格である、という捉えかたです。二番目の捉えかたは、法形成機能とでも言えると思います。法令や既存の法の中から、紛争や個々の事案について適用できるものを当てはめていく。そして、判例法というものを確定させていく。これが重要な性格である、という考えかたです。勿論、その他の性格付けもあるかもしれませんが。まず、今日の議論を始めるに当たって、お二人に、この基本的な二つの質問についての意見を聞かせて頂き、他のパネリストの方々からのコメントをいただきたいと思えます。

では、最初にパブリック先生、いかがでしょうか。

パブリック 司会者にお礼を申し上げます。まず、最初の質問、法情報の帰属性、という点ですが、オーストラリアの状況では市民、ということになります。判例は、判事の独占的な所有物ではありません。我々、オーストラリアの制度では、裁判官は著作権や知的所有権をもってはいません。また、当事者に帰属するものでもありません。法律は議会の決定によるもので、その議会議員は、選挙によって選ばれた者によって構成されているので、法は有権者、一般市民にとって、入手可能で知りうる物となる必要があります。バーケート教授が説明されたドイツとスイスの状況と、我々オーストラリアの状況が異なっていて、大変興味深いのは、オーストラリアでは政府が無償で提供するホームページ上で、現行法令集を含む全ての法を公開していることです。ですから、全ての市民が、元法や、あらゆる時点での修正された法を参照することが出来ます。政府と大学のあいだで機能する、より広域のサーチエ

エンジンのプログラムを開発しようとする動きもありますが、原則として、法は全ての人にとって入手可能なものであるべきで、それは最低限の費用、或いは無償でなされるべきです。これはとても重要な要素です。私の意見としては、法は誰に帰属するか、という質問に対する答えは、裁判所の手続により、市民のものとなっている、ということです。裁判所の手続は政府などというものの機能のひとつというより、むしろ、政治的システム、オーストラリアにおける政治形態の機能のひとつであるのです。

二番目の質問は、判例の基本的性質についてです。私の見解では、裁判所判決に関する本質的に重要な事柄は、判決が我々に法の意味を伝えてくれる、ということです。判例はある特定の状況下で、何をしなければいけないかを示すこともあるでしょうが、我々が実際に望むのは、判例は、ある立法の中の、特定の単語、語句、言い回しが、実際に意味するところを、全ての人に明らかにしてくれることです。我々には、誰かが有罪であるのか、無罪であるのか、という質問に答えるための陪審員がいます。個々の事件に関する事実の問題は重要です。しかし、決定的に重要なのは、特定の個人があれこれをして有罪になった、ということではなく、法はX氏の行為について、合法とするか違法とするかなのです。ですから、個人名の詳細についての匿名化にも、問題はない、と私は考えます。この意味ではX氏が誰かは、問題ではないのです。ですから、これら二つの質問、法情報の帰属性については、これは民主的政治制度のもとでは市民に属するものであり、判例情報の性質については、これは裁判官が特定の状況下で、法の意味するところを、正確に我々に伝えるという任務を果たしているものだ、と答えます。

バーケート これら二つの質問をしていただき、ありがとうございます。最初の質問に対しては、私は誤解のないようにしたいと思います。私が先にお話したドイツの状況は、とても納得のいく状況とはいえません。次のような状況を想定してみてください。行政裁判所が、租税裁判所の業務について判断しなければいけないとします。行政裁判所の裁判官が、租税裁判所の裁判官に対して、「やあ、面白いことをやっているなあ。君たちの情報を専門誌に売っているのか。そのお金を何に使っているのかね。」と聞いたとします。答えは曖昧です。

「まあ、例えば、このお金で法制史上の名所に旅行したりとかだね。」そこで行政裁判所の裁判官は言います。「それはいいね、どうして我々もそういうことを考えつかなかったんだろう。」でも、もちろん相手は、この情報をみんなに公開する公的義務があるのだ、と言うでしょう。ですから、基本的には、私は最初の質問に対しては、「帰属」と言う言葉を使うとこれは、質問自体が誤っているのではないかと答えたくなります。「帰属」というのは、所有の概念を表すものだからです。情報、或いは、我々が話している、情報の対立する諸問題に関して、プライバシーの問題も含めて、我々が理解しなくてはいけないのは、これらは基本的には、情報のもつ力の衝突と言えるということです。「所有」ということに関してのみならず、我々の社会には情報の持つ力に関して、不均衡が存在します。我々の、民主的憲法の創始期に、国家を構成する基本的な要素である司法、立法、行政間に、チェックとバラ

ンスの制度が必要であると認識されました。私は情報の不均衡についても、バランスが必要だと思えます。ですから、最初の質問については、裁判所が情報力を持つ状況があるといえます。この情報力に対して、チェックとバランスを取る必要があります。情報に関するチェックとバランスのシステムのひとつの要素として、透明性が挙げられます。情報力をコントロールするためには完全な透明性がなくてはなりません。答えは同じですが、この問題についての観点が少し違うのかもしれませんが。私はこの所有権という概念を遠ざけているのです。というのは所有権の概念は、例えば、プライバシーに関係する問題を生み出しますが、これについてはまた、後程、扱うことになるかもしれません。

次に、二番目の質問ですが、これは大変、難しい状況です。私は法学教育課程で、かなりの時間を裁判官と共に裁判官席で過ごしました。時にはその事件の事実が大変特異なものであり、正義を行うために、法の一般的な要請に従うだけでなく、その事件の個々の要素にも、当然、対応しなくてはならなかった事を、思い出します。その事件の個々の要求に応じる際に、裁判所の原則からは、少しそれた判決を出したこともあります。裁判官は、かなり頻繁にこういった状況におかれることがあります。ですから、このような判決を出した際に真っ先に思うのは、その結果、裁判所の今後の判断に与える影響です。我が国にはアングロサクソン系の法制度のような、厳格な先例制度はありませんが、私の理解では、我々も、当然、高等裁判所の判決が下級裁判所に影響を持つことはあります。このような場合、裁判官として望むことが二つあります。個々の事件において正義の要請に答えることと、それ以降の判決を予見可能にすることです。ひとつの解決法、といいますか、この特定の問題に関して、私の提案する解決策は、全ての判例を公開する、ということです。現在は裁判所が電子媒体で判決を書いているわけですから、電子的媒体を用いれば、これは可能です。主要なものから、マイナーな判決まですべてを公表するのです。また、判決について、法の原則はこのように変わっていくべきだと、注をつける余地を、裁判所に与えるべきだと思います。もちろん、法的な議論はでてくると思います。こんにちにおいても、いい判決か悪い判決か、というような法律上の議論はあり、これは継続するでしょう。しかし、予測性という意味では、将来の判決について、裁判所の判断をより明らかに示すものとなるのです。以上です。ありがとうございます。

指宿 どうもありがとうございました。今の発言は非常に重要なポイントだと思います。判決情報の属性、誰のものかと言うことと、判決情報の持つ基本的な機能は何か、と言うことを念頭に置きながら、それぞれのコメンテーターの方に、お話をいただきたいと思います。質問や反対意見がどなたのご意見に対するものかが、はっきりとしている場合には、明示していただければありがたいと思います。ではまず、メディア教育開発センターの三輪先生からお願いいたします。

三輪 三輪でございます。今日は、お招きいただきましてありがとうございます。コメント

に入る前に一言、自己紹介をさせていただきます。このパネルのメンバーの中では、私以外の方々は、何らかの形で、皆さん法律に関わっていらっしゃると思いますが、私自身は、法律、および法律情報の専門家ではありません。法律の専門家ではありませんが、情報の専門家という立場で参加しております。データベースであるとか、インターネットであるとか、そういったところから、情報を探し出すという仕事のプロフェッショナルであり、そのデータベースを作ったり、情報を共有したりするシステムを作る仕事にも携わっております。そういう意味で、このパネルでは利用者、特に一般大衆として今日の、個人情報のお話と法律情報を公開するという話しについて、一般のユーザーにとってどういう意味があるのかということ、私がどう見ているかをご紹介します上で、幾つか質問させていただきたいと思えます。

まず、簡単なスライドを用意したので、それを見ていただきたいと思います。法律の分野に限らず、色々な分野で、インターネットであるとか、或いは情報ネットワークが発達したことによって、大きなパラダイムシフト、いわゆる、中心が変わってきているという現象が起きているように思えます。元々は提供者中心、つまり、法律で言いますと裁判所や国や、法律に関わっていらっしゃる方が中心となった情報の流れ、そういう人達がコントロールする情報の流通という仕組みがあったと思うのです。が、そこにインターネットが登場して、パラダイムシフトが起っている。その結果として、情報を利用する一般の人達を中心とした、そういう人達が主体性を持った、情報の流れができてきているのではないかと思います。これは具体的に例を挙げて紹介したいと思えますが、例えば、昔、商用データベースといわれた情報検索システムというのがありまして、それがインターネットが出てきて、サーチエンジン、グーであるとかグーグルであるとかいったものが使えるようになりました。昔はその専門家でないとなかなか、ああいった情報を利用できなかったものが、今では誰でもインターネットにアクセスできれば、いろんな情報を使えるようになってきている。これは、法律情報も同じだと思いますし、SHIP のプロジェクトの中で開発しているデータベースも、この仲間入りをしてきているのではないかと思います。同じような流れの中で、従来はオンラインで流れているものは、有料の情報が中心だった訳です。それが、インターネットが出てきて無料の世界、情報がただで入手できる環境ができてきています。勿論、この中で、最近ではビジネスというか、有料で情報を提供するというサービスも出てきていますので、有料の部分と無料の部分がありますけれども、全体としてはこういう流れがあったと思えます。一つは、これがまた、出版という世界を変えておりまして、従来は出版者とか政府もそうですが、ある程度力のあるところ、お金のあるところ、組織が出版のコントロールをしていた訳です。今では誰でも、ホームページをオープンすることができますので、誰でも出版ができるようになってきている訳です。私は今、メディア教育開発センターというところで教育情報、特にマルチメディアの教材のデータベースを作っておりますけれども、これも大きな流れの中で、教育というものが e-ラーニングという形に変っている。e-ラーニングというのは遠隔教育の一種なんです、何時でもどこでも誰でもが、学びたい時に学習できる環境、つ



まり、教材がインターネット上にあって、それを使って自由な時間に勉強できる。それをすることによって、学位や資格が取れたりする、そういったものなんですから、従来は大学がカリキュラムを組んで、その枠の中で学生が授業をとって、卒業の資格を得て、成績をとって、教育を受けた訳です。今はむしろ、学生、学習者の方がいろんな大学のプログラムの中から、自分が学びたいものを選んで、全体の条件を満たすような選択ができるようになっている。

例えば、日常の生活の中で医療という世界でも、変わってきていることがあります。従来は病気になったら病院に行って、お医者さんが診断をして、そのお医者さんの言うことに従って、手術を受けるとか、薬を飲むとかで治療というものが成り立っていたのですが、最近では、納得診断、これはインフォームド・コンセントの日本語訳なのですが、こういったことがあります。或いはセカンド・オピニオン、いわゆる自分のお医者さんの意見だけではなくて、第二、第三のお医者さんの意見も聞いた上で、自分の納得した治療を受けるということが求められている状況です。これもまたパラダイム・シフトだと思います。こういったものを全体として見てみますと、専門家による判断が中心だったパラダイムから、それぞれの個人が、自己責任で情報を集めて問題を解決して、その結果、うまくいくかどうかはその人の責任ですよ、と言われる社会が出てきているとみております。こういう中で、デジタル・デバイドとか言うことが、起ってきている訳ですけども、これは法律の世界でも同じだと思うのですが、まず、その情報機器を利用できないと、情報にアクセスできないというのがあります。それが一番基本的なデジタル・デバイドということになります。でも情報機器を使えたからと言って、例えば、法律情報が自由に使える訳ではなく、インターネットを使えるスキルが必要になります。インターネットを使えるということは、ただ、サーフをできるということではなくて、インターネット上の上の色々な情報の中から、本当に信頼できる、例えば法律の情報、或いは自分が今、出会っている問題の解決に役立つような情報を、ちゃんと探してきてることができるスキルを持っているかどうか、ということが問題だと思います。さらに情報アクセス・スキルということなんですけども、これは、探してきた情報を捕まえてくるということなんですが、インターネットだけではなくて、色々な情報源がある訳ですけども、それを使いこなすスキルということです。さらに、法律情報とか、医療情報とかいうことになると、ある程度の専門知識がないと、アクセスできた情報が、読みこなせないということになりますので、データベースに入っている情報が、専門家むけのものであれば、それを読みこなすだけの専門知識が必要になります。さらに、情報活用スキル、つまり例えば、法律情報に関して、判例であれば判例を全て手に入れたとして、それを、今、自分が出会っている問題に、どうすればうまく利用できるのか、どういうストラテジーを立てるか、というスキルが必要になってきます。そして最後には問題解決スキル、つまり、自分の目の前の問題を解決するためのスキル、これが必要である。こういった条件を満たして初めて、一般に公開されている色々な情報を利用できる、といえるのではないかと思います。

そういうことを条件にして、今日のお二人のお話を伺っていた訳ですけども、最初に

伺った個人情報の話しで言いますと、個人情報というのは、その人のためだけの情報ではなくて、判例情報の中に出てくる個人情報という問題も、確かにこれからも重要だと思うのですが、もう一つ必要な視点として、そういう個人情報を、その当事者である本人がコントロールするための、色々なノーハウやスキルというものを教えてあげるなり、或いは教育していくということが必要だと思います。そういったことは、情報公開や個人情報の提供といったことと併せて、世の中で行われているのかどうかを伺いたいと思います。

それから、二番目のスピーカーの方については、四つの要件ということでお話をいただいた訳ですが、その中で私が印象深かったのは、私が国の機関で働いている、ということもあるのですが、国が民間と競争するような情報を、提供してはいけない、というご意見がありました。こういった法律情報の場合には、司法制度というのが国の制度である以上、どうしても元の情報は、国や地方の政府が持っているということになるのですが、それを元のところが公開しない限り、民間の企業がそれを加工して、付加価値をつけるということはできない訳で、公開するということは多分、必要なことだろうと思います。そうすると、例えば、デジタル化するところまではやってもいいけれども、それ以上には何もしてはいけないという話しなのか、或いは、どこの部分で民間と、それから公的な機関というのが線を引いていけばいいのか、そのあたりのことを決めていくための糸口を、是非、教えていただきたいと思います。

指宿 どうもありがとうございました。パブリック先生、以上の質問の要点をご理解いただきましたでしょうか。プライバシーのコントロールについてコメントをお願いしますか。

パブリック ありがとうございます。これまでのご発言で、情報と理解の二つを、区別することの難しさが、ことさら明らかにされたのではないのでしょうか。私は、シドニーで、仕事上、健康上の制度にも、大きく関わっています。医療従事者に話しをききますと、インターネットで自己診断をして、お医者さんにやってきて、どこが悪いと思われるか、治療には何が必要で、お医者さんにはどう対処してもらいたいかを、自ら語る患者さんと、よく議論をするそうです。そこでわれわれは、ある特定のガンについて、インターネット上の資料の調査を行いました。これは、とても特異なガンの一種で、これに関する資料を、インターネット上で広範囲にサーチすることができました。その結果、このガンについて、インターネット上で公表されている資料の40%以上は、科学的に誤ったものであり、約20%のものは、患者がその指示に従った場合には、物理的に危険なものでした。ですから、インターネット上の出版と、インターネットへのアクセスに関する大きな問題の一つは、情報のクオリティ・コントロールということになります。法とはなにか、或いは特定の疾病に関する科学的な情報は、というような本質的な問題において大変重要なのは、何らかのクオリティ・コントロールがなされた、より洗練されたシステムが必要だ、ということです。それにより、情報の質と正確さが、ある程度、保障された情報が提供されることになります。また、今日のディ

スカッションに際して詳しく申し上げますが、インターネット上での法情報出版に関しては、法に特定の解釈を与えることで、特定の利益、特定の既得権利をもたない人の手によって、出版されることが重要だ、と考えます。私的企業による出版の難しさは、彼らはしばしば彼らの都合に合わせて法を解釈して、出版する傾向にあることです。ですから、例えば、労働組合のサイトで、労働法の一節をみると、同じ法の個所でも、雇用者団体によって出版されたウェブサイト上のものとは、全く異なった光に照らされて見えるでしょう。ですから、情報出版に関して政府の果たすべき役割の一つは、その情報に関して、クオリティ・コントロールがなされていて、編集されていないかを確認することだと、私は考えます。私は、e-ラーニングの大きな可能性については、先にふれられたように、提供者から消費者へと流れる電子的コミュニケーションが引き起こす、大きな力のシフトだ、という考え方にも、全く賛成ですが、これは我々の、昨今の、社会と政治の関係を変化させてしまいました。しかし、法や医療情報のように、人々の暮らしに影響を与える可能性の大きい分野については、我々のシステムでは、未だにクオリティ・コントロールの問題が未解決であり、これは政府が中心となって解決すべきだと思います。

指宿 今日、パブリック先生の講演の中にも、誰がガーディアンをガードするかというフレーズがありました。ですので、ニュー・サウス・ウェールズのアプローチというのは、プライバシーの、ここまでは守らなくてはいけない、というのは公的なスタンダードでカバーされるものである、という前提があるのだと思います。それに対し三輪先生は、インターネットで情報を収集するのは、個々人の自己責任であるという、ユーザーサイドの新しい動きを指摘されました。が、それは情報を収集する側の問題で、情報を収集される側のプライバシーをどう守るか、という問題とは異なるため、ちょっとすれ違いが起きている様です。が、今のお答えに対して、三輪先生の方から何かコメントがありますか。

三輪 すれ違いというほどの違和感はないのですが、情報を提供する側の、どこまでプライバシーを守らなければいけないのかということは、お話の中でよく伺えたので、よく理解できたのですがけれども、もう既に提供されている情報、或いはその気になれば、一つの情報では見つけられないけれども、複数の情報を重ねていくことによって、ある個人のプライバシーはかなりのところまで明らかにすることができる。例えば、法律情報や医療情報は、そういう性格をかなり持っていると思います。それを、なるべく個人情報に分からないように、プロテクトするのが政府の仕事だ、というのはよく分かるのですが、それと同時に、そういう危険な状況に社会がなっているのだということを、一人一人の市民に知らせてあげてはいけないし、自分のプライバシーをそういう情報流通の中から守るために、個々人がどんなことをしなくてはいけないのか、ということをお話してあげることが必要なのではないかと。そういうことを私は申し上げたかったのです。

指宿 ありがとうございます。パブリック先生、コメントがありますか。

パブリック 簡単に申し上げます。ただいまの先生のご発言は、その通りだと思います。ただ、私はニュー・サウス・ウェールズで言い続けていることがあります。「人々は、一体、どこから私のこの情報を手に入れたのだろう。」と私に電話をかけて聞いてくる人がいます。私は、「一番あり得るのは、あなたがどこかでその情報を、誰かに提供したんですよ。」と答えます。たとえば、賞品の家をあてるつもりで、スーパーで応募用紙に記入したとします。ところが、家をあてる人などおらず、そのスーパーは、ただ、あなたの情報を集めて、その情報を他の人に売るのです。それを元にあなたに手紙が来て、家をあてるかわりに、あなたは、もともと買うつもりがなかったものを、貯金をはたいて買うことになるのです。ですから、政府はこのデータ収集については、いくらかの管理責任はあります。1988年に、オーストラリアでは、政府が国民の個人IDカード制度の導入を望んだため、大きな議論となりました。実際には我々はその導入を拒んだので、オーストラリアは個人IDカードをもたない国家となりました。その時に、国家が中核的なデータベースをつくるため、全てのデータベースをリンクしないように、また、データ収集企業のデータへのアクセスに、必要な制限を設けるよう、国に対して確認するという、大きな論争がありました。でも、我々国民は、それがどういう風に、二次的に利用されるかを知らずに、自分たちに関する情報を、あまりに頻繁に提供してしまうので、こういったデータベースは存在するのです。それで私は、人に情報を与えないように、全く知らない人がそれを入手し、あなたが認めない方法でそれを利用して、驚かないように、と言っているのです。私が恐れているのは、あなたが最初に、その必要もないのに、自分の意志で情報を提供することによって、引き起こされる事柄なのです。

指宿 ありがとうございます。三輪先生、よろしいですか。では、第二番目の質問についてバーケート先生、コメントをお願いします。

バーケート ご質問、ありがとうございます。もう少し、明確に述べることで、理解の助けになるのではないかと思います。まず、これらの原則のしめすところは、政府に正当性があれば、民間部門が既に行っていることを、政府もやっけていいということです。例を挙げれば、信憑性の観点から、この情報は政府が提供した方がよい、或いは、政府の情報だというお墨付きを明確にする、という条件で、政府からも平行して提供した方がよいと、議会在議決した場合です。さて、そうすると、民間部門とは競合する効果が生じる可能性もありますが、私はこれを「競合」とは呼びません。民間との競合とは、たとえば、差別的料金設定や、料金設定それ自体、あるいは、補足的に付加的な収入を得るなど、公的機関が企業のように振る舞う場合に発生するものです。これらの政府の行為を、不透明にする傾向があるものについては、認めてはなりません。これらの二つのことがらは、「競合」という言葉を使うとき

には、別箇に考えなければいけないと思います。一方では「競合」のように見える「効果」があり、他方では、同じ分野で、政府の許可を得るようなかたちでの、企業との直接の「競合」となっている場合があります、こちらは許されてはなりません。

司会者のお許しを得て、情報の質についても、短くコメントしたいと思います。というのも、先ほど、コミッショナー・パブリック氏から、地域社会で現在、議論となっている最も重要な論点について、指摘があったからです。知識のマネジメントであろうと、インターネットの質の向上であろうと、情報のポリティックスにおける情報であろうと、今日の議論の鍵となっているのは、情報の質であるように思われます。コミッショナー・パブリック氏は、情報の質に関する悪い例を挙げられました。また、コミッショナーは、大概のデータ保護法と、大概のプライバシー保護法には、データ保持者が、それぞれのデータの質を管理する責任を有する、と言及する一節があることを、ご存知のようです。しかし、私はここで、情報の質、という言葉の思考体系を、政治的インパクトという観点や、私の好きな分野である情報の力、という観点から、示したいと思います。

2001年にアメリカ議会は、予算立法に隠すかたちで、データ・クオリティ法という呼び方で合衆国で知られている法を、通過させました。このデータ・クオリティ法は、大統領の行政機関である行政予算局に、情報収集と配布に関して、情報の質を保障する職務を委任するものです。これは、一見、情報に関する、とても良い立法のように思えます。しかし、もちろん、私のドイツ人氣質は、アメリカの政治に関しては多少、懐疑的なのですが、この立法の背後にある政治的な意図をよく見直して、考えてみなくてはならないと思います。もっとよく見てみると、この立法の政治的意図が分かります。特に問題なのは、環境保護庁が、情報を公開しているのですが、しばしば問題となるのは、この情報が正確なのか不正確なのかについて、確証がないということです。しかし環境保護庁は、この情報を提供し、何らかの可能性を示唆することが職務であるとししました。この例と全く同じような、法的問題にも関与する科学的な議論が、現在、多数おこなわれています。例えば、ヨーロッパで熱い議論を引き起こしている、携帯電話の電磁波の影響についての問題など、間違っているのか、正しいのか、絶対的な証明がないのです。このような状況では政府は、どうすればいいのでしょうか。完全に口を挟まずにいればいいのでしょうか。各省庁はどちらの側にも絶対的な証拠はなく、科学的な議論が進行中で、情報の質は常に監視されているということを常に、指摘してきましたが、データ・クオリティ法は、各省庁に、この種の情報の提供に関して、少なくとも、早まらないように働きかけました。ですから、原則的には、情報の質に関しては、立法であれ他の方法であれ、何らかの手段が必要ではあっても、これらについては、公共の益とはならない、この種の立法に付随するもの、好ましくはないのに付随して生じるものが必ずあることを、知っておかなくてはなりません。以上です。ありがとうございます。

指宿 どうもありがとうございます。前半は三輪先生の質問に対するお答えだった訳ですが、後半は本日の全体を通しての問題として、情報の質、クオリティということが問題の中

核ではないか、というご指摘だったと思います。今は、政府の提供する情報についての、クオリティへの言及だったと思うのです。バーケート先生に伺いたいのですが、判決情報のクオリティについて何かコメントはありますか。

バーケート この質問に関しては、私には心理的に障壁があります。判決情報、また法情報に関しては、法情報の質という点から、絶対的なルールとして守るべき、何らかの基準があると思います。その基準すべてについて、ここで話すことはできません。我々の研究所では、この問題について、法情報だけでなく、一般的な公的部門の情報に関しても、現在、研究中です。その中で、判例情報、或いは裁判所からの判決情報の質に関しての、絶対的に重要な要素として、法的プロセスのどの段階で、この判決が出されたのかということ、完全に明確にしなければいけない、ということがあります。裁判所の広報部がきちんと機能していなかったり、この場にジャーナリストがいいたら申しわけないのですが、例えば、最終決定ではなく、差止命令の話なのに、ジャーナリストがそれを理解できないほど、愚かだったりするために、こういった事はしばしば見受けられます。また、裁判所がその事件についての意見を、ただ、傍論として述べただけで、それが判決の核心でない場合もあります。情報のこういった部分は、失われがちです。法情報の質に関しては、その情報が完全に正確である、ということが重要な要素です。もう一点、とても重要なのは、裁判所判決については、その判決が、後に覆されたのかどうかを知ることです。これもよくあることですが、法律専門誌上においても、どこにでも、その国の新しい法の判決が引用されますが、その判決が、最終的には上級裁判所で覆されても、誰も最初の判決がすべてではない、ということにまで、思い至らないのです。しかし、上級審が別の判決を下す場合があります。法情報の質についての三番目の要素は、最初の要素とも関係があるのですが、時間に関することです。一般的に、法律家と法は、時間と特異な関係にあります。ただ、裁判には時間がかかるものだということではなく、時間というものを正確に理解してはなりません。法律家を例にとると、1982年における法的状況を、再現しなければならない状況におかれるかもしれません。1982年の法的状況を、言わば、写真で写したようなものが必要な訳です。裁判所や、政府であれ議会であれ、公的機関の情報元から、時を経て受け取る法情報はなにであれ、それらを用いて、その情報から適切な指示をうけて、1982年の状況を再現可能としなければならないのです。これが、写真のスナップショット的状況です。また、フィルム的情況というのがあります。これは先に私が述べた、プロセスの中でどの段階にいるかを知らなくてはならない、ということと、ある意味で、関係があります。例えば、法律家としては、どの判決についても、法的なフィルム、つまりこの判決の映画を再現できなくてはなりません。どのような事実を経てこの判決に到達したのか、また、立法の示すところは、後に最高裁によって支持されたのか、くつがえされたのかを含めて、最後にはどのような最終的な判決が下されたのかについて、この状況を再現しなくてはなりません。司会の先生、これら三つの例で、法情報は多次元的な空間と呼ばれるものであることを、お分かりいただけれ

ばと願います。法情報を提供する際に、これらの三次元のひとつでも、忘れられてしまえば、判例のこれら全ての次元を再現するための、ツールを提供しなければ、判例にしても、特定の法の一節にしても、法情報の質を完全に確保できないと思います。

指宿 ありがとうございます。それでは、山本先生、コメントをお願いいたします。

山本 山本でございます。今日のシンポジウムは、判決情報の公共性というかなり奇抜な、そう言われると当たり前かなと思いつつ、あまり議論されていないテーマです。パブリック先生、バーケート先生にも色々と教えられながらお話を聞いていました。私の役割は、図書館情報学、library information science の立場、それも公共図書館の立場からコメントをすることが、期待されているのだらうと思います。そういった観点で、今日、朝からのお話で勉強させていただいたことを、一応の考えの道筋というものを、話しをさせていただきたいと思います。幾つかスライドを用意いたしましたので、それに沿って話しをさせて下さい。

判決は、当たり前のことですが、原告と被告のあいだで弁論がなされて、レフェリーの立場で、裁判官が判決を出すということになる訳です。その判決というものは、原告と被告とのあいだで出てきたものを、直接、制定法に基づいて、判決が公表される場合がある。オーストラリアはそのようであります。そういった場合と、商業出版社、どこかの国の場合には『判例時報』だとか『判例タイムス』というかたちで公表される。そういった判例情報を、国民は受け取るということになる訳です。午前中の夏井先生の話しにもありましたように、憲法上、裁判の公開、パブリック先生のお話によるとオープン・コート、オープン・ジャスティスということだらうと思うのですが、本来全ての判決情報が、全ての国民に開かれたものであるべきにも関わらず、どこかの国においては 99%くらいは国民は知らない。判例集未登載というかたちになっている、ということだらうと思います。

次に見方を変えて、判決情報がどういうかたちで出ていっているのか、ということ、あらためて考えてみたいと思います。一つは、従来の商業出版社が、紙媒体における出版と同じように、高度情報化、インターネット化が進むなかで、有料の判決情報を、ホームページからパスワード・コントロール等をしながら売っている、という状況があるのだらうと思います。従来、ロー・ライブラリーというもの、或いは大規模な公共図書館、研究図書館機能を持ったところが、国民に対して、判例情報を提供していたということです。遅れ馳せながら公共図書館の方も、自らのホームページを立てながら、色々情報を提供している中で、こういった判例情報というものを、提供しうる余地がないわけではない。大学図書館の場合ですと、キャンパス・コミュニティの中の構成メンバーに対して、判例情報をオンラインで提供しているということがある訳です。次に、新しい動きとして、どこかの国はミニUSAのようなところがありますので、いずれそうなるのだらうとは思いますが、アメリカの場合にはコミュニティ・ネットワークとか、シビック・ネットワークというものがかなり出てきていて、それなりの動きを示している、ということだらうと思います。地元の地方自治体や、地

方公共団体がバックアップしたり、いわゆるノンプロフィットの情報というものが流されていく中で、身近な情報の一環として、身近で起きた事件、訴訟事件等に絡めては判例、判決情報も流されていく余地がある、ということだろうと思います。方向としては、こういったグラスルートの判決情報や、周辺情報の流れかたというものは、おそらく無視し得ないのではないかと思います。これは三輪先生の話の中にもあったと思いますが、法律の関係者、法曹を中心とする裁判官、弁護士、検察官、或いは訴訟当事者という範囲内だけで、判決が流通していればそれなりに良かったというところから、さっきパラダイムシフトという言葉が使われましたけれども、一般国民が具体的な身近な問題を考える時に、それぞれの事案に対して、どういう風な日常生活の法的ルールというものを見出していけばいいのか、というようなところを見ていくとすると、一般市民がどういった便益を受け取るのか、というところで判決情報の意味、価値というものが問われる時期が来ているのではないか、という気がします。それを加速するのが多分、インターネット、サイバースペースだろうという風に思っています。パブリック先生、バーケート先生にお聞きしたいのは、インターネット空間の拡大にからめて、先ほど労働組合のホームページの話しができましたけれども、それぞれの身近に事件を感じるころが発信していくようなネットワーク情報に関して、オーストラリアやスイスではどういう風なかたちになっているのか、どういう風な見直しをお持ちかを伺いたい。それと千代田区だったと思いますが、ポイ捨て条例をこしらえて、公共空間、特定の地域でたばこを吸うと二千円取られますよ、ということですが、どこが本当に2千円取られる場所かというのは、様々な事例の積み重ねによって生まれてくるということでもあります。そういった場合に、法律の紛争ということもありますが、身近な都道府県条例、或いは地方自治体、市町村の条例というもの、それにかからめての紛争もない訳ではなかろう。特にスイスの場合では連邦国家ですから、それぞれの州のジュリスディクションというものが県とそう変わるものじゃないと思いますし、そういったところも、何かお考えがあれば伺いたいと思います。

それから、今日の一つの大きな話題は、プライバシーをどう見るかということだろうと思うのですが、これに関しては個人的には良く分からないのですが、裁判が展開される。その中で原告、被告がやりあう訳ですが、一応、ここでは刑事事件を念頭に置いています。ある市民が不幸にして警察に捕まった。立件されて、刑事事件の訴訟の場にていて、ということを考えてみたいのです。そうしますと、事件を起こした、砒素入りカレーの事件を起こしたとかいうことで、マスコミがどっと報道して、事件が展開して行って、色々とマスコミ中心に事件が展開する。それで判決がでる。その判決情報というものは、先ほどの話しにもありましたけれども、市民のものであります。そこで個人情報ということになりますと原告、被告の氏名とその代理人と裁判官、ということになるのだと思いますが、裁判官はお仕事ですから、名前が出るのは何ら差し支えがなかろう。法定代理人、弁護士の方もビジネスでやっている訳ですから、これもでも問題はないだろう。問題となるのは、当然の話ですが、原告と被告だけです。特に刑事事件を念頭におきますと、被告が問



題になってくる。さっきの砒素入りのカレー事件もそうですが、或いは現在問題になっている酒鬼薔薇君ですね。酒鬼薔薇君が出てきそうだということになっているんですけども、そうするとまたマスコミが騒いでしまう。そうするとともに事件がおこった時に、お父さん、お母さんとか家族もどうなるか分からない。お姉ちゃんもお嫁にもいけなくなる、ということになりかねないです。そっと出てこれればいいんですけども、せっかく教育の甲斐あってうまくとけこめるかもしれない、というと、また回りで騒いでしまうというようなことになっています。ローカル・コミュニティと判例の対象となっている当事者の生活を、どう見ていくか、これがプライバシーの問題だろうと思っています。今のプロセスでお分かりいただけたかと思うのですが、他の国も似たようなところがあるのですが、日本の場合はネバー・フォアゲティング・ユー・ソサエティーということでもって、「絶対に忘れないよ、あんたのことなんか」という風なところがあって、しかもそれを加速するのは中途半端に日本の社会がデジタル化した、データベースが利用できる、とにかくグーグルを使う、何かを使えばずっと過去に溯ってチェックができてしまう、というようなかたちになっていて、判例のプライバシーだけではなくて、社会総体のプライバシーというものをどう考えていくのか。裁判の公開というものと、全体的なプライバシーをどう考えるのか。今、プライバシーの問題が、多分、判決、判例情報とのあいだで問題になるのは、自然人だろうという風に思っています。また、どこかの銀行のように、失敗して二兆円の金がつぎ込まれる。腐敗したような組織に対して出す二兆円は、おそらく応分の社会的な責任もあるだろう、ということになりますから、ここでいうプライバシーについては、法人についてもプライバシーの適用があるという議論があるのは承知しておりますが、判決情報に関しては、自然人と法人との関係をどう見るか、という問題もあるんだろうと思います。

指宿 ありがとうございます。コメントの最初にあった、バーケート先生への質問だけを答えていただきましょうか。四つの原則についてご報告いただきましたが、山本先生の質問の核心は、多分、この四つの原則は一体どの範囲、どの程度まで適用すべきなのかという点だと思います。山本先生は条例、**ordinance** を例に挙げられました。バーケート先生はどこまで、この原則を徹底すべきだとお考えですか。

バーケート コメントをありがとうございます。これら四つの原則は、情報が豊かな環境を作る一助となる、と私は考えます。つまりもっと緑の多い草原になる、ということです。どの牛が食べにくるのかは分かりませんが、そこではより多くの牧草があるということです。そして、次第にこのような情報の豊かな環境は、将来的にどのような草の根運動についても、もっと肥沃な環境を創り出していくのです。実は、この四つの原則は私の発明したものではありません。これらは、というか、この四つのうちの、少なくともいくつかのアイディアは、アメリカ合衆国の情報政策の、大変重要な時代に生み出されたものです。10年から15年

ほど前に、合衆国政府には、英国の悪い例に追従しようとする考えがありました。これは、いわば、情報の民営化をより強め、婉曲的に言えば、官民の協調を強めようということです。これはまるで、猫とねずみが協調関係を結ぶようなものです。この特殊な官民の協調関係を危惧した、一部の情報産業と共に、当時、大変に強力であった、合衆国の草の根運動は一体となって、はっきりとした効果をねらいました。その時に彼らが辿り着いたのが、私のご紹介した、原則の考え方なのです。これら四つの原則は、草の根運動を創りあげるのではなく、こういった草の根運動が機能しやすい環境を創るのです。山本先生は、法制度の大変重要な要素についても、触れられました。時々、私は、例えば、生活の質について、日本と、ドイツやスイスを比較したりしますが、基本的なよく知られている法律の知識についても、ある場面では比較すべきなのではないでしょうか。自分たちの政治制度や、法制度について、一般市民はどの程度、理解しているのでしょうか。私は自分の国、ドイツについてしか述べることはできませんが、答えはとても否定的なものになる、と言わざるを得ません。法制度は、一般市民の理解と、そのための教育という公的義務を、過小評価してきました。日本の状況については分かりませんが、私の国、ドイツでは、法制度について学ぶ唯一の方法は、法学部の学生になることです。しかも、ある程度理解するには、5年間かかるのです。以上です。ありがとうございました。

指宿 どうもありがとうございました。山本先生、よろしいでしょうか。では、次のコメントレーターにお願いしたいと思います。町村先生、お願いいたします。

町村 パブリック先生、バーケート先生、素晴らしい御講演をありがとうございました。本日、お二人のお話を伺いながら考えていたのですが、午前中の夏井先生の、SHIP 全体の趣旨のところでもでてきましたけれども、判決情報の公開というのは、民主主義の基盤であるとおっしゃいます。私も全くそれには同感なんです、その時に、指宿先生のだされたカフカの引用を思い出してみると、民主主義の基盤として、判決情報がみんなに開かれていなくてはならないといっても、三つほどのレベルがあります。それを区別して議論しないと、問題が混交するのではないかな、という気がしております。第一に判決情報が法として、判例法として機能する時に、それを我々国民がアクセスできないならないという点です。これは、カフカの例を挙げられた時に、そのような趣旨でおっしゃられたような気がします。もう一つ、それと違うレベルがあるような気がするのですけれども、裁判の公開です。これについても皆さんのお話しの中によく出てきましたが、裁判の適正さを、我々が周りから見てコントロールするという時に、裁判の公開が必要だ。これは憲法にも書いてある通りです。それと判例、或いは判決情報の公開というのは、同じなのか違うのか、何か考慮しなければならない点が、分けて考えなければいけない点が、あるのじゃないか、ということです。第三に、もうちょっとミクロのレベルで、司法過程を民主的にコントロールするという、そのための情報公開も、もう一段下がったレベルで必要なのではないかと思います。

その、それぞれについて公開対象とか公開すべき情報の範囲、公開の方法、紙媒体でいいのか裁判所に行って閲覧だけ出来ればいいのか、或いはインターネットを使って、全世界から何時でも、フリーにアクセスできる必要があるのかということも、その、一つ一つの領域によって違ってくるのではないのか。プライバシーとのバランスの取り方も、違ってくるのではないかと思う訳です。

本日のお話の趣旨は多分、判例の公開というレベルが中心になっていたとは思いますが、カフカの例に見られるように、秘密裁判に対する問題意識というものもあった訳でありまして、それをもうちょっと普遍して考えていきたいと思えます。判例法というレベルでどう公開すべきかということを見ると、まず全権公開というのは、およそナンセンスですよ。多数ある欠席判決とかですね、そういったものを全て公開してしまうと、ノイズが多くてとても役に立たない訳でありまして、そうするとここでの問題は、どのようにして公開範囲を決めていくか、誰が決めるのか、その辺の正当性、**legitimacy**をどう確保するかという問題になると思えます。公開範囲に入るのだ、ということになると、そこではプライバシーは非常に制限されます。プライバシーの要請よりもむしろ法の公開、我々主権者が、法とされるものに対してアクセスできることを、最優先するということになりそうです。この点で、ついでのようで申しわけないのですけれども、ADR、裁判外紛争処理が拡大していくと、和解事例の積み重ねによって法発展する、という現象が出てきます。これは日本でももう既に至る所で見られることでして、公害の判例法というのは、いわば和解事例の積み重ねによってできたものですし、エイズ薬害裁判の解決方式だって、和解によって解決されたものですから、そういったものの解決方式の積み重ねは、法発展にとって重要です。それには当然、結果の公開がなされなくてはならない訳ですが、ADR というのは、一般に公開されないというのを特徴としておりまして、その辺りのバランスをどうとるのかということが、ADRが拡大していった機能的になれば、日本でも問題になるでしょう。オーストラリアでは、その **tribunal** が大変発達している訳ですけれども、その点はどのように考えられているのかということは、あとで、パブリック先生にお教えいただきたいと思えます。

それと、あとは手短にいりますが、個々の裁判の公開のレベル、裁判所に対するコントロールという点では、裁判を公開して、一般の関心の目にさらそうということを、憲法は第一義に考えていますけれども、プライバシーの問題、それから営業秘密の問題等と、シビアな調整を要するところでありまして、憲法がはっきりと書いてしまったものですから、なかなかうまくいかないのですけれども、常に非公開の余地を認めようという動きがあります。裁判の準備手続ですが、弁論準備手続などは事実上非公開、関係者だけに公開する、というような方策がとられていますし、今度、家事事件、人事訴訟というのは、家裁に移管されるそうですけれども、その時には非公開になるのだという風に今、言われています。今からそれが憲法違反だと言われて、最高裁がどう判決するのか楽しみですが、。。。それで、そのような裁判公開のレベルでは、大変シビアな調整の場面になりまして、そう「公開、万歳！」とは言っていないですね。

最後に、ミクロの事件の司法過程のコントロールでは、例えば、冤罪事件の責任追求の事件、冤罪で捕まって散々ひどい目にあって、最後に無罪判決を勝ち取った。「さあ、国家賠償を請求しよう」という時にその捜査の過程の正当性、正しさというものを検証することが必要となります。ところが、事件記録、特に刑事事件記録というのは非公開なんですね。公開できるかどうかは検察庁が決めます。そうすると、事件捜査の適正さを問われている検察庁が、自らの捜査の記録を、公開するかどうか決められるという訳ですから、まあ、非公開にするという行動を取りがちでありまして、それが大変、問題になっています。文書提出命令を申し立てて、却下されたという事件も起っていますし、驚くべきことに、その却下された事件というのは、最高裁で三対二の評決で却下になったのですが、二人の裁判官が反対意見を付けているにも関わらず、一切、判例集に載りませんでした。これは、ひょっとしたらもみ消されたのではないかと、私などは思いますけれども、、、。そのような経過があります。こういうレベルでいくと、記録レベルへのアクセス権ということも、裁判所がコントロールできないような形で、アクセス権を認める必要があるのではないかと。そんな風に思う訳です。ということで、いささか本日のテーマとは、少し広がってしまったかも知れませんが、コメントとしてお聞き下さい。

指宿 どうもありがとうございます。最後にちらっとでてきた、最高裁の決定が公刊物に載らなかった、というご紹介は、非常に興味深く思います。先ほどバーケート先生が、判決情報についてのクォリティー、法情報のクォリティーについて触れられましたけれども、公開されるべき判決が勝手に公開されなかったり、されたりという、恣意的な状況にあるというのは、判決情報のクォリティーに、非常に大きな影響があるという風に思いました。

町村先生から、三つのレベルのアクセスがある、という指摘がありました。まず最初に、バーケート先生からこの事についてコメントをいただき、そのあとパブリック先生からは、オーストラリアでADRについての情報が、どのように取扱われているかということをお話いただきたいと思います。

バーケート 司会者の方、ありがとうございます。司法の情報公開に関する、様々なレベルについてのご意見は、とても面白く思いました。これはまた、情報の力のもつ、チェックとバランスに関する考えにも、当てはまると思います。議会の透明性について例にとると、個々の議員がどのように投票したか、どのように資金の供給を受けたかについての記録の公開が進み、透明性が高まっています。しかし、司法の情報公開は、殆ど、見受けられないように思います。基本的には司法は判決を下すのだから、それ自体、透明性のあるものだと思われているのではないかと、私は考えます。ですが、これは、皆さん、御自身の経験からお分かりになるように、全くそのとおりのわけではありません。もう一步、進めてみましょう。スイスを例にとると、最高裁は、判決を公開の場で行うことができます。例えば、スイスでは、私たちがここでパネリストとして座っているように、裁判官もこのように

座り、ドアは開かれているという伝統が、確立されていきました。判決を下すだけでなく、それ以前にも、その事件をどう裁くかに関する議論についても同様です。そこでは、個別の要素は取り除きますが、それらの事件について審議します。こんにちでも、ローザンヌにおける最高裁の審議は、一般に公開されています。それらは公的情報として、告知され、人々は裁判官がどれほど知的かを、実際に行って、その場に座り、聴くことができるのです。司法の透明性については多くの要素を考慮しなくてはなりません。それは、アクセスに限ったものではありません。その点については、私も全く、同意見です。ですが、私は、典型的な西洋の伝統に従い、大変無礼とは思いますが、通訳をとうして、全ての判例を公開するのはナンセンスだ、といわれた意見については、反対いたします。私はそうは思いません。全ての判例を公開することは、ナンセンスではありません。なぜなら、山本先生御自身も指摘されたように、誰が、どの判決を公表するかを決めるのか、という問題があるからです。この事は、ドイツのデータベース、ユーリスでも問題になっています。ユーリスは、小さな裁判所のものでも、欠席裁判でも、全ての判決を法データベース上で受け入れることにしています。というのは、どの判決をこのデータベース上に載せるかという判断を、編纂者がすることで、法の偏ったイメージが生み出されることを懸念したのです。また、ドイツでは、ある面白い判決がありました。俳句のように、詩の形式で判決をだした裁判官がいたのです。私の頭に／正義がひらめき／五年の刑に処す、といったようなものです。これは韻を踏んで書かれたのです。ユーリスは詩の形式で書かれた韻を踏む判決を、このデータベースに載せるべきかを問われました。これはデータベースを馬鹿にするものである、と考える人もあったのです。しかし、ユーリスは全ての判決を載せるということを決めました。ところで、聴衆の中に法律家の方がいらしたら、考えてみて下さい。詩の形式で書かれた判決は有効でしょうか。この事件は民事最高裁までいき、民事最高裁が、その裁判官が書いた幾つかの詩に立ち向かったのですが、詩の形式の判決は有効ではない、という判断を示しました。これらの判決文は支持されなかったのです。なぜでしょう。裁判官の主張は、詩を書く際の規則性は、法の規則よりも強いため、その裁判官は法律よりも、詩を書く法則性の方に縛られてしまう、というものでした。フィルタリングが最大の危険である、ということをお話したかったのです。この種の判決をフィルターにかけ始めてしまうと、社会の法の記憶というものをフィルターにかけることになってしまい、それは避けなければなりません。以上です。ご質問に感謝します。

指宿 町村先生、いかがですか。何かコメントがありますか。

町村 ありがとうございます。通訳の方が率直な通訳をされたので、ちょっとショックを与えてしまいましたか。全件公開については悩ましいところです。例えば、最高裁には現在のところ、毎年、数千件の上告がなされています。民事では、上告受理申立と言います。その内、殆どが受理されない。つまり、門前払いを食らわされます。百件、二百件、三百件ぐら

いのレベルで、実質的な判断が下されます。そうすると、九割の事件は門前払いなのですけれども、その門前払いの基準が正しいかどうかというのは、その事件記録に、直接アクセスできる人しか判断できない訳です。ここには学生さんもいらっしゃるでしょうけれども、『判例時報』という雑誌で時々、裁判官が最高裁の活動状況を書くことがあって、そこで報告がされますけれども、それはまさに裁判官自身がやっている訳ですね。大学もそうなのですが、外部評価にさらされないということになっていまして、その正当性は、我々は専ら信じるしかない、という状態に置かれている訳です。ですから、そういう意味では全件公開、そしてそれを我々がチェックできる体制を整えるのは、最低限のインフラだと思います。しかし、それを一般の全ての事件についてしてしまうと、プライバシーの問題との対立がシビアになり、また、ノイズが大きくなり、データベース構築上の効率性の問題としても、いささか問題があるのではないかとということで、この辺は方法論の問題にも入るかもしれませんが、基本的なポリシーの問題でもあるかもしれません。

指宿 どうもありがとうございます。今、町村先生がおっしゃった上告棄却ですが、これを日本では「三下り半」と呼んでいる訳ですが、これから、バーケート先生に倣って、上告棄却は「俳句判決」と呼んでも良いかもしれません。

本来は司会がコメントをするのは相応しくないのですが、町村先生が指摘された、上告棄却された事件が、一体、どういう事件かということがわからない、という部分がブラックボックスであるという点について、合衆国のポリシーはあまりよくないと、今日は否定的に紹介されているのですが、最高裁の上告事件に関する限り、合衆国最高裁は上告棄却した事件名を全部、公式判例集に収録し、事件番号が載っています。それで、例えば、州からの上告事件であれば、ここから州の事件にあたることによって、どういう事件が棄却されたかを知ることができるので、今の点については、合衆国最高裁判所においては、ブラックボックスの部分が少ないのではないかと。どういう理由で棄却されたかが分かりませんので、ブラックボックスが完全に無い訳ではありませんが、これはコメントしておきたいと思いません。

さて、最後になりましたが、新保先生、とりわけ、判決情報とプライバシーとの関わりについて、新保先生はプライバシー法が御専門なので、コメントをいただきたいと思いません。

新保 報告をいただいた先生方の議論では、判決情報の公開は、民主主義の基盤にあることから、その公開については、かなり肯定的な見解が多かったと思いません。しかし、私は少数説を展開したいと思いません。

具体的に、議論の素材として、始めに提示したい問題としては、判例の表示方法をあげたいと思いません。指宿先生からご紹介があったように、アメリカの判例は「当事者 Vs. 当事者」という表記になっています。つまり、民事訴訟では、すべて、両方の当事者名が載っています。それを伏せ字、匿名にしてしまうと事件が特定できなくなります。一方、日

本の判例は、当事者名が判例にそのまま表記されていません。当事者名がそのまま表示されている、アメリカのような判例とは違います。そこで、少数説としての私の意見ですが、判例の中で個人の実名が載っている状態で、現状において判決情報をすべて一般公開することは、日本では困難であると思います。その理由としては、日本における個人情報とプライバシーへの理解が大きく影響しています。

一つ目に、個人情報の保護に関する理解です。保護という用語を使うと、文字通り、保護するというイメージがあります。日本におけるプライバシーという概念は、アメリカの概念の影響を受け、個人情報保護という概念については、ヨーロッパのデータ保護という概念の影響を受けています。ある意味で、日本の個人情報保護という概念は、ヨーロッパとアメリカの折衷案であるといえます。「個人情報保護」という用語が日本の国内に輸入されてきた段階で、個人情報を保護するということは、非公開というようなイメージが強くなっています。また、「プライバシー」という用語についても、未だに「プライバシー」という用語についての日本語訳はございません。そのような事情から、プライバシーという概念についても、場面場面によって、その意味合いが非常に異なります。特に、都合が悪くなるとプライバシーというのは、日本語訳として「隠れ蓑」というニュアンスの訳を使いたがる傾向もあります。

そのような中で、個人情報の保護に関する法律が、5月23日に成立いたしました。日本は、ヨーロッパのデータ保護の概念を輸入しながら、公的なデータであるか、もしくはセンシティブな個人情報なのかどうか、といったような議論は、日本の保護法では規定していません。つまり、アメリカの議論では、パブリックなデータについては、自由に利用できるといった議論があります。また、EUのように、センシティブなデータについては、原則、取得してはならないというような議論は、日本の新しい保護法では行っておりません。そのため、公的なデータであるかどうかといった判断基準が、個人情報を利用するにあたっての判断基準とはなっておりません。

また、パブリック先生が提案された、個人情報を利用する際のレベル分けについては、個人情報保護法の適用除外との関係でのみ、レベル分けが可能であるといえます。つまり、実名を登載した情報で、こういったデータベースを利用する際のアクセス権の設定などは、学術研究を目的とした適用除外を受ける上で、必要な措置といえます。SHIPプロジェクトにおける研究は、その代表例といえます。

次に、バーケート先生がおっしゃっていた、公的な部門による参入はなるべく阻止した方がいい、という指摘についてです。この点は、私の考えでは、日本では事実上、かなり不可能に近いと思います。その理由は、金融機関に多額の公的資金が投入されても、日本国民はあまり驚かない状況になっているからです。その他にも、東京都のように、公的な団体が銀行を設立すると言っても、それほど驚かないわけです。ましてや、公的な団体だから安心できるという考えが強く、銀行にしても、公的な機関が設立したほうにお金を預けようという傾向が強いといえます。

さらに、民間との競合があった場合には、なるべくパブリックセクターは参入しないほうがいい、というご指摘についても、かなり難しい状況と考えています。具体的な事例としては、中央省庁だけで使っていた法令データベースが、情報公開との関係で、誰でも利用できるようになりました。以前は、霞ヶ関 WAN の中でのみ使うことができたデータベースです。このデータベースは、現在、法令データ提供システムというシステムによって、ホームページから利用することができるようになっています。従来から、法令データについては、民間の事業者がデータベースを販売してきたわけですが、公的部門の参入によって、商売は成り立たなくなりました。アクセス権の保障や、情報公開の面からすると、大変なメリットですが、民間部門との競争という面では、圧倒的な力に、民間の事業者は太刀打ちできません。事実上、法令データの販売というビジネスモデルは、成り立たなくなってしまったわけです。その一方で、CRM やデータ・マイニングのように、個人情報情報を商売として利用する傾向は高まっており、その勢いは増すばかりです。つまり、ビジネスモデルとして成り立たないデータベース事業がある一方で、民間の事業者が積極的に取り組んでいるデータベースもあるといえます。いままで、そういった事業は、野放し状態になっていた訳ですけども、一定のルール、取扱い手続きに従って個人情報を取扱わなければならないという方向に、現在、動いている訳です。

そこで、次に、個人情報保護法の概要を紹介したいと思います。

この法律の目的は、個人情報の保護と利用のバランスをとるために、必要な手続きを定めることです。つまり、個人情報の有用性に配慮しつつ、保護をすることにより、バランスのとれた適正な取扱いを行ってもらうことが、保護法の目的です。実際に、個人情報を利用するにあたっては、その利用目的については、特に制限を設けてはいません。どのようなデータであっても、適正に取得をして、法律の定める手続きに基づいて利用している上では、特に問題はない訳です。

具体的な規定の内容ですが、諸外国の法令と異なる点としては、個人情報の質や内容によって、規制の方法を区別していない点です。

はじめに、個人情報の定義です。個人情報とは、生存する個人に関する情報であること。また、個人識別性があることです。さらに、他の情報と容易に照合することによって、個人を識別することができるものも含まれます。つまり、生存する個人に関する情報であって、個人識別性が担保されていれば、個人情報にあたるといえるわけです。逆に考えると、判決情報の場合は、個人情報に該当しないように、パブリック先生が提案されているように、究極の最終的な方法として匿名化をすると、個人情報にはなりません。例えば、商用の判例雑誌のように、判決原本にでている情報を匿名化した状態で、判決文が掲載されているような場合には、個人識別性はないということで、そもそも個人情報にはあたらないと言える訳です。次に、個人情報にあたるとなると、個人データという定義がでてきます。この、個人データとは何かというと、個人情報データベース等を構成する個人情報のことをいいます。では、個人情報データベース等とは何かということになります。



この要件としては、検索できるように、体系的に構成されていることが条件となっています。さらに、個人情報取扱事業者の義務との関係では、五千件以上個人情報を保有していれば、個人情報データベース等を保有している、ということになる訳です。ですから、判決情報について実名が載っていれば、一般的には五千件以上ある訳ですから、個人情報データベース等に当たると考えます。

以上から、この法律では、個人に関する情報については、はじめに、「個人情報」に該当するかを判断し、該当する場合に、個人情報データベース等を構成する個人情報に該当するかどうか判断します。これに該当すると判断され、さらに、一定期間、個人データを保有すると、今度は、この個人情報は「保有個人データ」と定義されます。なお、継続して持っていて、その個人情報を保有している事業者が、自らの判断で、開示、訂正、利用停止などに応ずることができないものは、保有個人データには含まれません。

個人情報データベース等を事業のために利用する事業者のことを、個人情報取扱事業者と定義します。これに該当する事業者は、この法律の義務規定の対象となります。ただし、個人情報取扱事業者には、国、地方公共団体、独立行政法人、又は政令で定める小規模事業者は適用の対象とはなっておりません。ここで問題となるのは、「裁判所はどうか」ということです。裁判所は当然のことながら、三権分立の原則に基づいて、主務大臣 **the competent minister** が裁判所に介入することはありませんので、適用除外の前の段階として、そもそも、個人情報保護法の規制以前の問題となります。よって、裁判所は、実名が掲載されている個人情報を持っていても、保有個人データには該当しません。その一方で、判決情報などの個人情報を取り扱う事業者には、義務規定が適用されます。

判例が、法令に基づいて取扱い方法が定められていれば、民間の事業者がデータベースを販売しても、法令に基づく取り扱いとして、義務規定の適用対象とはならないはずですが、ところが、判例というものについてはそもそも法令には根拠がありません。若干調べてみましたところ、「判例」という用語が法令で用いられているのは、五つの法令で七箇所のみです。「判決」という文言については563箇所です。つまり、法令上は、「判例」という位置づけは、民訴法や刑訴法、少年法、裁判所法等、一部の法令で用いられているに過ぎず、特に、その取り扱いについては法的な根拠規定はないということです。

憲法37条によって、裁判は公開が原則ですから、そこで取得される情報は、もちろん適正に取得された情報といえます。その他、安全性の確保については、安全管理措置、従業者や委託先の監督責任が課されます。

さらに、個人情報は、本人が知らないあいだに誰かが使っているということが最大の問題ですから、本人に無断で提供する「第三者提供」が制限されています。なお、この制限については、すべて一律に制限をしてしまうのではなく、一定の要件のもとにおいては自由に利用できるようになっています。その要件というのは、原則、本人同意が必要とはなっていますが、本人の同意に基づかない場合においても、本人の求めに応じてオプト・アウトをする手続きを本人に通知していれば、第三者提供は可能です。

オプト・アウトの要件としては、第三者提供するという、個人データの項目、提供の手段、求めに応じて提供停止をするという、4つの項目について、あらかじめ本人に通知、または容易に知り得る状態に置けばよいとなっています。また、この法律では、本人が気に食わないから、とにかく自分の情報を消して欲しいとか、気にくわないから利用するのをやめてほしいといった要求に応ずることは、求めています。つまり、自己情報コントロール権という、本人にすべての情報のコントロールを認めたものではありません。あくまで、本人の求めに応じて、利用目的の通知、開示、訂正、利用停止という本人関与を認める上で手続きを定めたものです。具体的には、保有個人データを持っている個人情報取扱事業者は、その保有個人データに関する事柄を、本人の知りうる状態にしておくことが義務づけられています。本人から、利用目的の通知が求められた時には、法律の定める手続きに基づいて、利用目的を通知または非通知にしなければなりません。

開示の求めがあった場合にも、一部非開示か、全部非開示かを同様に決定します。なお、そもそも判決情報は最初から開示されていますから、この部分については全く適用されません。訂正の場合も同様です。

最後に利用停止の求めです。利用停止というのは、利用されている個人情報、目的外利用、不正取得、第三者に無断で提供されるものである場合に、利用を停止することを求めることができる手続きのことです。その他、個人情報保護法の義務規定が適用されない適用除外についてですが、報道活動、著述活動、学術研究、宗教活動、政治活動については、義務規定は適用されません。

指宿 どうもありがとうございました。新保先生に確認をしたいのですが、そうすると、裁判所が提供している判決情報には、個人情報保護法は及ばない、ということですね。

新保 はい。裁判所は、三権分立の原則によって行政権が及ばないので、個人情報保護法は適用されません。

指宿 では、もう一点、確認させて下さい。最高裁判所のウェブサイトで匿名ではなく、実名で判決が公開されることも、個人情報保護法ではコントロールできない、ということですか。

新保 これは、若干、微妙なところがあると思います。例えば、最高裁判所が、最高裁判所の中にあるサーバーを用いて、裁判官が自らサーバーを管理して、判決情報を公開するということについては、これは行政権の適用対象外にある「保有個人データ」として、個人情報保護法の適用にはなりません。最高裁判所の大理石建物の中に入って行って、「報告の徴収」Collection of Reportsを行うことはできませんので、保護法に基づく取扱いの対

象にはならないといえます。一方、裁判所が、裁判所以外の民間業者に外部委託をして、判決情報のデータベースを構築する場合には、次の規定が準用されるものと思われます。その規定とは、民間の事業者が国の公的事務について協力する場合には、保護法の義務が一部適用されないとする規定です。

ただし、個人情報保護法の問題ではなく、判決情報のプライバシーの問題が生ずるわけです。プライバシーが保護される要件として、例えば、非公知性の要件というものがあります。つまり、他人に知られたくない情報を公開されないという法的保障です。判決の原本には、実名が記録はされているわけですが、本人が公開を望まないという要件が、プライバシー保護の要件に入っていますので、この場合には、その公開方法について検討しなければなりません。例えば、研究者のような特定の者が、判決原本を研究目的で見ると、同様に、弁護士のような実務家が、業務に必要な範囲で見ると、そして、不特定多数の者が、一般に利用できるという場合のように、公開方法には段階を設けて考える必要があります。ウェブサイト上で、個人情報が、不特定多数の者によって、容易に、何時でも閲覧可能な状態に置かれているという状況は、個人情報保護の問題というよりはむしろ、プライバシー保護の問題として、そのような公開方法が、適切な判決情報の公開か否かということが問題となるといえます。

指宿 ありがとうございます。では、コミッショナー・パブリックに伺いたいのですけれども、先ほど、町村先生の質問にもありましたが、オーストラリアの観点から、ADR等での個人情報の取扱いがどうなっているか、ということと、オーストラリアの観点から、今の日本の個人情報保護法について何かコメントがあったら、お話し下さい。

パブリック 司会者の方、ありがとうございます。順番を逆にして、申し上げたいと思います。新保先生から、日本におけるこの立法の概要について、大変興味深いお話をいただきました。バーケート教授も私と同様、一連の情報保護原則とか、データ保護原則と呼ばれている事柄の周辺で生み出された、ヨーロッパやオーストラリアの立法を、即座に思い起こされたことでしょう。それらの原則は、直接、本人から情報を得ることや、収集の目的を明らかにすること、情報の正確さの保障、最新のデータの維持、情報の削除や訂正の権利があること、第三者に対する情報公開の制約、データ保持の方法について、安全と保護のための条件などに関することです。そういった意味では、先生の示された概要は、私にとってはとても馴染みあるものでした。同様に、オーストラリアにおけるこの立法は、「個人情報に関する立法」と呼ばれており、オーストラリアの法の元では、個人、自然人のみがプライバシーの権利を有しています。オーストラリアの会社や企業はプライバシーの権利は有しません。

先ごろ、オーストラリアでは、大変重要な最高裁判決がありました。最高裁は、企業の活動が秘密裏に撮影され、それがテレビで放映された件について、この場合は原告が企業

であるが、もし、原告が個人であったら、プライバシーの侵害が認められる、という判決を下しました。ですから、オーストラリアの観点では、プライバシーというのは自然人のみが有する権利です。次に申し上げたいのは、オーストラリアでは、我々のプライバシーに関する全ての立法は、まず、国家と公的機関に義務を課す、ということから始まったという点です。民間が対象となったのは、ずっと後の事です。ですから、1988年に連邦レベルの立法が、公的機関に義務を課したのですが、2001年によく、これらの条例をすべて民間にも適用することとなりました。また、一部の民間部門は、2004年までその対象とはなりませんでしたが、これは特に小規模企業の活動です。ですから、我々のアプローチはこの意味で、よりヨーロッパ的でした。これはどうしてか、ということは問う価値があると思います。ヨーロッパのプライバシーに関する立法は、第二次大戦という出来事に、知的起源があります。ヨーロッパでのナチ占領期間に、個人情報情報の誤用があったのが、この知的起源です。私が議員を務めていたころ、プライバシーの問題について調査をしていた際、あるオーストラリアの裁判官が言ったことを、私はいつも思い出します。その裁判官は、第二次大戦中にフランスのユダヤ人の約40%が捕らえられ、強制収容所に送られたが、オランダのユダヤ人は90%が捕らえられて、強制収容所に送られた。なぜ、この差が生じたか、と言うのです。答えは、オランダの方が、よりよい記録をもっていた、というものです。この件の知的重要性は、政府が保有する記録の誤用という点にあります。この点が、プライバシー保護のために人々はどこに介入することが必要か、という、そもそもの始まりでした。これが、新保先生や他の方が言われたように、民間にも拡大され、データ収集や、データの商業化、情報の売買、といった問題へと発展したのです。ですから、私は、この事はとても重要だと思います。

ADRの問題に入る前に、山本教授が取りあげた問題に、幾つか触れたいと思います。オーストラリアのプライバシー法との関係で、企業にはこの意味でのプライバシーはないという話をしました。オーストラリアの裁判所は、様々な場面で、商業的に機微な情報を引き出してきました。これについては、裁判所手続を用いて、商業的に機微な情報や、ライバル企業に利用されかねない情報を、公開裁判の情報として提出させることを、実際に強要するのは合法かという議論が多くなされています。我々の司法制度の中でも、裁判所に持ち込まれた問題について、その情報のどのくらいの部分を伏せておくべきなのか、と言う議論が多々あります。時にはこれがとても必要な場合があります。例を挙げると、たばこ製造の会社が、実際に何を入れてたばこを作っているかを知ることなどです。また、コカコーラの会社を裁判所に連れ出して、実際に、企業秘密の成分を聞き出そうとするのは、これとは全く別の話しです。公開裁判の利用については、こういった議論があるのです。また、山本先生がおっしゃった、特に小さいコミュニティで、裁判に出ることで名誉を傷つけられる人々の困難な状況については、全く同感です。しばしば、有罪判決を受けずにも、実際は本人の評判に傷がつき、また、その家族も傷つきます。合衆国では大陪審という制度があり、その人が起訴されるべきかについての調査が、秘密裏に行われ

る、というのは興味深い点です。そうすると、その人々について、名前などが公表されますので、裁判の公開という問題全体に対して、正当性が問われます。プライバシーと名誉を保護するために、裁判の手續の一部を非公開とするのは合法でしょうか。ADR は別として、町村先生のお話の中で、どのくらいの裁判所判決を出版するのか、という問いがありました。オーストラリアでは、以前、公刊事例、或いは非公刊事例、と呼ばれる制度を有していました。公刊事例というのは、その名の通り、一年の終わりに、法律の雑誌として、製本し出版されます。それに対して、非公刊事例は、紙媒体のみで公表され、それを入手するには裁判所にいかなくてはなりません。現在では、全ての裁判所判決を電子的に出版することが、決定しました。これまでも、我々の最高裁、上級裁、連邦裁判決は、いつもすべてを完全なかたちで、公表してきました。その最も重要な部分は、再審請求申立を受け入れるか却下するかという理由です。と言うのは、これらは控訴裁判所であり、どの再審請求が受け入れられたかの基準を、人々が知ることは重要なのです。家裁のような裁判所では、ある事柄について、公表されるべきでないものを特定する法律があります。これは、プライバシー保護と、子供の保護、家庭内の個人的秘密を保護する目的です。そして、最後に私が申し上げたいのは、特に刑事事件の再審請求では、DNA テストの使用により、この全ての事柄が、非常に複雑化してきているということです。私が関わっている「無罪委員会」と呼ばれる組織があり、ここでは、DNA の証拠がまだなかった時に、有罪とされ、それを誤判であると信じている囚人が、私の委員会に上告を申立て、我々は、この事件を再審に付すべきかどうか、新たな DNA の証拠があるかについて、可能性を判断するのです。DNA のプロセスに立ち入りはじめると、そこには、誰が本当の父親か、とか、兄弟かといったことのみならず、多くの、非常に繊細な問題があることを知るので、しばしば、DNA テストで初めて、こういった個人的な事実が明らかになるのです。オーストラリアの裁判所では、ADR を幅広く利用しています。しかし、ADR の手續は常にカメラの前で行われるのです。これらは当事者以外には非公開であるために、その結果として、どのような先例が、これらの議論から生まれたかについては、あまりたくさんの情報を得ることはできません。これは、大変残念なことです。ひとつの例を挙げましょう。実は、私は差別法についても関わっていたのですが、よく起る事件は、障害を持つ子供に対して差別があったということで、教育委員会が訴えられます。障害児に対して通学手段を提供しなかった、とか、通学バスの時刻表を変えなかったとか、試験の時にもっと時間を与えなかったとかいった事柄です。彼らは裁判所に来て、裁判所は職務に従って、和解を促します。そうするとどうなるかといいますと、教育委員会は激しく抵抗し、ついには当事者間の示談という、裁判の段階にまで及びます。しかし、この示談内容は非公開のままなのです。ですから、次に、全く同じ問題を抱える両親が、彼らの問題は ADR で解決され、その結果は独特の性格のものであったことを知る余地は、全くないのです。ですから、最低限のコストで済み、秘密が守られるということは、当事者にとっての益となるという意味で、私は ADR を大いに支持するものでありますが、ADR の過程で生み出され

た、良い判断の価値を知ることができないという、否定的な側面もあるのです。その判断が、登録、公表されていないため、みんなが、その過程を最初から辿り直さなくてはなりません。司会者の方、幾つものコメントしたい問題が、それぞれの先生方から出されたものですから、時間をとってしまって申しわけありませんでした。

指宿 ありがとうございます。ここで、フロアーの方から、ご意見やご質問を承りたいと思います。貴重な時間ですので、どうぞ積極的に挙手願います。この方にこの点について聞きたいというようなことがありましたらどうぞ。今日は色々、法律家も技術者もおられます。では、後ろのかたどうぞ。

小田 松山大学の小田と申します。私も町村先生と同じように、大学では民事訴訟を担当しております。まず、一点、司会者の指宿先生に確認させていただいた上で、質問をしたいのですが、判決情報と言っている場合は、これは、日本の『判例タイムズ』とか、或いは『判例時報』とか、民集、刑集で紹介されているような主文と事実、及び理由だけのものを指しているのか、それとも、もっと広く、一件記録、第一分類から、第三分類までのものを意図して判決情報と呼んでいらっしゃるのでしょうか。まず、そこを確認させて下さい。

指宿 今日の、議論の対象は、一件記録を含まない、判決文だけです。

小田 はい、ありがとうございます。それでは質問をさせていただきます。先ほど、新保先生の話の中でも詳しくございましたし、今日の基調報告の先生方の話しでもでた、プライバシーに関連して質問したいと思います。プライバシー権というのは、広義では、自己情報をコントロールできる権利、と言われている訳ですが、その判決情報を公開する際に、裁判の当事者が、判決で公開されるプライバシーの範囲を制限することが出来るべきだ、とお考えになる方は、今日の、パネリストの先生方のなかにいらっしゃいますでしょうか。それとも、判決で公開されるプライバシーの範囲を決めるのは、専ら裁判所であるべきだという風に考えるでしょうか。これは、先ほど、町村先生のお話の中にもでたと思うのですが、裁判を公開するかどうかということ自体は、憲法82条ですか、で、基本的に公開になっていますけれども、一定の場合には公開しなくてもいいという定めがあります。それで、裁判の公開の範囲と、判決情報の公開の範囲は、必ずしもパラレルではない、同一範囲ではないと私は考えている訳なんです。裁判の公開自体は結局、裁判所が決めている訳ですが、判決情報におけるプライバシーの公開について、自己情報をコントロールできる権利をどう考えるか、という点についてお伺いしたいと思います。

指宿 パネラーの方、どなたでも結構ですのでいかがですか。山本先生どうぞ。

山本 私もその辺を疑問に思っています、もともと、裁判沙汰になるということは、通常時の感覚からすると耐えられない情報というのが、少なからずある、ということは、まさにプライバシー情報だろうという風に思うんです。すべてではありませんけれども、かなりの部分はプライバシー情報にあたる。ということになりますと、裁判が原則論としては公開だということになると、少なくとも、裁判という時にはプライバシーの権利というのは、その影において或程度、制限されざるを得ないという風に思います。新保先生にもお聞きしたいのですが、個人情報保護法は、今回、国会を通った法律であります、司法部は適用除外ということで、まず、問題ないと思うのですが、これからこの法律の精神を生かしたとして、一定程度、個人情報の、プライバシーの情報を保持者であるところの当該者が関わった時に、どの程度関わられるかというのは、結局は匿名性ということからすると、名前を伏せるということをして、効いてくる部分があるのかどうか、というのが気になるところです。以上です。

指宿 質問の方、よろしいでしょうか。

小田 はい。当事者が、公開するプライバシーの範囲を決めるのか、ということ、他の先生方もどうお考えになるのか、参考に聞ければ幸いです。ありがとうございました。

指宿 他にパネラーの方で、、、はい、新保先生、どうぞ。

新保 犯罪経歴については、裁判において公開された情報であっても、刑が確定したあとに、みだりに公開するとプライバシー侵害となる場合があります。例えば、この問題について最初に争われた事例として、アメリカの判例で、"Red Kimono" case (Melvin v. Reid) があげられます。平穏無事に暮らしていた一市民が、実は、過去において犯罪者であった、過去の犯罪に関する映画を制作したときに、本人の実名を使ったという事件です。この事件のような問題は、使われた情報が、時間を経過したことによって、保護の対象となる情報と判断された事例です。時間経過によって、プライバシーが保護されると判断されたわけです。犯罪経歴は、その犯罪が、社会的に話題になって、裁判の公開の原則と報道の自由に基づき、犯罪が発生して裁判で争われた時点で公開されることについては、社会的な関心事として、その公開には正当性があるものと判断されます。一方、刑が確定して、一定期間を経過した後に、一般の人に知られていない事実に変化した場合に、再度、そのような情報を、週刊誌等で公表することは、プライバシーの侵害となります。その理由は、本人が他人に知られたくない事実が該当する情報として、公開されることを求めているからです。個人のプライバシーは、憲法37条の定める裁判の公開の原則によって

判決が公開されているからといって、永遠にプライバシーの保護の対象とはならない情報として公開されているわけではないのです。

個人情報保護の観点からすると、時間的な経過については、プライバシーという尺度で保護されるか否か判断するわけではないので、特に関係はありません。つまり、個人情報の保護ではなくて、それが一定期間経過後にプライバシーという概念が関わってくると、保護されるか否かを判断することになるわけです。つまり、一定期間を経過すると、人々の記憶からは薄れていくため、そのような段階になってから、その情報を公開することは、プライバシーの侵害となる可能性があるといえます。

山本 趣旨は「なるほど」と思って聞いていたのですが、それが21世紀の世の中でなければすごく説得力があると思うのですけれども、少なくとも一定時期に、知られたくない事実というものが判決事実として公表されてしまった、それがサイバースペースにでてしまった、となると、いわゆるコモンスペースに入ってしまったということになってしまうと、多分、従來說得できた理論というものの射程距離は変わってくるのではないかと、という気がするのですが、いかがなものでしょう。

新保 そうですね。検索エンジンを利用して、自分の名前を検索すると、過去の経歴が検索できるのは事実です。キャッシュが残っている限りは、いつまでも検索できます。

従来は、時間の経過によって、忘却されるはずの情報が、デジタルデータとして残ってくるということは、これは、かなり今までとは状況が違うと思います。そこで、参考になるのが、夏井教授が主張されている、「デジタル化されない権利」です。一度でも、情報がデジタル化されてしまうと、システムに記憶されてしまった情報を、本人がコントロールするのは非常に困難です。自己情報コントロール権という概念は、請求権として主張され、大量の情報が処理されるコンピューター社会、情報化社会において、積極的に主張されてきました。同時に、このような権利を保障することが、情報化社会における権利保障の上でも、重要だと考えられてきた訳です。けれども、あらためて考えてみると、プライバシーの権利は、“the right to be let alone”と定義される権利概念を基礎としていることがよくわかります。

この点からは、情報化社会において、一人で放っておいてもらうこと、つまり、どこまでデジタル化されない権利を保障するのかということが、かなり重要となってくるわけです。

指宿 どうもありがとうございます。他にありませんでしょうか。はい、どうぞ。

白木 はじめまして。白木と申します。先ほどのお話でも大変、興味深く拝聴していたのですけれども、デジタル化されない権利とか、プライバシーの権利というのは、罪を犯し



た人間にとっては重要なものであるのは疑いもないことだと思えるのですが、例えば、本当に平穏無事に暮している一般の民衆が、自分が暮している地域社会の中に、過去に重大な犯罪を犯した人間が入ってきた、或いは、性犯罪を犯した人間が入ってきた、というような場合には、それを嫌がることというの、ある種の健全な感覚といえるような気もいたします。そこで、近所に住んでいる人達からの視点というの、ある種、法的保護に値するかということをお聞きしたいのですけれども。そういう感覚についてはどういった風に考えればよろしいかということをお聞きしたいと思います。

指宿 午前中、ミーガン法について夏井先生が言及されましたけれども、同じような視点ですね。では、パブリック先生、どうぞ。

パブリック これは、最近オーストラリアで、かなりの注目を集めた問題であります。アメリカのミーガン法と呼ばれている法律がありますが、これは過去に児童に対する犯罪を犯したものには、登録が義務づけられ、この記録はその地域の警察によって管理されています。そして、その地域警察はコミュニティの住民に対して、過去に児童に対する重大な犯罪歴をもつ者が引っ越して来たことを、知らせる裁量を有するのです。オーストラリアでは、というより、ニュー・サウス・ウェールズ州ではこの法に、多少の修正を加えました。児童に対する重罪を犯したものが、刑期を終え、又は、何らかの刑の務めを果たした後には、登録され、警察がその登録簿を入手できるようになっています。その人物は住んでいる場所を警察に届けなくてはならず、引っ越し場合には、次の住所を詳しく警察に届け出る必要があります。しかし、警察は地域住民にその情報を開示する権利はありません。でも、警察はその情報を入手できるのです。小さなコミュニティーでは、そういった情報がみんなの知るところとなるのは、避けられません。正式に公開されるのではなく、いわゆる口コミの情報です。山本先生も、そういう意味のことをおっしゃっていたように思います。ですから、ニュー・サウス・ウェールズでの試みは、「その通り、登録は必要で、法執行当局はその情報を得るべきだ」という立場のものですが、アメリカのように、地域社会までがその情報を知るべきだ、とは考えていません。ですから、実際にどうなるかと言うと、ある人がある地域に引っ越して来た場合には、まず、警察に登録をしなくてはなりません。その地域警察は、彼らのところへ行って、「いいかね、君が児童に対して犯罪を犯したことは分かっている。目を光らせているから、赤信号で横断するようなことでもしたら、思い知ることになるぞ。」というようなことを言うのです。治安維持のためにはよく、こういったことがなされます。

これから申し上げることは、外国で何度か試みたのですが、多少、翻訳上の問題があるかもしれません。これは英国での最も有名な事件なのですが、ある人物がある地域に引っ越してきました。するとこの人は”pedophilic”（小児性愛者）だという噂が流れました。これは児童に対する犯罪を犯した人のことです。ところが、実際には”pediatrician”、つま

り、子供を専門に診るお医者さん、小児科医だったのです。これら二つの言葉が大変に、混乱しやすいため、彼らの車には火がつけられ、家は破壊され、彼らはその地域を去って行きました。ですから、地域社会に対する告知の本当の難しさは、地域社会が自警団的な行動をとる可能性があることです。地域社会は守られる権利があり、個々人は、再び罪を犯さないのであれば、そういった自警団的行動の対象にはならない権利があるからです。このバランスを取るのは、大変困難で、どういった方法が100%正しいのかは、誰にも分からないのではないかと思います。

指宿 よろしいでしょうか。この議論はちょっと難しいと思うので、よろしければ次の質問者に移りたいと思うのですが、では、もう一人のかた、どうぞ。これを最後の質問とさせていただきます。

中原 弁護士の中原と申します。興味深いお話をありがとうございました。判決情報とプライバシー、判決情報におけるプライバシーの保護から派生する問題点なのかもしれませんが、プライバシーの保護とその一方にある利益とのバランスについて、二つの場面からご質問させていただきたいと思います。

一つの場面は、法律では、よく、資格制限規定があると思います。例えば、禁固刑を受けてから三年以内はなれないとか、そういったような場面において、日本ではあまり、資格制限規定をチェックするシステムがないのではないかという風に思っております。このシステムがない状況下で、例えば、企業が業者とのあいだで健全な取引をしていきたい。例えば今は、反社会的な勢力とその企業が取引をしていけば、それだけで、マスコミに公表されれば風評リスクの問題にもなります。そういった意味で、もちろん、抜本的な解決というのはそういうチェックシステムを整備していただいて、それが限られた範囲内で運用されることだと思うんですけども、そういったものができるまでの過程のなかで、日本の企業が判決、特に刑事裁判の判決情報を利用する側面というのがなくはないという風に思っております。このような現状の側面について、どのようなお考えをおもちであるかというのを、お伺いしたい。海外ではこのような問題点がどのように整理されているのか、ということをお聞きしたいと思います。

二番目の場面は、もうちょっと範囲が広がるんですけど、途中でもふれましたが、反社会的勢力の定義も非常に難しいと思うんですけども、企業にはもちろん、企業でなくても、個人には契約自由の原則というのがあると思うんですけど、どういった人と取引をするかということについて、当然、相手方がどういう人であるかということ、素性を知りたいという感覚があると思います。こういったものについて、野放図に放置すると大変なことになるので、そこらへんは一定のバーが必要なんだと思うんですけど、基本的に、この場面で言えば、刑事事件、民事事件を問わず、判決情報を利用したいと思う場面がなくはないと思います。ちょっと、法律上の資格制限規定よりも広がるので、整理の仕方が難しい

とは思うんですけども、この点についてのお考えと、海外での状況について聞かせていただければ有り難いと思います。

指宿 この二つの質問を包括して、つまり契約の相手方として、不適格集団を特定するツールとして判例情報を利用することの是非や、反対に、それを規制することの是非、という風に置き換えてよろしいでしょうか。資格制限ということに限らなくてもよろしいでしょうか。

中原 はい、結構です。

指宿 では、二つ、まとめた形で今のご質問に対して、どなたか解答して下さる方、ありますか。では、まず、町村先生。

町村 資格制限については、市役所なり区役所で身分証明を出してもらいますよね。弁護士さんであれば、司法修習所、研修所に入った時に、多分、提出を要求されたと思います。また、こちらにいらっしゃる公務員の先生方も、就職する時は必ず要求されますから、だから、前科チェック、破産者ではない、禁治産者ではない、被告人ではない、それから、懲役刑を受けて何年以内ではないというのは、多分、そういうシステムでチェックされているのだと思います。住基ネットとちがって、そういう情報を要求してはいけないという規定がどこかにあるのかは、私はよく知らないのですけれども、ひょっとしたら、企業が入社の時にそれを要求するっていうことも、有り得ないことではないような気もしますが、その辺はもし、制限規定があったら教えて下さい。

指宿 判決情報を通じて、そういう情報を入手できるようにしておくことが良いかどうか。或いは、プライバシー保護が行き過ぎると、そういうことはできなくなるんじゃないか、という点ではどうですか。

町村 そういうことになると、そんなところまで利用できるほど、網羅的な判決情報のデータベースを作れ、となればプライバシー侵害の度合いが非常に強くなって悪いことができない、というのはいいのですけれども、窮屈な世の中になっちゃうんじゃないかという気がします。だから、じゃあ、反社会的勢力がのさばることを許して良いのかっていうのは、大変、難しい問題ですし、特に、さっきも言ったように、これからADRを広げていこうということになると、伝統的にやくざがやっていたようなまとめ役みたいなものを、公認することにもなってしまいますから、その意味でまた、大変ジレンマに悩みます。判決情報でそれを何とかしようと思うと、それは大変、厳しいのではないのでしょうか。

指宿 他の方、ご意見はありますか。

バーケート これは、ヨーロッパの多くの国が抱える問題であり、ドイツでも同様です。最初の質問に関しては、ある種の解決策、というか、私の国で目指している解決法は次のようなものです。確かに、雇用側にとっては雇用予定者に関して、より多くの情報を得ることが、最優先の重要事項です。この状況では、一般的な原則としては、雇用主が雇用予定者に身分証明書の提出を求めます。この場合には、重要なプライバシーの要素に関して、雇用主が知りたいと思っていることを、この人は理解しています。そこでこの人は、前科の記録についての身分証明書を取り寄せます。前科の記録や、その外にも例えば、労働法や、アパートを借りるときに必要な借家法についても、重要な規則は、契約相手の最優先事項に不可欠な情報に関してのみ、明らかにするということです。この労働法と借家法の組み合わせは、裁判を通して発達し、それに併せて、前科についての記録へのアクセス制限も、最終的には、雇用主側の権利と雇用予定者の利害間で、適切なバランスをとることに役立ちました。この問題に関しては、明確な線引きはできません。濫用もあります。雇用されることを願う側としては、当然、この情報を提供することに、あるプレッシャーを感じますが、裁判所はこの情報を守ろうとするのです。たとえば、性差別についても同様の状況があります。例を挙げれば、ある女性を雇う場合に、その会社は女性に、妊娠しているかどうかを尋ねることはできるのか、といった問題です。これは、双方の利害をはかりにかけて考えなければいけない、同様の状況で、私の答えも、明確な線引きができる解決はない、と言うことになります。また、今、申し上げた状況以外にも、より一般的な、契約の自由に関して、契約を結ぶ場合の、情報の利害関係の問題があります。契約当事者の権利についてだけでなく、いわば、公平な取引上の公共の利益を守り、事実上、自由な契約を守るために、それぞれの社会が、それぞれのメカニズムを作り上げて来たのではないのでしょうか。契約の当事者が、適切な関係で相手に接する状況を確認するためには、社会は、ある程度、保護的な方策を採らなくてははいけないのです。一般に、多くの社会がとってきた解決策は、記録簿を作成することです。幾つかのものについては、今、既に述べられましたが、破産に関する記録や、債務に関する記録、或いは消費者金融に関してのこの種の記録もあります。これは、原則的には良い解決策であると、私は思います。なぜなら、これらは、社会の相互作用に必要なデータバンク、情報源というものを提供するからです。しかし、これと同時に、同様に重要な問題は、これらが十分に管理されていないことです。例を挙げれば、どの情報がどの記録簿に載り、どれだけの期間、記録簿に掲載され、この記録上で情報の質の管理はどのように行われ、この種の情報を常時利用しているのは誰であるか、などについて、厳しく規制されなくてはなりません。もちろん、これらの決まりを守るよう監視する、独立した権限を持つ部署が必要となります。以上が、私の基本的な答えです。

指宿 ありがとうございます。そろそろ、時間の方も気になってきましたので、次の、コミッショナー・パブリックのコメントで、最後にさせていただきたいと思います。パブリック先生、お願いします。

パブリック 司会者にお礼を申し上げます。手短かにさせていただきます。私は、バーケート先生の意見に賛成です。特に、債務者に関する情報の、質の管理に関する問題など、また、特に住宅を探して賃貸契約を結ぼうとするような場合、名前が取り違えられたり、その情報が誤っていると、その結果として、その人達はブラックリストに載り、お金を借りることが出来ない、また住宅を得られない、といったこととなります。こうした記録簿は確かに必要であるという意見に、賛成です。破産に関する情報や、企業の役員としての資格を失った人に関する情報、また、法律家、医師、建築家、適切な資格を持つ人々に関する、専門職の記録簿に対するアクセスも必要だと思います。そして、ある程度の制約を加えることが重要です。例を挙げると、合衆国では現在、およそ3分の1の管理職の任命は、DNA鑑定によって、その人物の将来の健康状態を査定した上で、行われています。これは、潜在的に、とても危険で、社会的に害を及ぼす物事の行われ方だと思います。何が反社会的か、という問題はとても難しいものです。シンガポールでは反社会的なことが、オーストラリアでは日常的な行為として認められているのです。

指宿 どうもありがとうございました。では、パネルを閉じるにあたって、実は、私は今日のテーマに対して、もう答えを用意してきました。私たちの三十年後を想像していただきたい。2033年です。私たちは新しい判例集の公刊システムを持ちました。これを **National Reporter System** になぞらえて、**New Generation Reporter System** と呼びます。で、それには三つの種類の判例集があります。最初は、マジョリティー・レポートというんですが、全ての家庭からオンラインで、好きな裁判所の、好きな法廷の、好きな事件を見ることが出来ます。だけれども、当事者名は匿名化されていて、その人の顔にはモザイクがかかって、プライバシーは保護されるようになっています。また、音声は自動的にモザイクがかかって、別人の声のようになる。その事件についての判決をオーダーすれば、PDFで直ちに自分のコンピューターに無料で送られてくる。しかも、個人情報はずべて保護されている。

二つ目の判例集は、これはマイノリティー・レポートというんです。これは裁判所が公刊する判例集で、これには実名が出ているのですが、これは紙媒体で裁判所が発行するもので、刊行数はすごく限られている。研究者や法曹が、詳しい記録を求めたい場合には裁判所にその事件名を言えば、直ちに一件記録も入手することができる。マイノリティー・レポートは個人名で判決名を特定しません。A Vs. B、ジョン Vs. トムというような個人名は出てこない。どこの裁判所で何件目かということで特定できる新しいサイテーション方式を開発しました。他の判例集に対して、デジタルのマジョリティー・レポートに対

しても、サイテーションができるようになり、紙媒体での判例集にも引用ができる、パラレル・サイテーションを採っています。これが二つ目の判例集です。

三つ目はミディアム・レポーターというので、商業出版社が出す判例集です。イースト・ローとか、レクサス・ネクサスとか、ユーリズーとか、そういうデータベースがあって、付加価値のついた判例データベースで、個人情報伏せられたままで、非常に利用価値の高いデータベースが提供されている。つまり、オープン・ジャスティス・ポリシーもプライバシー・プロテクション・ポリシーも両方満たすような判例システムが、三十年後に、我々のもとに生まれてきたとしましょう。そこに、まだ何か、問題があるのか。或いはそこに到達するまでに、我々は何を解決しなければならないのか。これを実は、後半で議論したかったですけれども、後半がなくなってしまいましたので、この、新しいレポーター・システムについては、懇親会の席上で、議論するという事にさせていただきたいと思います。この、アイデアに興味を持った方は是非、皆さんでディスカッションをしましょう。

長時間、本当にお疲れ様でした。オーディエンスの方々も懇親会の会場の方で、喉を潤して下さい。最後に、素晴らしいパネリストの方々に盛大な拍手をお願いいたします。どうもありがとうございました。

#### 閉会の挨拶

夏井 パネルの皆様、司会者、講演者の皆様、どうもありがとうございました。お蔭様で、非常に素晴らしいシンポジウムを、今年も開催できたと思います。冒頭で述べましたように、今年で5年目になりますから、本当にこれがクロージング・リマークになりそうですが、私はそうしたくはないので、来年もこの場所で、クロージング・リマークをしゃべりたい訳です。私の欲望です。ですから、来年への課題を少し残しておきたいと思います。課題と言っても明確にすると、来年、それに縛られますので、比喻を二つ出したいと思います。先ほどの、全部の判決をだすのは本当にナンセンスか、という話しですが、裁判所の中には忌避制度と回避制度というのがあります。例えば私が裁判官だとします。私が法廷に行ったら、目の前の被告人が、私の妻だったとします。妻は近親者なので裁判をしてはいけません。私は、「その事件は駄目だ」と言って、抜けなければいけないです。これを回避制度と言います。逆に、妻が何かで捕まって来て、法廷に行ってみたら、自分の夫が裁判官席に座っていた。これもまた、「あの人は夫だからだめだ」と言って断ることが出来ます。これを忌避制度と言います。さて、現代の社会では、或いは現代の裁判所では、裁判官は過去の情報をもっています。だから、裁判官が自分から回避することは、多分、できると思います。だけど、当事者と弁護士はその裁判官と被告人とのあいだ、或いは裁判官と自分自身のあいだにどういう関係があるか、本当はあるのかも知れないけれど、あるのかないのかを知る方法がありません。これは平等でしょうか、ということを経年、話し合ってみたい。これが一つです。

それから、もう一つは、秘密のことを守りたいというときに、二つのアプローチがあると思います。知的財産権の世界では、特許法のアプローチとトレード・シークレットのアプローチです。特許法は全部さらしてしまう。だけど、さらしてしまったものを、勝手に利用する人をいじめるというアプローチです。それに対して、トレード・シークレットは本当に隠してしまう。暴いた人をいじめるという、そういうシステムです。プライバシーの場合にこれをなぞらえたら、どうなるでしょうか。プライバシーを守ろうという伝統的なアプローチは、暴いた人をやっつけるという、そういう方法しか考えなかった。プライバシーゼロの考えかたはどういうことかという、曝してしまう。でも、今はそこだけで議論が止まっているんですね。曝したんだけど、何か守る。例えば、これは旧約聖書の中のカインとアベルの話しを思い出します。あれは兄弟殺しの話しですよ。それで、殺した方が逃げの訳ですけれども、「このままだといつか捕まって、自分は殺されてしまう。神様、助けてくれ。自分は悪いことをしたんだけど、助けてくれ」と泣く訳です。すると神様は頭に何か印をつけた。「これをみると、おまえは犯罪者だとわかって、おまえを殺さないことにしよう」と約束した、という話しになっているんですね。これは何か示唆的な話しかな、と。私自身はキリスト教とではないんですけれども、ミーガン法の話しなども考えると、聖書との関係ですね。私はいつもこれが気になるんです。判決情報、或いは法情報と社会との関わりというものを考える時には、単に法律家が、法的なテクニカルな議論だけで考えては絶対に駄目で、やはり、社会の中でどうなのかということを考えなくてははいけません。もしも、来年も SHIP プロジェクトが生き残っていたら、さらに五年間、そういう路線で攻めてみたいなと思います。挨拶が長くなって申しわけありませんでした。聴衆の皆様方も、台風の中、おこしいただいてありがとうございました。お蔭様で、大変盛り上がり、とても嬉しいです。今後ともよろしく願いいたします。

## 2003年9月フィンランド出張報告書

作成者：指宿 信（立命館大学法学部教授）

作成期日：2003年9月8日

9月1日着

- 2日 フィンランド国 元老院、最高裁判所など見学
- 3日 エストニア国訪問、大統領官邸、議会など見学
- 4日 フィンランド国 司法省ならびに議会訪問
- 5日 出国
- 6日 帰国

### フィンランド議会でのヒアリングならびに討議の概要

#### 出席者

（フィンランド側）

Sinikka Kangas フィンランド議会図書館主席ナリッジ・スペシャリスト（フィンランド側コーディネイター）

Olli Mustajärvi フィンランド議会事務局長

Ari Apilo フィンランド議会書記

Professor Dr. Airi Salminen ユヴァスキュラ大学教授

Dr. Tech. Janne Saarela プロリファム社営業責任者、XML スペシャリスト

（日本側）

夏井高人 明治大学教授

小松 弘 弁護士、XML スペシャリスト

指宿 信 立命館大学教授（日本側コーディネイター）

#### プログラムならびに内容

司法省によるランチ接待の後、国会議事堂へ移動

PM 1 : 4 0 - 2 : 1 5 議事堂内特別見学ツアー

PM 2 : 1 5 - 3 : 0 0 フィンランド議会事務局より、法令データの作成プロセス、技術的背景、オンライン・サービスの現状、ナリッジ・マネージメント・プロジェクトなど現在進行中のプロジェクトなどに関するプレゼンテーションがおこなわれた

PM 3 : 0 0 - 3 : 2 5 コーヒー・ブレイク

PM 3 : 2 5 - 3 : 4 5 国家 eGovernment 計画による「メタ・データ・プロジェクト」等についてサルミネン教授よりプレゼンテーションがあった。1994年から1998年にかけて実施された、文書標準化のためのプ



プロジェクト RASKE、EU で実施された XML ベースのプロジェクト、EULEGIS そして、2003 年から始まった RASKE2 (MetaRASKE) と呼ばれる新たなメタ・データ分析に関するプロジェクトの説明と技術的課題などが報告された。

PM3 : 45 - 4 : 30 意見交換

双方より、XML の技術的問題点や到達点に関する意見交換がおこなわれた。

## SHIP プロジェクト共同シンポジウム概要

夏井高人

### 第1回シンポジウム

1999年5月29日（土） 明治大学駿河台校舎リバティタワーで開催

（参加者総数約120名）

法情報に関連する法律問題及びXMLによる法情報データベース構築の可能性について研究報告と討議を実施した。

法情報データベースを含むデータベースを一般公開した場合にデータベース運用者がサービスプロバイダとしてどのような法的責任を負うのかについて、また、XMLによる法情報データベース構築の基本技術について重要な研究成果を得た。

### 第2回シンポジウム

1999年11月27日（土） 大阪大学吹田キャンパスコンベンションセンターで開催

（参加者総数約80名）

法情報に関する法律問題、XMLによる法情報処理研究の現状及びネット上の法情報の引用方法について研究報告と討議を実施した。

インターネット上で判決情報等の法情報を提供した場合のプライバシー問題及び個人情報保護上の問題点について、また、米国での研究状況等を踏まえ、XMLによる法情報の表現方法及びWeb上の法情報の適切な引用方法等について重要な研究成果を得た。

### 第3回シンポジウム

2000年5月20日（土）・21日（日） 明治大学駿河台校舎リバティタワーで開催

（参加者延べ総数約160名）

2日間にわたり、法情報に関する法律問題、XMLによるデータベースシステムの実装及び法情報産業と大学における法情報研究との関係について研究報告と討議を実施した。

データベースに関連する知的財産権とりわけビジネス特許について、また、XMLを基盤技術とするデータベースシステムを実装する場合の技術的問題について重要な研究成果を得たほか、法情報の商業利用と学術利用との間の矛盾点とその解決方法等について多くの示唆を得た。

#### 第4回シンポジウム

2001年5月19日（土） 明治大学駿河台校舎リバティタワーで開催

（参加者総数約120名）

SHIPプロジェクトにおける最初の国際シンポジウムであり、法情報データベースの果たすべき社会的役割について研究報告及び討議を実施した。

世界で最高レベルにある米国コーネル大学及び豪州 AustLII からの研究報告等を踏まえ、世界レベルでの法情報の共有、法情報への自由なアクセス、法情報データベースの果たすべき社会的役割と貢献等について、多角的かつ重要な研究成果を得た。

#### 第5回シンポジウム

2002年4月27日（土） 明治大学駿河台校舎リバティタワーで開催

（参加者総数約120名）

2回目の国際シンポジウムであり、米国連邦政府、オーストラリア連邦タスマニア州政府及び日本国衆議院における法情報提供サービスの実際、XML及びSGMLによる法情報の表現で用いるDTDの技術的問題について研究報告と討議を実施した。

政府機関及び議会による立法情報提供サービスに関し、その理念、問題点、技術的課題等について、また、XMLにより法情報をデータベース化する場合のDTDにおける技術的検討課題と実装例における解決について重要な示唆と研究成果を得た。

#### 第6回シンポジウム

2003年5月31日（土） 明治大学駿河台校舎リバティタワーで開催

（参加者総数約140名）

3回目の国際シンポジウムであり、オーストラリア連邦ニューサウスウェールズ州プライバシーコミッショナー及びスイス共和国セントガレン大学教授の招待講演を踏まえ、判決情報におけるプライバシー問題と情報へのアクセスの自由の問題について討議をした。

判決情報に由来するプライバシー問題の実例と理論的解析、各国における対応とりわけガイドラインの制定による実務的対応、XMLの応用による技術的解決等について最先端の内容による意見交換を実現し、問題を解決するための重要な研究成果を得た。